



古河市

令和4年7月

第2次古河市環境基本計画

第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)含

2022(令和4)年度～2031(令和13)年度



はじめに

古河市の自然環境は、全国でも最大規模のヨシ原が作り出す美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されています。1955（昭和30）年から工業立地が進み、2018（平成30）年度では古河市部門別二酸化炭素排出量の構成比のうち、産業部門の割合が増加しているなど、本市の特性が現れています。



また、本市では環境保全に関する「古河市環境基本計画」を2011（平成23）年に策定し、中間年にあたる2016（平成28）年3月に見直しを行い、皆様と協働し、計画的に施策を推進してまいりました。しかし、近年地球温暖化やごみ処理問題などの環境問題を取り巻く状況は深刻化し、私たちのライフスタイルについても大きな変化が求められています。

このような状況を受け、本市では「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき脱炭素で循環型社会の実現をめざす基本的な計画として、2022（令和4）年度から10年間の計画となる「第2次古河市環境基本計画」を策定いたしました。

今後におきましては、目指す環境像である「人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち古河」を具現化し、市民、事業者、行政が一体となり取り組むことにより、次の世代へ引き継ぐべき施策を実施してまいります。

本計画の策定にあたりまして、ご審議、ご尽力いただきました古河市環境審議会委員、古河市環境市民委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画の推進により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

古河市長 針谷 力

目次

第1章	基本的事項	1
1	計画策定の背景・目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画対象期間	3
4	計画対象地域	3
5	計画対象主体	4
6	計画対象環境	4
7	計画の構成	4
第2章	第1次計画策定後の社会情勢の変化	5
1	国内外の動向	5
(1)	持続不能な世界から持続可能な世界への「変革」	5
(2)	持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)	5
(3)	パリ協定 (産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2°C未満に)	6
(4)	COP26 (第 26 回気候変動枠組条約締約国会議)	6
(5)	プラスチックごみ問題 (プラスチック資源循環戦略)	6
(6)	新型コロナウイルス感染症の影響	7
(7)	地域循環共生圏	7
(8)	2050 年カーボンニュートラルと新たな 2030 年目標	7
2	茨城県の動向	8
第3章	古河市の環境の特性と課題	9
1	環境の特性	9
(1)	古河市の位置・沿革	9
(2)	気象	10
(3)	土地利用	10
(4)	人口	11
(5)	産業構造	11
(6)	公共交通の利用状況	12
2	市域の生活環境	13
(1)	大気質	13
(2)	水質	13
(3)	騒音	13
(4)	廃棄物	13
3	市域の自然環境	15

(1) 自然環境	15
(2) 動植物・生態系	15
4 アンケート調査結果	17
(1) 概要	17
(2) 調査結果	17
5 ヒアリング調査結果	20
(1) 概要	20
(2) 調査結果	20
6 課題抽出	22

第4章 施策の進捗状況

1 施策の進捗状況	23
2 これまでの評価	24

第5章 計画の目標

1 望ましい環境像	26
2 望ましい環境像実現のための基本方針と計画の視点	27
3 第2次古河市環境基本計画 施策体系図	29

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 具体的な施策の展開	30
2 基本目標と施策	32
基本目標1【地球環境】身近な地域から地球にやさしいまち	33
基本目標2【自然環境】水やみどりと共生した自然豊かなまち	45
基本目標3【生活環境】活力と元気があふれる健やかなまち	58
基本目標4【快適環境】人と自然にやさしいうるおいのあるまち	67
基本目標5【環境保全に取り組むための基盤づくり】みんなで考え自ら動くまち	76
3 計画の進捗管理の基本的な考え方	82
(1) 各主体の協働	82
(2) 行政組織の構築	82
(3) 事業者の環境配慮指針	83
4 計画の推進及び進捗管理体制	83

資料編

本文中における「*」印がある言葉については、「資料編」の「用語集」にて内容を説明しています。

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・目的

私たちのまち古河市（以下、「本市」という。）は、関東地方のほぼ中央、茨城県西端に位置し、人口約14万人の県西地域最大の都市です。1955（昭和30）年代から工業立地が進み、近隣の市町村から労働人口流入があり、本市を中心とする古河都市圏を形成しています。自然環境面においては、全国でも最大規模のヨシ原がつくりだす美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されています。

これらの地域特性を前提として、2011（平成23）年度に策定した古河市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）では、目指す将来環境像と5つの基本目標を掲げ、環境保全及び地球温暖化等に対する各種施策・事業に取り組んできました。

一方、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、世界では、地球環境の危機を反映しSDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会が一丸となって持続可能な社会実現のための取り組みが加速しており、我が国ではパリ協定を踏まえ、2050（令和32）年までに温室効果ガス*の排出をゼロにするカーボンニュートラル*及び脱炭素社会*の実現を目指す宣言を行いました。

このような背景のもと、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するため、2022（令和4）年度を始期とする「第2次古河市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」及び第1次計画の理念・進捗状況等を踏まえ、市民、事業者、市が一体となって取り組みを進めていく指針となるものです。新施策・取組を検討し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。



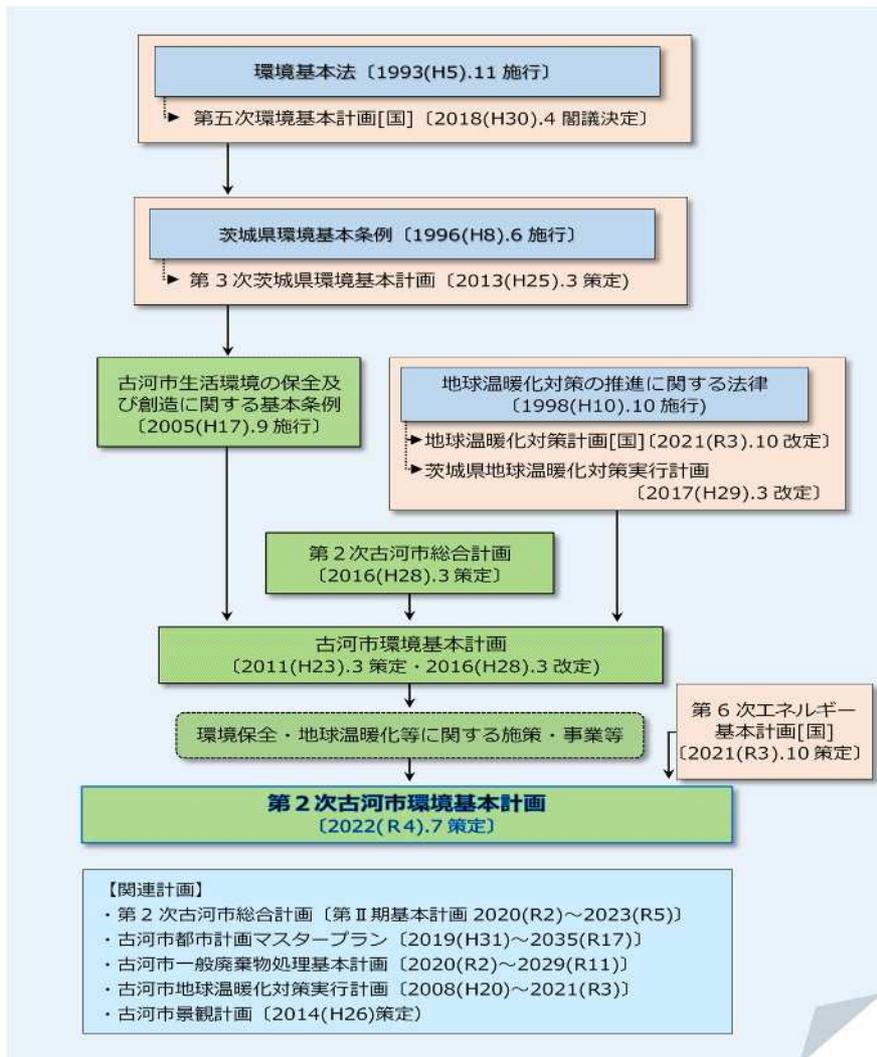
写真出典：古河市 HP

第1章 基本的事項

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

- 1 環境に関する本市の最も基本となる計画であり、「第2次古河市総合計画」を環境面から具現化するための指針として策定した古河市環境基本計画〔2016(H28)年3月改定〕に基づき実施された施策・事業等を取りまとめ、見直すもの
- 2 「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、本市の各部門において施策を立案・実施するための指針となるもの
- 3 国の定める「環境基本法」、「第五次環境基本計画」及び茨城県の定める「第3次茨城県環境基本計画」と整合を図り、策定するもの
- 4 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体実行計画であり、国における地球温暖化防止に関する諸計画や本市の自然的社会条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定するもの



3 計画対象期間

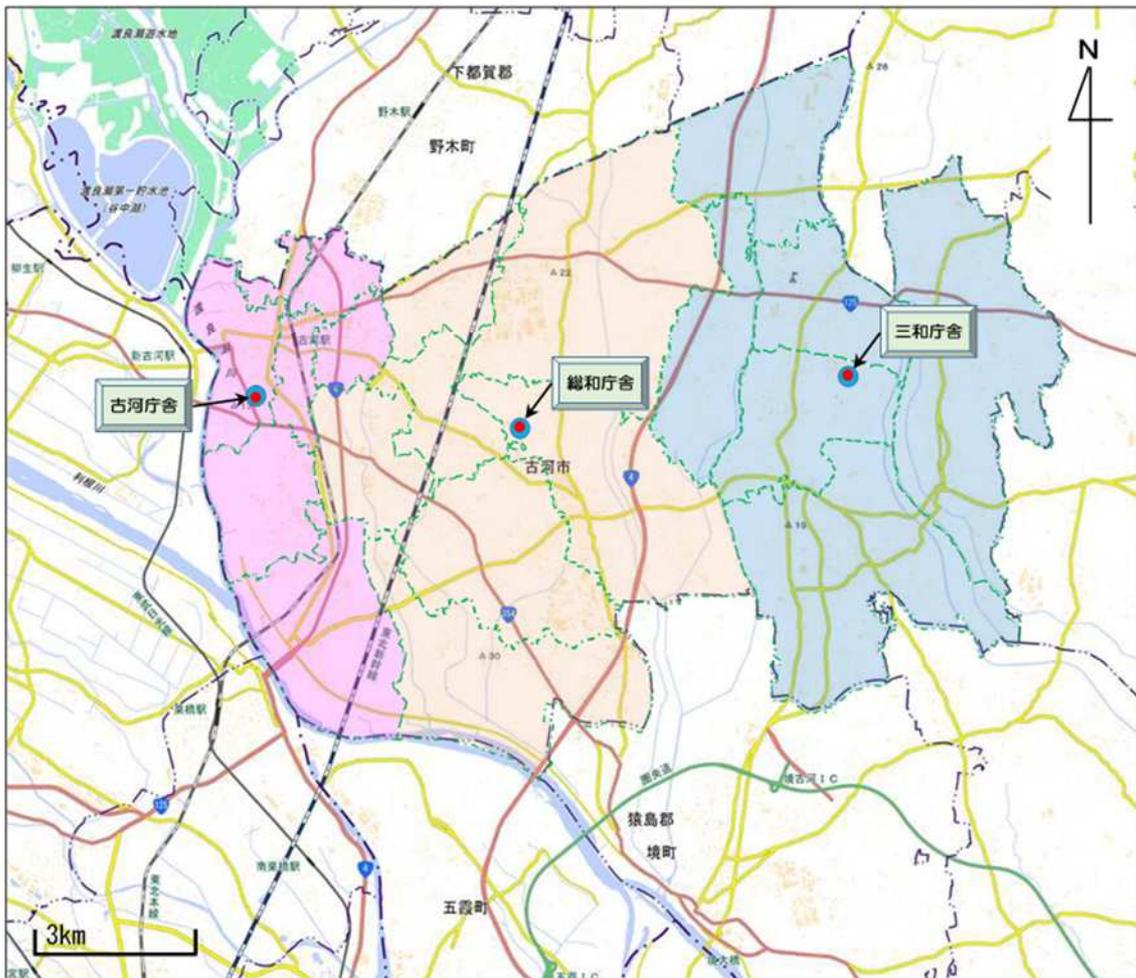
本計画は、2031（令和13）年度を目標年次とし、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間を計画期間とします。なお、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

西暦(20××)年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
和暦(平成・令和)年	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総合計画[基本構想]	第1次					第2次(20カ年)																				
総合計画[基本計画]	IV 第V期(4カ年)		第I期(4カ年)		第II期(4カ年)		第III期(4カ年)		第IV期(4カ年)		第V期(4カ年)															
第1次環境基本計画	第1次(11カ年)※																									
第2次環境基本計画													第2次(10カ年)													

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本計画の策定が1年遅れての開始となったため、第1次計画の期間を1年延長しました。

4 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。



古河市詳細図

引用作成：古河市 HP
：国土地理院地図

5 計画対象主体

本計画の対象とする主体は、市民・事業者・滞在者及び市とします。

将来の望ましい環境像の実現に向けて市民・事業者・滞在者及び市の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していきます。

6 計画対象環境

本計画の対象となる環境の範囲は、以下のとおりです。

◆自然環境

私たちの身の周りに存在する空気や土・生物等、生物の生存基盤となる環境

→農地・平地林／河川・水辺／動物・植物／自然とのふれあいなど

◆生活環境

大気・水質・騒音・廃棄物など、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境

→大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物など

◆快適環境

生活空間の中のみどり・音・香り・景観等、ふれあいの中で快適と感じる環境

→公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化、暮らしのマナー・モラルなど

◆地球環境

地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境

→地球温暖化／グリーン社会の実現／気候変動*対策など

7 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

第1章	基本的事項 計画策定の背景・目的、計画の位置づけなど
第2章	第1次計画策定後の社会情勢の変化 国内外の動向、茨城県の動向
第3章	古河市の環境の特性と課題 環境の特性、市域の生活環境、市域の自然環境、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果
第4章	施策の進捗状況 施策の進捗状況、これまでの評価
第5章	計画の目標 望ましい環境像、望ましい環境像実現のための基本方針と計画の視点
第6章	計画の推進及び進捗管理 具体的な施策の展開、基本目標と施策、計画の進捗管理の基本的な考え方、計画の推進及び進捗管理体制

第2章 第1次計画策定後の社会情勢の変化

1 国内外の動向

(1) 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、「国連持続可能な開発サミット」において、2001 (平成 13) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) *の後継として 2015 (平成 27) 年 9 月に採択された 2030 (令和 12) 年までの国際開発目標のことをいいます。

持続可能な世界を達成するため、国連持続可能な開発サミットでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的で強くしなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段をとることを決意し、すべての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げました。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲット、232 の指標から構成されています。

SDGs は、すべての国に適用される普遍的な目標であり、その達成のために、政府や市民、民間事業者といったすべてのステークホルダー (利害関係者) が積極的に取り組み推進していくものです。

SDGs の 17 の目標



出典：国際連合広報センター

(3) パリ協定（産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に）

世界の温室効果ガス排出削減については、1992（平成4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において議論が行われてきました。しかし、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設け、先進国にしか削減義務が課されなかったこともあり、開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出する結果となりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして2015（平成27）年12月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

(4) COP26（第26回気候変動枠組条約締約国会議）

2021（令和3）年10月、英国グラスゴーでCOP26が開催されました。この会議の合意内容は、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求」「必要に応じて2022（令和4）年末までに2030（令和12）年の削減目標を再検討」などとなっており、最大の焦点だった石炭火力発電の利用について、当初の文書案から表現を弱め、「段階的な廃止(phase-out)」から「段階的な削減(phase-down)」に変更されました。

合	◇気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求
意	◇必要に応じて2022（令和4）年末までに2030（令和12）年の削減目標を再検討
文	◇排出削減対策の取られていない石炭火力の段階的削減へ努力
書	◇先進国から途上国に年1000億ドルを支援する。2020（令和2）年までの
概	目標未達は深い遺憾。速やかに達成を
要	

(5) プラスチックごみ問題（プラスチック資源循環戦略）

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がり、沿岸の環境、船舶の航行、観光・漁業などへの影響が確認されています。海洋ごみの中でもプラスチックは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、このままでは2050（令和32）年までに海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出・滞留すると予測されています。

海洋に漂流したプラスチックは自然に分解されにくく、長期間にわたり環境中にとどまります。また、波や紫外線により物理的に砕かれ、5mm以下の大きさとなった微小なプラスチック（マイクロプラスチック*）は、有害化学物質を吸着しやすいと報告されています。これらのプラスチックは、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系への影響が懸念されることから、実効的な対策が求められています。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、2019（令和元）年に中国の湖北省武漢で確認され、米ジョンズ・ホプキンス大学の発表によると2022年（令和4）1月現在、全世界の累積感染者数は3億5137万8115人、累積死者数は559万6504人となっています。デルタ株に続き、さまざまな変異株が生まれ、その中でオミクロン株のパンデミック（世界的大流行）が発生しています。

新型コロナウイルス感染症の環境面に対する影響については、パンデミックによる経済活動の停滞で、温室効果ガスの排出量が急減していると言われていました。しかし、これは一時的なものにすぎないと指摘されており、数年後には元の状況に戻るとされています。

今後も地球規模での温室効果ガスの排出量は増え続けていくと考えられ、更なる温室効果ガス低減対策が求められています。

(7) 地域循環共生圏

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である一方で、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となっています。このことを踏まえ、国の第五次環境基本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方を示しました。これにより新たなバリューチェーン*を生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造することを目指しています。

(8) 2050年カーボンニュートラルと新たな2030年目標

菅前総理大臣は、2020（令和2）年10月26日、所信表明演説において、「我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、気候サミットにおいて、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、2030（令和12）年度において、温室効果ガスの2013（平成25）年度比46%削減を目指すことを宣言するとともに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。

2 茨城県の動向

茨城県では、急激な人口減少・少子高齢化の進行など、これまでに経験したことの無い時代の転換期を迎え、この時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを進めるため、新たな総合計画を2018（平成30）年に策定しています。

その中で「かけがえのない自然環境の保全・再生」を大きな政策として掲げ、「湖沼の水質浄化」、「身近な自然環境の保全」、「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」、「不法投棄対策と循環型社会*づくり」、「持続可能なエネルギー社会の実現」の5つの施策を進めることとしています。

茨城県の動向〔2012（平成24）～2021（令和3）年度〕

年 度	動 向 の 内 容
2012年度 (平成24年度)	・第3次茨城県環境基本計画 策定(H25.3)
2013年度 (平成25年度)	・茨城県環境影響評価*技術指針 改定(H26.3)
2014年度 (平成26年度)	・茨城の生物多様性*戦略 策定(H26.10)
2015年度 (平成27年度)	・第3期いばらき科学技術振興指針 策定(H28.3) ・第4次茨城県廃棄物処理計画 策定(H28.3) ・いばらき未来共創プラン 茨城県総合計画 策定(H28.3)
2016年度 (平成28年度)	・茨城県家畜排せつ物利用促進計画 策定(H28.4) ・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第7期) 策定(H29.3) ・茨城県地球温暖化対策実行計画 改定(H29.3)
2017年度 (平成29年度)	・第12次鳥獣保護管理事業計画 策定(H29.4) ・第12次鳥獣保護管理事業計画 変更(H30.3)
2018年度 (平成30年度)	・いばらき霞ヶ浦宣言 2018 発信(H30.10) ・茨城県総合計画 策定(H30.11)
2019年度 (平成31年度) (令和元年度)	・茨城県地域気候変動適応センターの設置(R31.4)
2020年度 (令和2年度)	・茨城県環境影響評価条例施行規則 改正(R2.3) ・茨城県独自の新型コロナ緊急事態宣言の発令(R3.1)*
2021年度 (令和3年度)	・茨城県新型コロナ緊急事態宣言の発令(R3.8)*

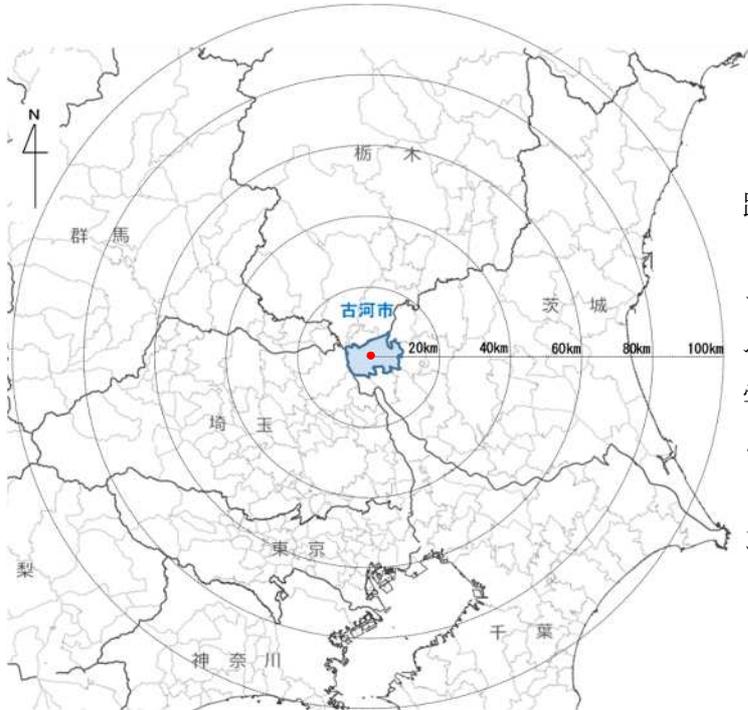
※2020（令和2）年に勃発したコロナ禍によるパンデミックの影響で、環境に関する各種イベントやボランティア活動等が中止に追い込まれました。このような背景を踏まえて、コロナ関連の動向を記載しています。

第3章 古河市の環境の特性と課題

1 環境の特性

(1) 古河市の位置・沿革

本市は茨城県の最西端に位置し、下の図のように古河市から 100km 半径の円を描くと、関東1都6県がほぼきれいに収まります。



栃木県・埼玉県の両県に隣接し、群馬県・千葉県との県境も至近距離にあります。

加えて JR 宇都宮線・湘南新宿ラインにより、東京都・神奈川県へのアクセスが非常に良く、通学・通勤者が大変多い地域です。このような背景から、本市は 2010（平成 22）年 9 月に「関東ド・マンナカ宣言式」を行いました。

本市は、2005（平成 17）年 9 月 12 日、平成の大合併により一市・二町であった旧古河市と総和町・三和町が新設合併し、現在の古河市となりました。

当該合併の特徴として、この一市・二町は一つの生活圏として地域を形成してきたことから、合併することにより財政基盤を強化するとともに地方分権の受け皿として対応し、住民ニーズに対応したまちづくりが展開されることを期待されたものです。

また、本市では合併後の新しい市の木・市の花として、2008（平成 20）年 5 月 1 日付けで市の木を「ケヤキ」、市の花を「ハナモモ」としました。



ケヤキ



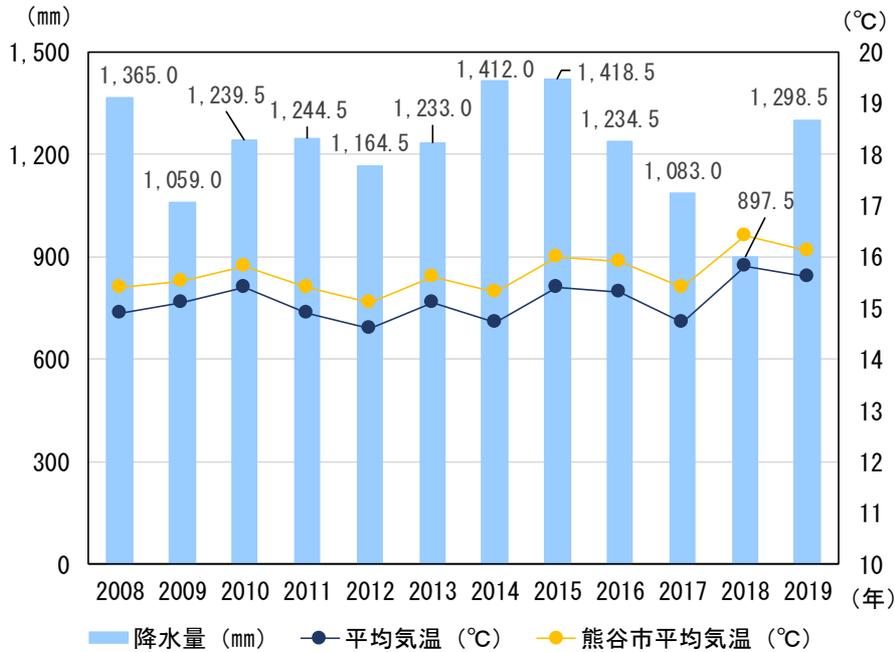
ハナモモ

出典：古河市 HP

第3章 古河市の環境の特性と課題

(2) 気象

本市は関東内陸の気候で、夏は近隣の酷暑で有名な熊谷市、前橋市、館林市と同じく酷暑となります。冬は北西の季節風が強い日が多く発生するため、実際の気温より体感温度は低く感じられることもあります。また、放射冷却現象により、朝は氷点下の冬日となることもあります。過去10年間の年平均気温は14～15℃前後で推移し、降水量は年間で1,000～1,400mmとなっています。



古河市年間降水量と年平均気温の推移 出典：統計古河(2020年度)

(3) 土地利用

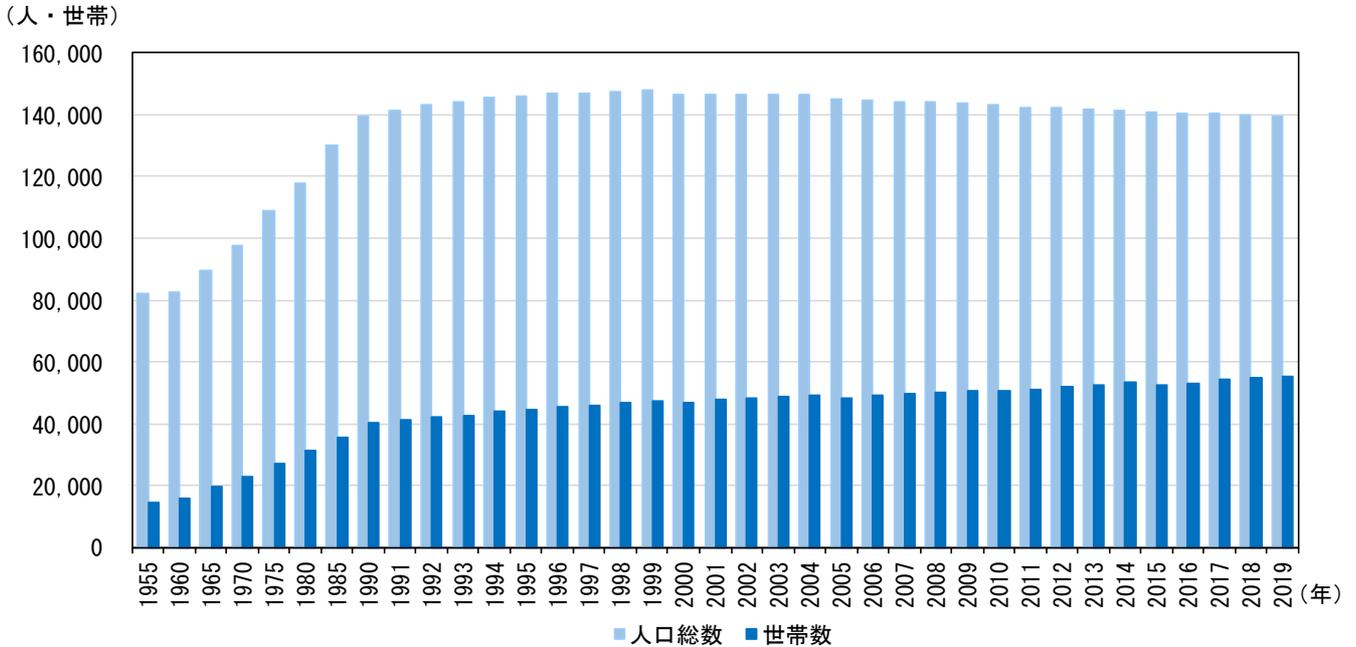
本市の地目別面積は、過去10年間ほぼ変わりにく推移しています。10年前〔2009(平成21年)〕に比べ、畑と山林がそれぞれ約1%減少し、宅地が約3%増加しています。



古河市地目別土地面積の推移(各年1月1日現在) 出典：統計古河(2020年度)

(4) 人口

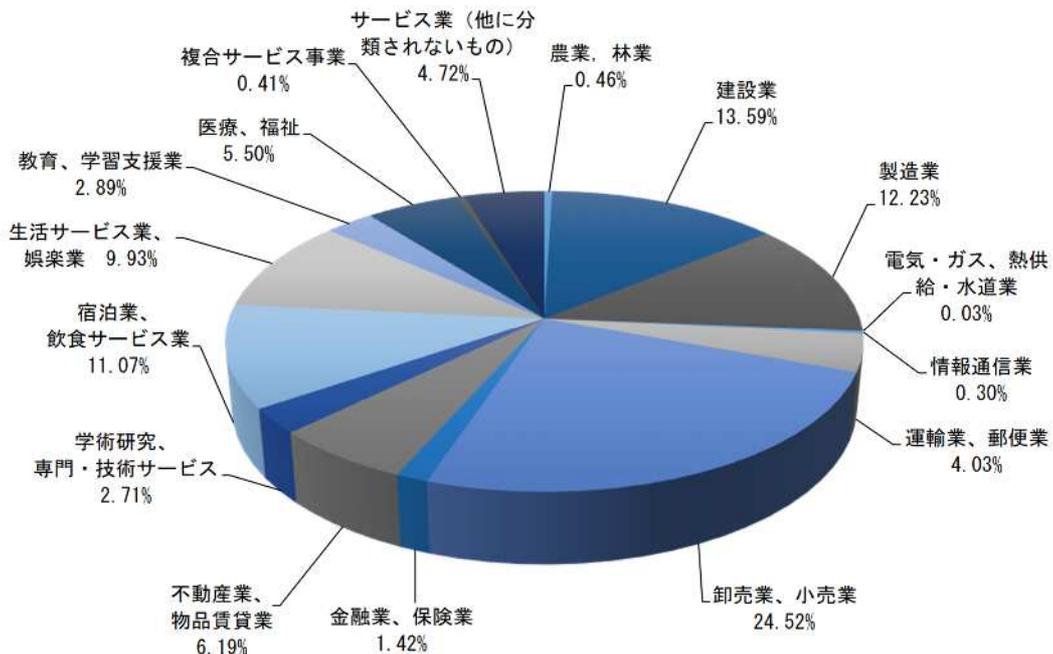
本市の人口は、1960（昭和 35）年頃から増加がみられましたが、1999（平成 11）年の 147,774 人を境に、その後は徐々に減少に転じ 2019（令和元）年には 139,274 人となっています。世帯数は 1960（昭和 35）年以降、増え続けており、2019（令和元）年には 55,580 世帯となっています。



古河市人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在） 出典：統計古河（2020 年度）

(5) 産業構造

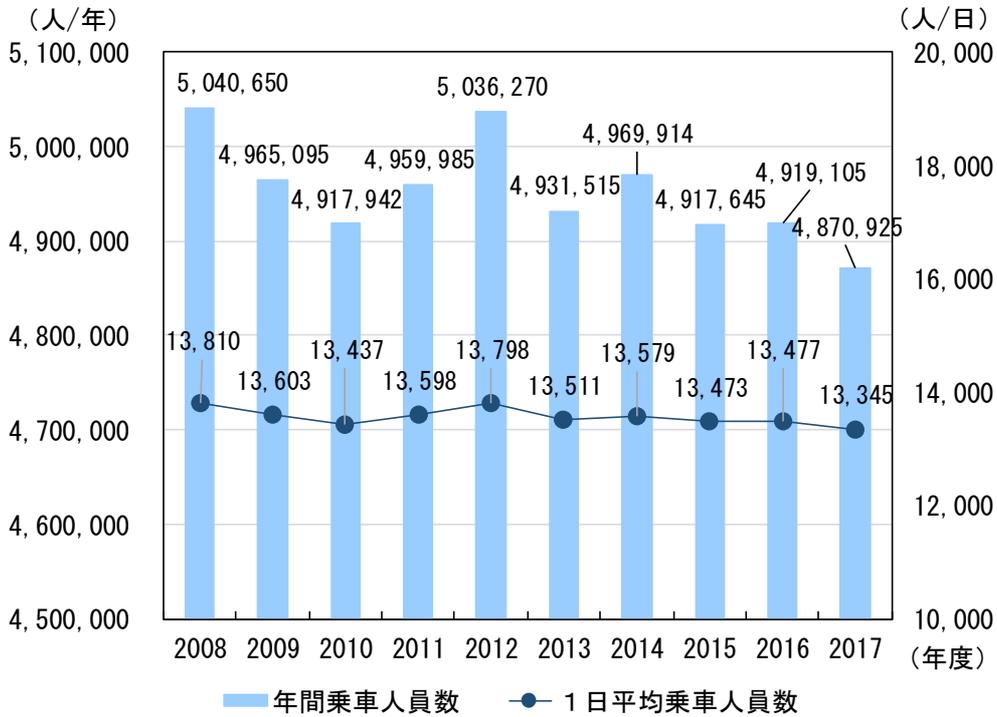
本市は、物流・製糸の拠点として栄えた都市でありましたが、現在はこうした産業基盤は消失しており、現在の産業分類別事業所数の比率は、卸売業、小売業 約 24.5%、建設業 約 13.6%、製造業 約 12.2%、宿泊業、飲食サービス業 約 11.1%、生活サービス業、娯楽業 約 9.9%となっています。



古河市産業分類別事業所数（2016 年 6 月 1 日現在） 出典：統計古河（2020 年度）

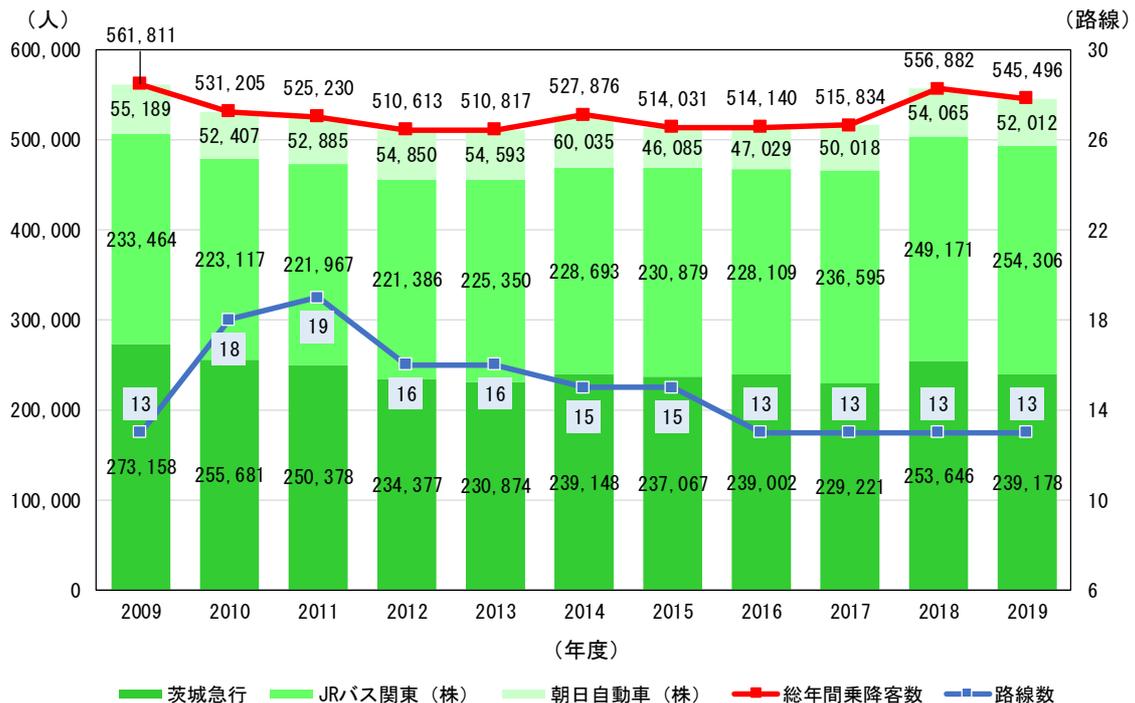
(6) 公共交通の利用状況

JR古河駅の年間乗車人員数の推移を見ると、2013（平成25）年度を境にして、減少傾向を示しています。



JR古河駅の年間乗車人員・1日平均乗車人員の推移 出典：統計古河(2020年度)

本市のバス路線数は2011（平成23）年をピークに減少し、現在は3社によって13路線が運行されています。バス路線の年間乗降客数は2012（平成24）年まで年々減少傾向にありましたが、2013（平成25）年、2014（平成26）年と増加し、2019（令和元）年度には545,496人となっています。



バスの年間乗降客数と路線数の推移 出典：統計古河(2020年度)

2 市域の生活環境

(1) 大気質

大気質は、古河保健所と市にて各物質を測定しています。光化学オキシダント*については、昼間の1時間当たりの年平均値が環境基準*の0.06ppmを超過していますが、その他の項目については環境基準を達成しています（数値等は資料編にて記載）。

(2) 水質

水質汚濁は、一般家庭から排出される生活排水が主な原因とされることから、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）*などを測定しています。

全ての測定地点で環境基準を達成しています（数値等は資料編にて記載）。

(3) 騒音

①自動車道路

自動車騒音の状況を把握するための調査は、幹線道路に面した地域において、年度ごとに区切って実施されています。2021（令和3）年2月に実施した道路騒音測定結果は、昼間「No.6 つくば古河線（42520-1）」において、環境基準70dBを3dB超過しています。要請限度については全ての測定地点で基準を達成しています（数値等は資料編参照）。

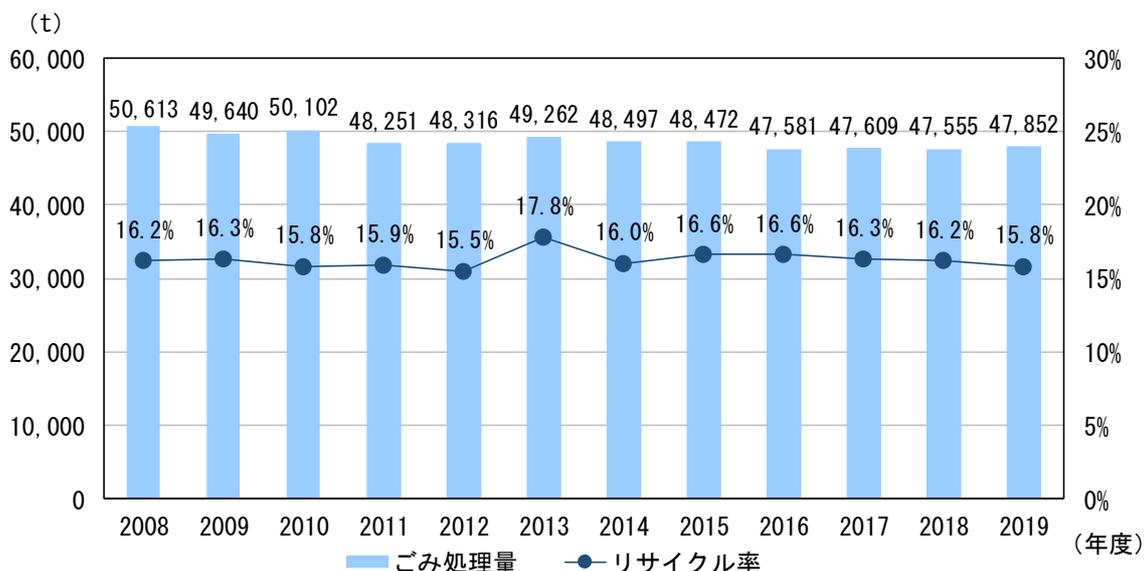
②新幹線鉄道

「No.①古河市下辺見2586」の25m地点（測定地点側の軌道中心からの距離）で74dBとなっており、環境基準を4dB超過しています。その他の測定地点については全て環境基準を達成しています。

(4) 廃棄物

①ごみ処理量とリサイクル率

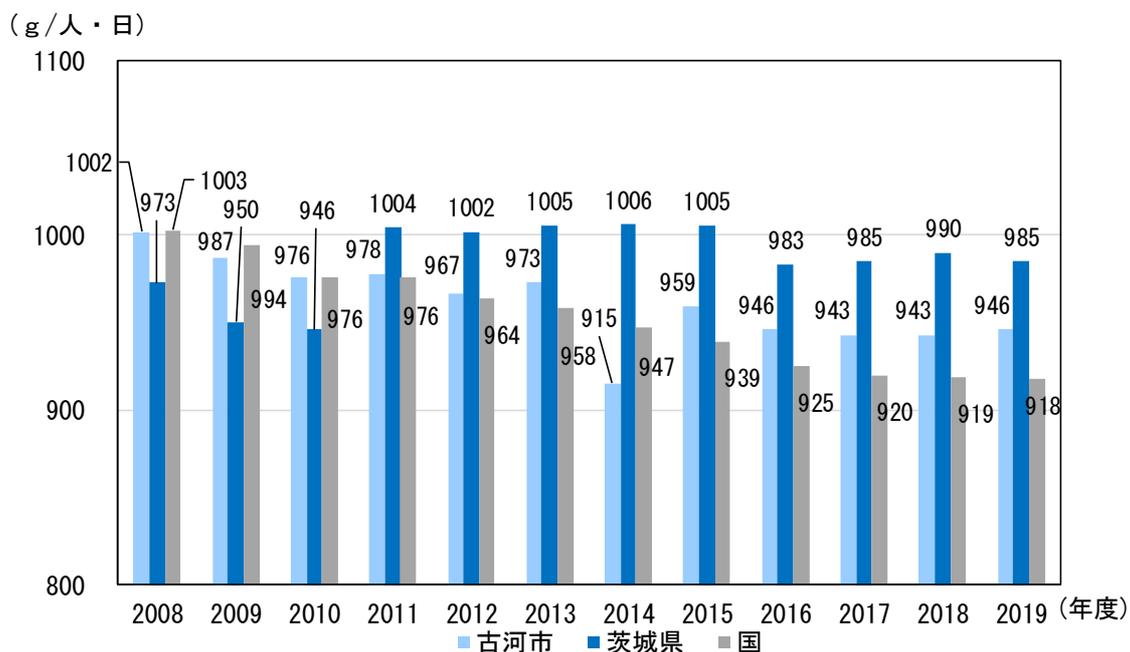
本市のごみ処理量は、2016（平成28）年以降47,000t台で推移しており、リサイクル率は15%～16%となっています。



古河市ごみ処理量とリサイクル率の推移 出典：環境省 廃棄物処理技術情報

②1人当たりのごみ排出量

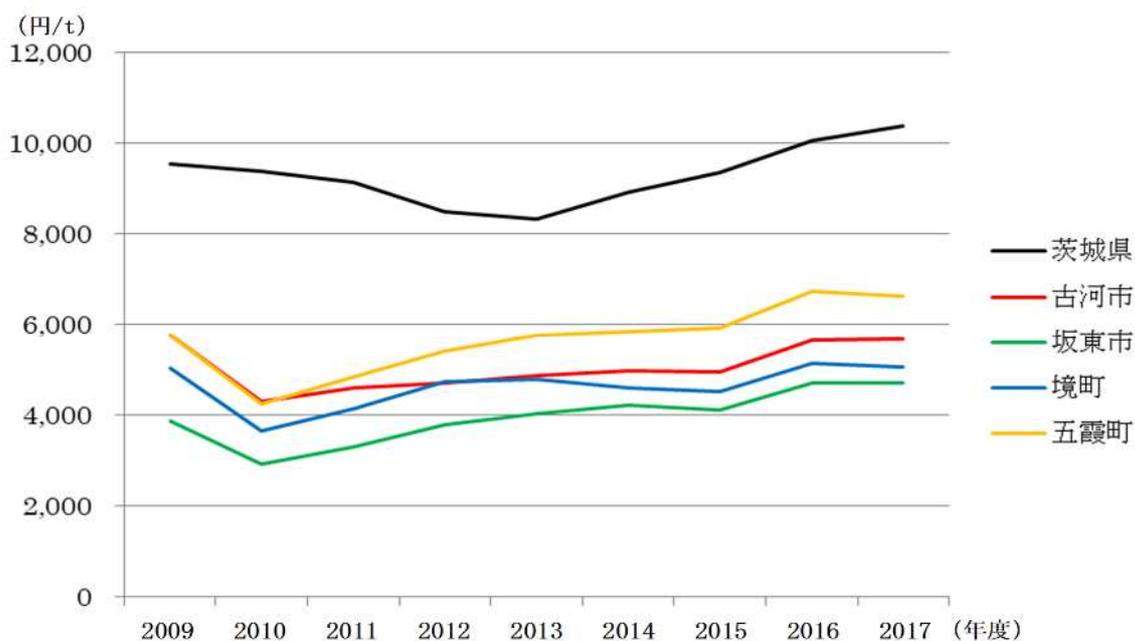
本市の1日1人当たりのごみ排出量は2008（平成20）年度で1,002g/日であったものが、2019（令和元）年度では946g/日（約5.6%減少）となっています。



古河市1日1人当たりのごみ排出量の推移 出典：環境省 廃棄物処理技術情報

③ごみ収集人口1人当たり中間処理・最終処分経費の推移

2017（平成29）年度の本市におけるごみ収集人口1人当たり中間処理・最終処分経費は5,559円/人となっており、経年的に茨城県の平均を下回っています。



古河市ごみ収集人口1人当たり中間処理・最終処分経費の推移

出典：「古河市一般廃棄物処理基本計画令和元年度版」

3 市域の自然環境

(1) 自然環境

本市は、南部を利根川が東流し、西部は渡良瀬遊水地を經由した渡良瀬川が流れ、宮戸川や西仁連川等の河川が田園地域を南流する、水とみどり豊かな自然環境を有しています。

市内の古河総合公園(古河公方公園)は、ユネスコの「文化景観の保護と管理に関するメリナ・メルクーリ国際賞」を受賞しており、市民の憩いの場となっています。「ハナモモ」や太古を偲ぶ「大賀ハス」をはじめとする花々が咲き誇り、ラムサール条約*に登録された国際的に重要な湿地として認められた渡良瀬遊水地の玄関口にもなっています。



「古河総合公園(古河公方公園)」 出典：古河総合公園 HP

(2) 動植物・生態系

本市は、多くの動植物を育む水とみどりに恵まれた自然環境を豊富に有しており、渡良瀬遊水地と結ばれている利根川沿いにおいても水鳥等が多く観測されています。

①動物

自然環境保全基礎調査においては、環境省レッドデータブック*2020(環境省編)で絶滅危惧種Ⅱ類(UV)に指定されているタガメ、準絶滅危惧(NT)に指定されているオオムラサキをはじめ、茨城県版レッドデータブック動物編2016年改訂版で指定されているゲンジボタル(準絶滅危惧種)やハッチョウトンボ(準絶滅危惧種)、カッコウ(絶滅危惧ⅠB類)、アオバズク(絶滅危惧ⅠB類)、ミナミメダカ(準絶滅危惧種)が観測されています。

平地林や湿地の減少、河川環境の悪化等によって、野生生物の生息空間が破壊・縮小しています。両生類や鳥類、昆虫類についても減少が懸念されます。

第3章 古河市の環境の特性と課題

②植物

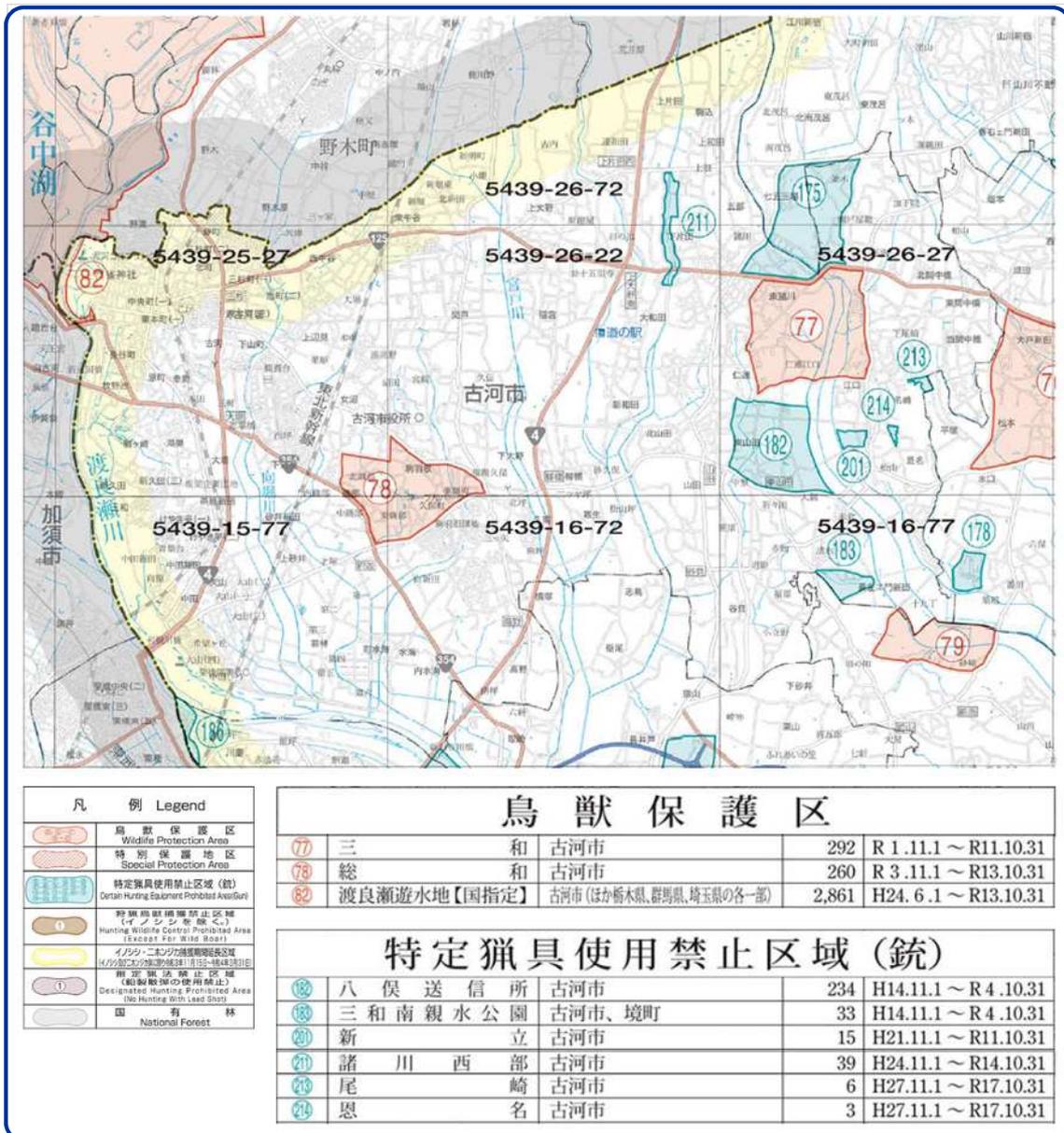
古河地区の湿性草原が特定植物群落に選定されています。

自然環境保全基礎調査においては、茨城県版レッドデータブック植物編 2012 年改訂版で絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているキキョウが総和地区で観察されているほか、古河総合公園で絶滅危惧種ⅠB類のサンショウモや、情報不足 2 現状不明種のタヌキモが確認されています。

市内全域にクヌギ・コナラ群集が広がり、古河地区ではヨシクラスの自然草原が、総和・三和地区においてはアカマツ植林等が観測されています。

③鳥獣保護区域

茨城県では、鳥獣保護を図るため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護区を指定して、鳥獣の捕獲を禁止しています。本市では、総和地区と三和地区の一部が身近な鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定されています。



令和3年度鳥獣保護区等位置図(南部版) 出典:茨城県HP

4 アンケート調査結果

(1) 概要

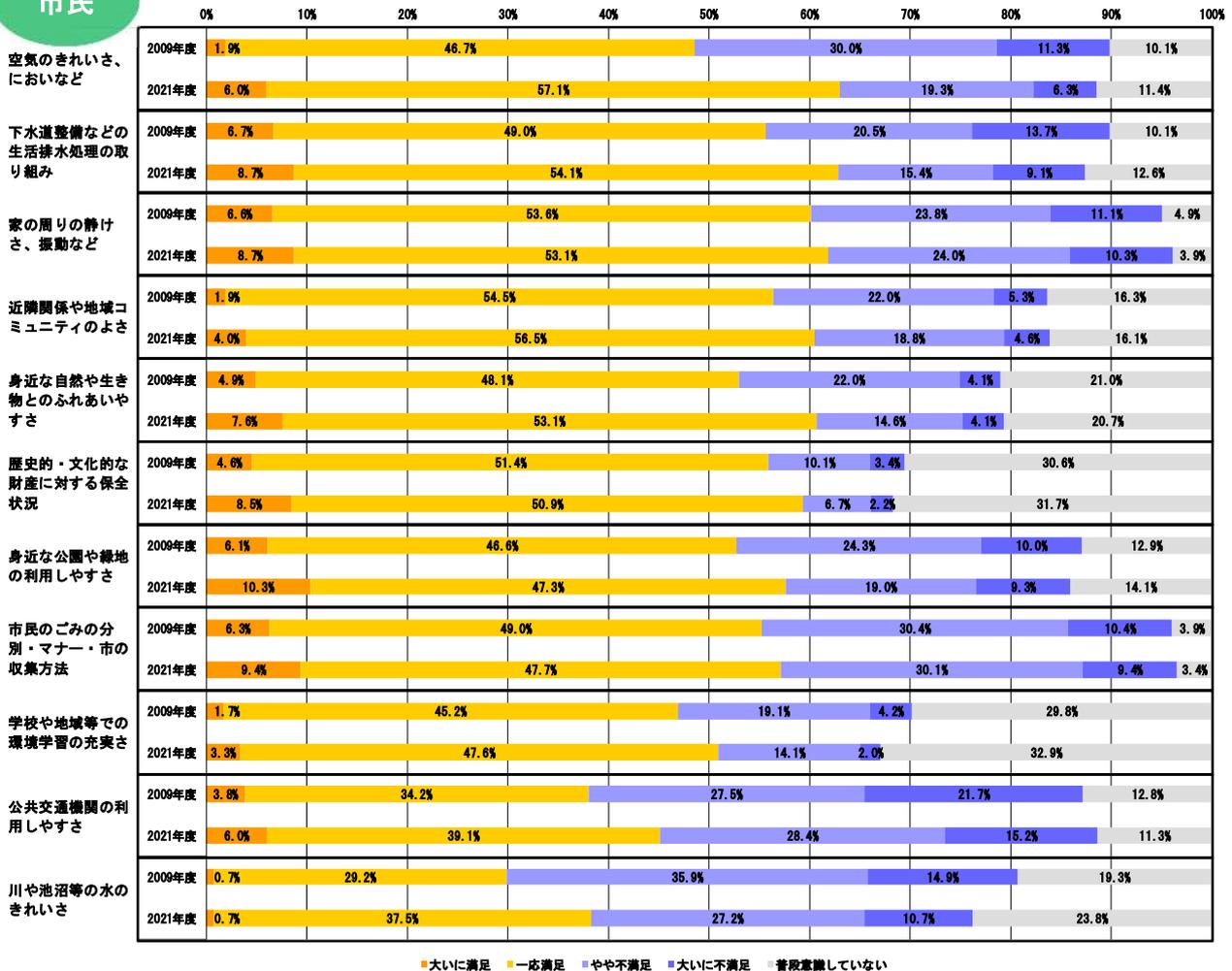
環境について、市民や事業者のみなさんが日頃考えていることや実際に行動されていること、また環境行政における市への思いや要望等を把握して今後の計画策定業務に活かし、反映させるようにアンケート調査を以下のとおり実施しました。

さらに今回新しい試みとして、行政に携わっている古河市役所職員自身の環境への意識等を把握し、計画策定に活かせるよう Web 方式にてアンケート調査を実施しました。

調査実施期間		2021（令和3）年 8月10日～9月30日		2021（令和3）年 9月1日～9月24日
調査対象者		市内在住18歳以上の男女	市内在籍事業者	古河市役所職員
配布数		2,000人	500社	994人（Web回答）
回収数 （回収率）	今回（2021年度）	710人 （35.5%）	185社 （37.0%）	549人 （55.2%）
	前回（2009年度）	778人 （38.9%）	187社 （37.4%）	— （実施していません）

(2) 調査結果

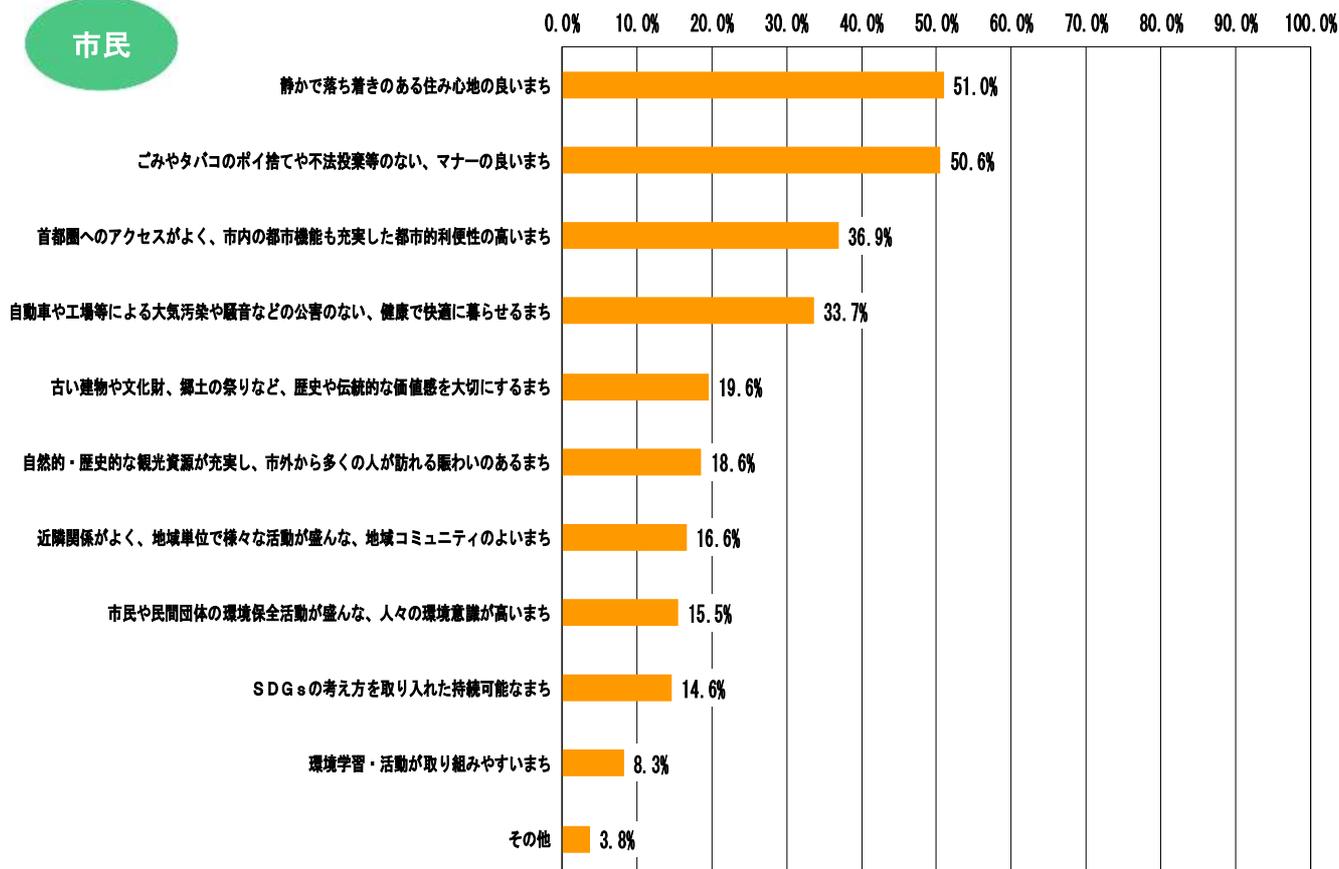
市民



現在の環境に対する市民満足度（前回との比較）

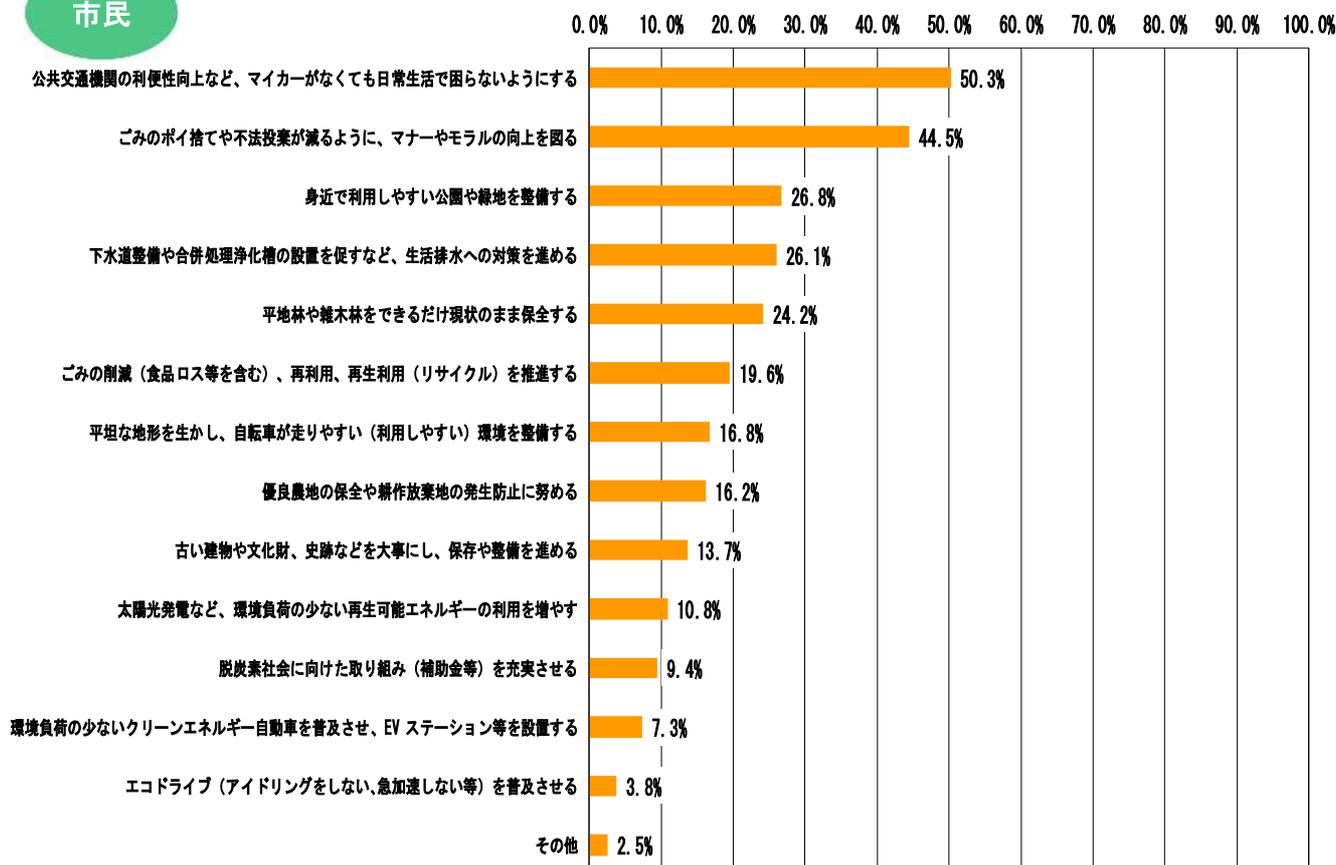
第3章 古河市の環境の特性と課題

市民



将来の環境に対する市民イメージ（有効回答者数に占める割合）

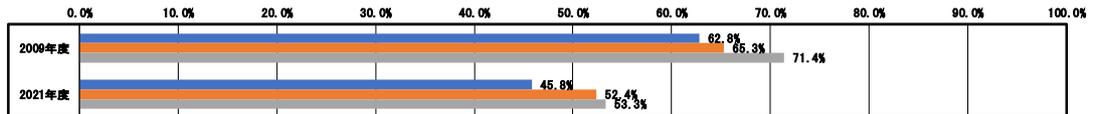
市民



将来の環境に対する市が重視すべき取組（有効回答者数に占める割合）

事業者

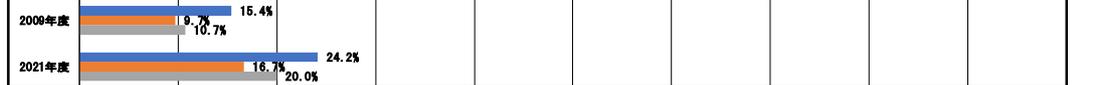
環境保全の取り組みは、コストがかかる



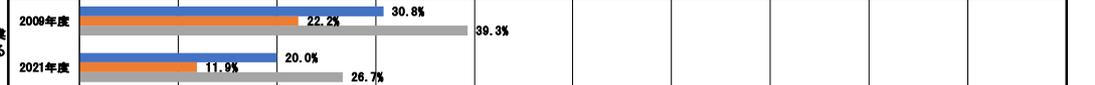
環境保全の取り組み方法が分からない。環境保全に関する情報や知識がない



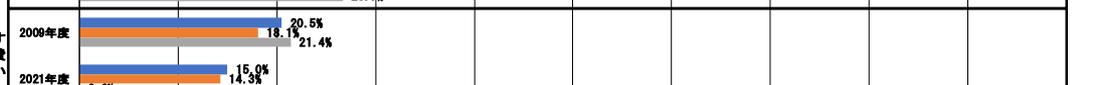
特に障害や課題はない



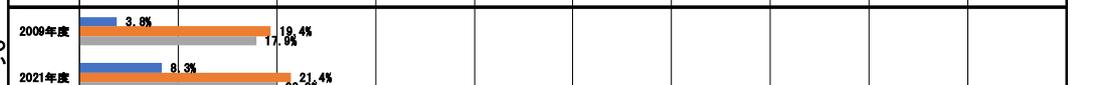
環境保全の推進による事業活動への効果は不明である



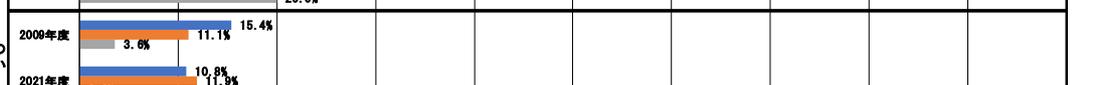
環境保全の取り組みに対する顧客（取引先企業、消費者等）の理解がまだ少ない



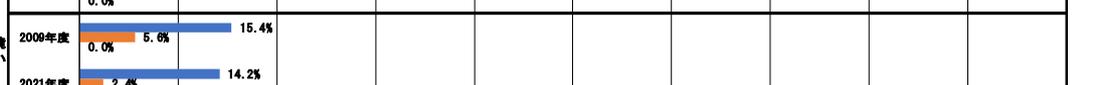
事業所内で取り組むための意思統一を図るのが難しい



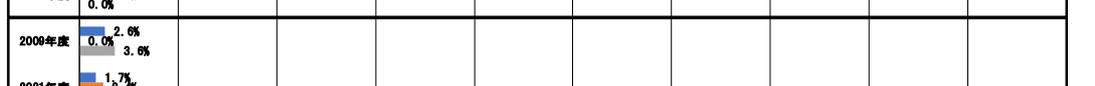
環境保全に取り組むための場所、敷地が確保できない



事業内容から判断し、環境保全に取り組む必要がないと考えている



その他

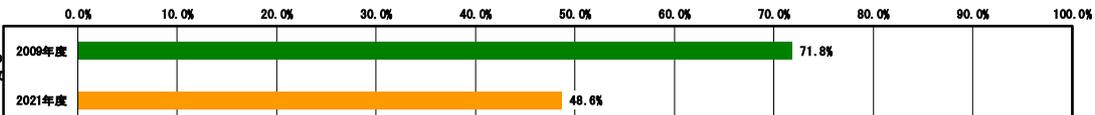


■10人以下 ■11~49人 ■50人以上

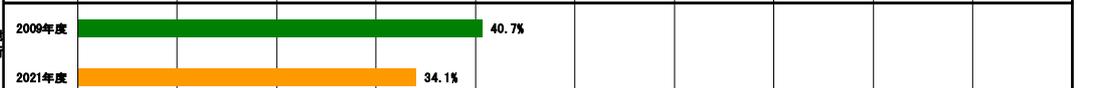
環境保全の取り組みを推進する場合における事業所にとっての障害や課題（有効回答所数に占める割合）

事業者

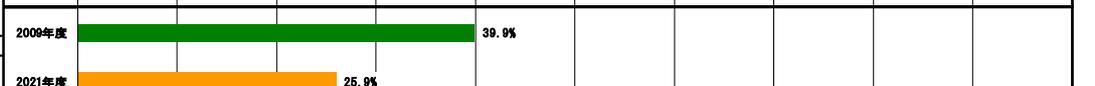
事業者が環境保全のための機器等を購入する際の財政的な支援



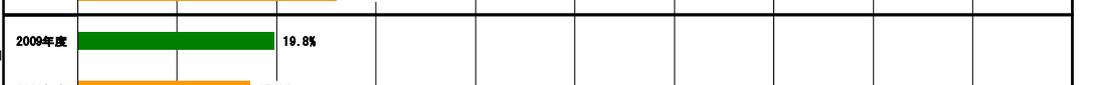
研修会や講習会など、環境に関する知識や情報、技術を取得する機会の創出



環境に関する情報を提供するための施設や媒体（ホームページ等）の整備



環境問題に関する相談窓口の設置



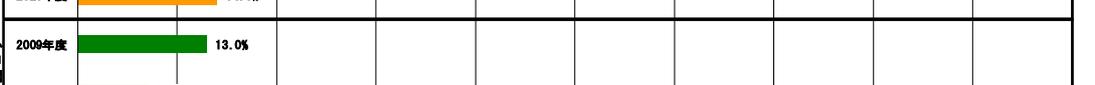
大気汚染、水質汚濁などの公害を未然に防止するため、規制措置や監視体制を強化



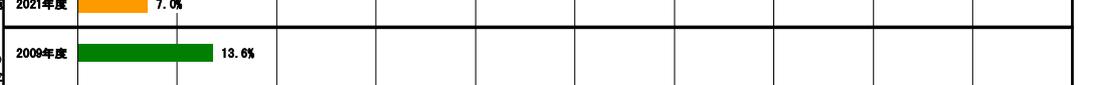
特に期待することはない



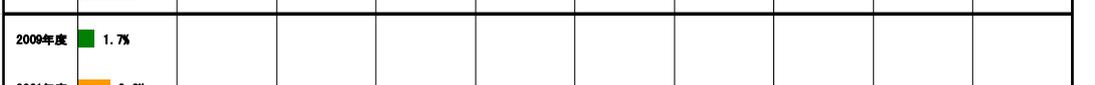
環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21など）に関する情報提供や講習会実施



環境保全またはSDGsの取り組みに貢献している企業の表彰



その他



将来の環境保全に対する市が重視すべき取組（有効回答所数に占める割合）

第3章 古河市の環境の特性と課題

5 ヒアリング調査結果

(1) 概要

本市における主要産業に関わる団体が無作為に5団体抽出し、それぞれの立場からの環境保全及び地球温暖化対策等に関する「地域の実態」や「産業別の特性・課題」に即した事業者の取組やその促進施策の立案内容を把握し、計画策定業務に活かしつつ反映させるよう以下のとおりヒアリングを実施しました。

調査実施期間	2021（令和3）年9月1日～2021（令和3）年9月20日				
調査対象団体	茨城むつみ 農業協同組合	古河商工会議所	古河市商工会	古河市工業会	（一財） 古河市地域 振興公社

(2) 調査結果

ヒアリング結果（1/2）

質 疑	取組内容 実施状況	取組にあたっての課題	今後の取組に対する 市への要望
① 温室効果ガスの削減について	○ 青果物の品種・作付時期、作型等の変更	○ 夏季時期の播種・定植作業は対応が難しい状況	
	○ 青果物の残渣については畑への還元が主流		
	○ レタス類の包装フィルムのゴミの処分については販売業者・リサイクル業者との連携により生産者より回収	○ 現在回収場所を各地区の野菜集荷場で行っているが、業者が引き取りに来るまでの保管場所の確保	
	○ ネーブルパークでは、平成20年度よりポニー牧場を窓口に「ペットボトルキャップ回収活動」を実施		
	○ 古河総合公園（古河公方公園）では、伐採木をチップ化し、園路補修材として活用している		
	○ 資源ごみの回収、リサイクル品としての排出（紙ごみ、段ボール、ペットボトルキャップのリサイクル業者への排出）	○ リサイクルへの意識が低く一部の会員のみの取り組みとなっている	○ リサイクルへの周知徹底、意識啓発
② ゼロカーボンに向けた取組 （カーボンオフセットに向けた取組等）	○ グリーンマルチの取り扱い規模縮小	○ グリーンマルチ代替品の品質・性能の安定（圃場での試験を随時実施中）	○ 啓発活動
③ 省エネ対策について	○ 電気・水道・ガス等の使用は最低限の使用とし、照明やエアコンは使用時間の制限を設けるなどの呼びかけている		○ 啓発活動
	○ 「クールビズ」の一環として例年5月1日から10月31日の期間、原則「上着・ネクタイの着用」をしない		
	○ 室内のエアコンを使用する際には、室温28℃、湿度は40～70%とし節電に努めている		
	○ 事務所一部LED化、消灯確認		
④ 再生可能エネルギーへの取組	○ バイオマス製の商品用レジ袋を使用中		○ 啓発活動
	○ 太陽光発電設備の設置		
⑤ クリーンエネルギーへの取組	○ 新規購入時極力低燃費車を購入		○ 啓発活動

ヒアリング結果 (2/2)

質 疑	取組内容 実施状況	取組にあたっての課題	今後の取組に対する 市への要望
⑥ 外来種のおつきについて	○ アライグマの捕獲	○ 年間かなりの頭数が捕獲されているが、捕獲数の減少には至っていない状況	○ 茨城県内の市町村にて捕獲・駆除の取組を実施してほしい
⑦ 緑化に関する講習会やボランティアの育成について (取組概要、参加者の反応・感想・ボランティアの育成状況、今後の展望等)	○ 古河総合公園(古河公方公園) ・概要/市民団体「もりもりクラブ」との協働でボランティアを募り実施 ・6月「花桃の一種 寿皇桃の摘果」15人参加 ・7月「紫陽花の剪定」15人参加 ・参加者の反応/6月に続き参加された方あり 紫陽花の選定方法を学ぶ目的の方もおり積極性が向えた ・展望/四季の公園植物の魅力や管理方針を伝えながら、里山保全活動の新しい担い手を探すきっかけとする	○ ボランティア団体を構成する方々の高齢化が進んでおり、後継者不足が課題となっている	
⑧ 自然観察会など (地域振興公社の対応、会員の動向、取組事項、課題等)	○ ネーブルパーク ・10月「キスゲ園の株分け体験」33人参加 ・概要/小学生以上のボランティアを募り実施 ・参加者の反応/概ね5年に一度の実施であるが、体験だけでなく、株分けした一部を持ち帰り植樹する楽しみも参加意欲に作用している ・展望/キスゲに関する情報の提供を行うとともに、自分たちが植えたキスゲとネーブルパークへの愛着心を育む	○ 今後、実施回数や人数を増やす場合、講師の確保が課題 また、植物以外の「観察会等」を実施する場合も同様である	
⑨ 気候変動による野菜被害(気温上昇、ゲリラ豪雨)	○ 古河総合公園(古河公方公園) ・対応/市民団体「もりもりクラブ」との協働で四季に合わせて年4回「古河公方公園植物観察会」を実施 ・会員(参加者)の動向/R2年度は3回開催し参加人数は平均15人※新規の参加者が増えてきている ・取組事項/四季の公園植物の魅力や管理方針を伝えながら、里山保全活動の新しい担い手を探すきっかけとする	○ 今後、実施回数や人数を増やす場合、講師の確保が課題 また、植物以外の「観察会等」を実施する場合も同様である	○ 排水、給水を含めた圃場整備事業の推進・実行
⑩ 耕作放棄地対策、農村景観の保全について	○ 青果物等の品質低下が発生しやすい環境となり野菜の品種を病気に強い品種への切替えるような方向で対応するしか無い状況	○ 品種への切り替えだけで対応できる問題では無いため、圃場の環境整備が必要	○ 排水、給水を含めた圃場整備事業の推進・実行
⑪ 農業散布について(散布方法、飛散防止配慮)	○ 異常気象に対応した肥料・農薬・資材の販売(圃場排水性改善・作物腐敗防止)	○ 年々異常気象の度合いが増しているため、現状の対策の効力が弱まってしまう懸念がある	
⑫ 耕作放棄地対策、農村景観の保全について	○ 農家戸数が減少する中、大規模農家等の担い手が外国人実習生等を雇用し農地を維持している状況 外国人技能実習生の雇用の支援を取り組んでいる	○ 農家戸数の減少により耕作放棄地が増加傾向にある また、農地の売買により産廃の処分地になってしまった圃場も増えている	○ 産廃対策 ○ 大規模農家、担い手の経営の安定
⑬ 農業散布について(散布方法、飛散防止配慮)	○ 飛散防止ノズルの使用 ○ 「園芸」減農薬の取り組みとして、長期残効性の苗時散布の薬剤を推進中 ○ 「水稲」各行政と共同運営の広域病害虫防除協議会の活動において、農薬飛散防止策として箱施用剤の普及に取り組んでいる	○ 農薬の抵抗性雑草、害虫の対応 ○ 抵抗性害虫・病害への対応(新薬試験を随時実施中)	○ 耕作放棄地や山林、川の土手などが雑草、害虫の発生原因の要因の一つでもあると思うので何らかの対策が必要
⑭ 農業用ビニールの回収・処理について	○ 廃プラ回収(行政との連携)・生分解マルチの普及拡大 ○ 使用後の処分が問題となっている、グリーンマルチの代替品の販売強化	○ 廃プラ回収の手間、回収費用の負担 生分解マルチの普及も進んできたが、まだまだ価格が高い ○ 代替品の品質・性能の安定(圃場での試験を随時実施中)	○ 生産者負担の低減 ○ 製造業者等での回収及びリサイクル体制の取り組みの法制化

6 課題抽出

アンケート及びヒアリング結果に基づき、古河市環境審議会・古河市環境市民委員会・古河市環境推進委員会にて検討された各分野の課題を以下のとおり整理します。

分野	結果	課題	該当施策
1) 地球環境	①再生可能エネルギー*導入量は、太陽光発電*システムが一番多い(約11%) ②クリーンエネルギー自動車導入量は、3%未満(EV*については、導入してみたいが約33%)	①②地球温暖化への関心が高まっており、再生可能エネルギーやクリーンエネルギー自動車などの導入に対するより充実した補助制度が求められている ①②設備投資金額が大きいため、拡大に時間が掛かっている	①1-2-1 ②1-2-2. 1-2-3
2) 自然環境	①外来種*の確認状況は、アカミミガメが109件、オオキンケイギクが53件と多くなっている ②外来種は確実に増加している(特にアライグマ)	①昆虫類は、体が小さく確認が困難 ②在来種の保護のため、駆除などの対応が必要となっており、種類によっては近隣自治体との横断的な対策が求められる生物もいる	①2-1-1. 2-1-2 ②2-1-1. 2-1-2
3) 生活環境	①「空気のきれいさ、におい」については、約63%の市民が、大いに満足、一応満足と回答 ②やや不満足、大いに不満足の場合は約26%	①周辺環境の良さが現れたもので、引き続き環境整備が望まれる ②農地からの肥料のにおい、自動車などの排ガス(国道4号線、国道354号線、国道125号線等)による汚れ対策が必要	①3-1-1 ②3-1-1. 3-1-3
4) 快適環境	①環境保全活動に積極的に参加・協力したい、機会があれば参加・協力したい、の合計は約72% ②あまり参加・協力したくない、参加・協力したくないの合計は約16%	②仕事や家庭の都合で時間が取れない、面倒に感じる、一人での参加には抵抗があることが理由としてあげられ、気軽に参加できる魅力ある活動を企画提案することが必要	①4-3-2 ②4-3-2
5) 環境保全に取り組むための基盤づくり	①「学校や地域等での環境学習の充実さ」は、約51%の人が、大いに満足、一応満足と回答 ②やや不満足、大いに不満足の場合は約16%	①市民の参加意欲を向上させる環境学習機会の提供や、環境活動への支援を充実させることが必要 ②様々な主体との連携を図るため、市民への情報発信、市民との情報共有、教育機関との協力を進めることが必要	①5-1-1 ②5-2-1

第4章 施策の進捗状況

1 施策の進捗状況

第1次計画における目指す将来環境像の実現に向けた、環境の保全・創造に関する施策の体系は以下のとおりです。現在も基本施策ごとに主要施策を掲げ、これを実現するための具体的な施策・事業（全188項目）に各所管課で取り組んでいます。



2 これまでの評価

(1) 評価基準

主要施策の進捗状況を各所管課で評価しました。評価基準は下表のとおりです。

評価	基準
S	目標達成済み
A	今年度目標達成
B	予定以上に進んだ（進んでいる、取り組めた、取り組めている）
C	予定通りに進んだ（進んでいる、取り組めた、取り組めている）
D	予定通りに進んでいない（取り組めなかった、取り組めていない）
E	検討中、未着手、未実施
F	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・縮小・延期
G	その他（現状に一致しない目標、見直しが必要な目標など）

※令和2年度に評価基準を見直し、S評価、F評価、G評価を追加しました。

(2) 取り組みの評価結果

2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までの評価結果は、以下のとおりです。

◆2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までの評価結果◆

平成28年度	環境目標	A	B	C	D	E	計
	身近な地域から地球にやさしいまち	6	2	20	3	10	41
	水やみどりと共生した自然豊かなまち	0	0	31	1	6	38
	活力と元気があふれる健やかなまち	1	2	38	1	8	50
	人と自然にやさしいうるおいのあるまち	3	3	27	1	6	40
	みんなで考え自ら動くまち	0	2	11	2	4	19
	計	7	8	127	10	36	188

平成29年度	環境目標	A	B	C	D	E	計
	身近な地域から地球にやさしいまち	6	0	23	3	9	41
	水やみどりと共生した自然豊かなまち	0	0	31	1	6	38
	活力と元気があふれる健やかなまち	0	2	39	1	8	50
	人と自然にやさしいうるおいのあるまち	2	4	29	0	5	40
	みんなで考え自ら動くまち	0	1	11	2	5	19
	計	8	7	133	7	33	188

平成30年度	環境目標	A	B	C	D	E	計
	身近な地域から地球にやさしいまち	6	0	21	5	9	41
	水やみどりと共に生きた自然豊かなまち	1	0	30	1	6	38
	活力と元気があふれる健やかなまち	0	1	40	1	8	50
	人と自然にやさしいうるおいのあるまち	3	4	28	0	5	40
	みんなで考え自ら動くまち	0	1	11	2	5	19
	計	10	6	130	9	33	188

令和元年度	環境目標	A	B	C	D	E	計
	身近な地域から地球にやさしいまち	6	0	20	6	9	41
	水やみどりと共に生きた自然豊かなまち	1	0	30	1	6	38
	活力と元気があふれる健やかなまち	0	1	40	1	8	50
	人と自然にやさしいうるおいのあるまち	3	4	28	0	5	40
	みんなで考え自ら動くまち	0	1	11	2	5	19
	計	10	6	129	10	33	188

令和2年度	環境目標	S	A	B	C	D	E	F	G	計
	身近な地域から地球にやさしいまち	6	1	1	20	5	3	1	4	41
	水やみどりと共に生きた自然豊かなまち	1	1	0	28	0	3	3	2	38
	活力と元気があふれる健やかなまち	0	0	0	37	1	7	3	2	50
	人と自然にやさしいうるおいのあるまち	3	0	4	22	1	2	6	2	40
	みんなで考え自ら動くまち	0	1	0	10	3	1	2	2	19
	計	10	3	5	117	10	16	15	12	188

(3) 取り組みの評価結果から考察される点

【総括】

- ◆評価基準別に、2016(平成28)年度から2020(令和2)年度の評価結果をみると「C評価」が突出して多く、施策が予定通りに進んだ、もしくは進んでいると報告があり、各課において順調に実施されていると評価できます。
- ◆目標達成済みである「S評価(2020(令和2)年度のみ)」が10項目あり、各施策におけるフィードバックと今後の対策検討が必要となってきます。
- ◆2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止、縮小または延期された事業が多く、これらを評価対象外としましたが、アフターコロナ以降の評価基準をどのようにしていくかの検討を早急を実施します。
- ◆第1次計画では、継続して一定の成果が出ている項目が多いですが、2020(令和2)年度は、未着手である「E評価」が16項目、見直しが必要な「G評価」が12項目あります。このような課題については目標の適正化及び原因究明に努め、本計画では主要施策の見直しや改善を行っていきます。

第5章 計画の目標

1 望ましい環境像

「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」の第3条「基本理念」に基づき、望ましい環境像を以下のように定めました。

人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち古河

市民、事業者及び市が、環境課題の解決に向けて自ら積極的に行動し、古河の自然や都市、歴史などの魅力ある地域環境を誇りに思うことで、持続可能な社会を未来へ繋いでいくことを意味するものです。

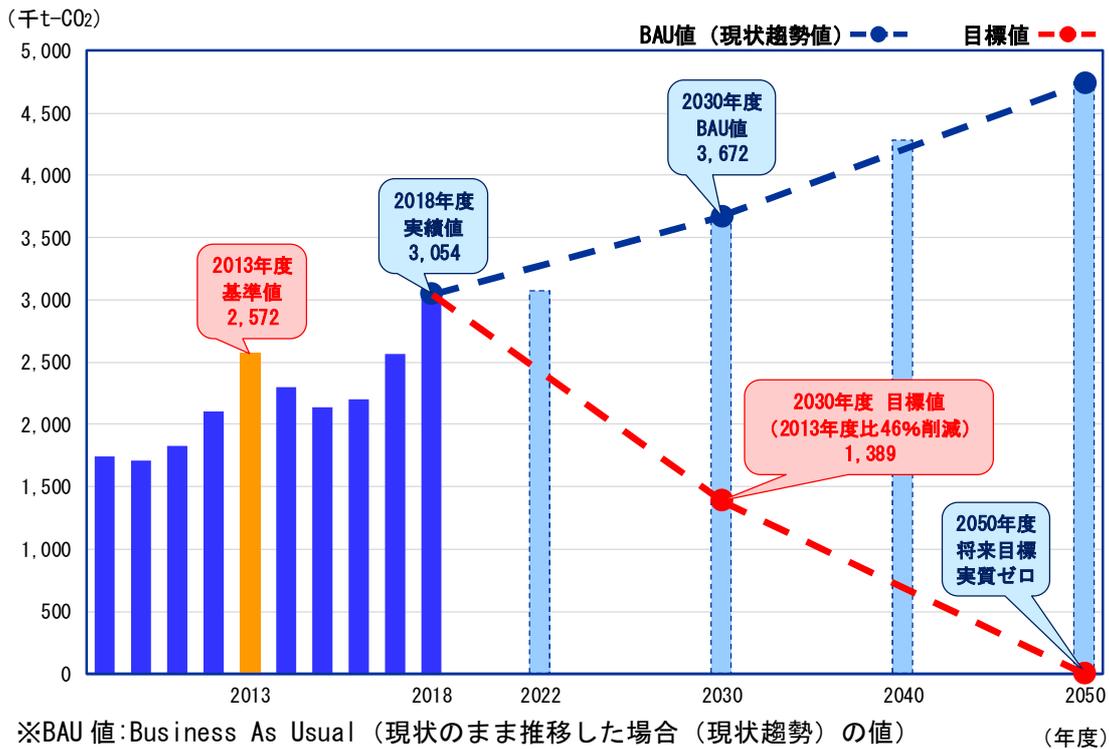


古河市の将来像図（イメージ図）

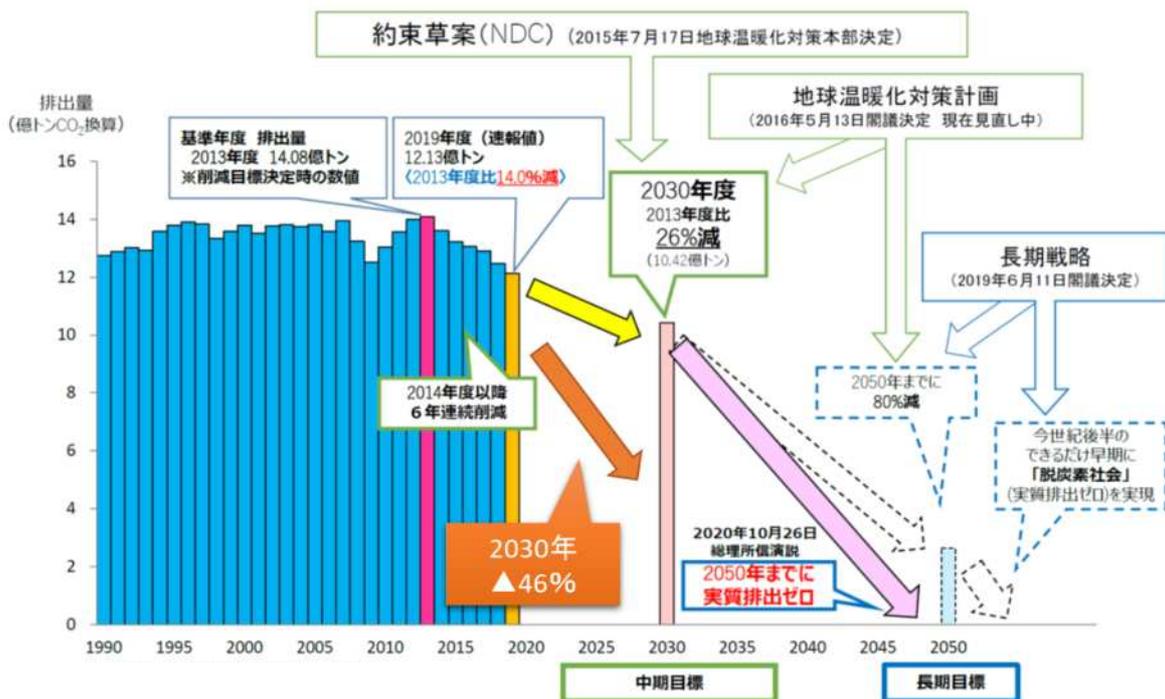
2 望ましい環境像実現のための基本方針と計画の視点

環境分野における取り組みでは、国の「第五次環境基本計画」及び「第6次エネルギー基本計画*」、並びに「第2次古河市総合計画」等の考え方を取り入れ、各分野における課題を総合的に解決することが求められます。

本市が目指す「望ましい環境像」の実現に向けても、SDGsを踏まえた様々な視点から環境施策を推進するとともに、経済と環境の好循環をつくり出すグリーン社会の実現を目指します。



古河市温室効果ガスの削減目標とBAU値



国の温室効果ガス削減目標

出典：国際環境経済研究所

基本方針

SDGsの理念に基づく
施策の推進

SDGsの理念に基づき、持続可能な社会を構築する基盤と捉え、地域の社会や経済の向上に繋がるものとして、分野横断的に取り組みます。

グリーン社会の実現

グリーン投資のさらなる普及を進めるとともに、環境関連分野のデジタル化により、効率的・効果的にグリーン化を進めていきます。また、グリーンインフラの構築を図っていきます。

多様な主体との連携による
施策の推進

市内における連携・協働の輪をさらに広げるとともに、国や県、他地域との連携を深め、環境保全の取組を広げていきます。

計画の視点

【地球環境】

- ◆地域から始める地球温暖化対策
(実行計画[区域施策編]含)
- ◆グリーン社会の実現
- ◆気候変動への適応策
- ◆グリーンインフラの構築

【自然環境】

- ◆生物多様性の保全
- ◆みどりの維持・保全
- ◆河川環境の維持・保全
- ◆自然の恵みにふれあう場・機会提供
- ◆動物福祉と環境

【環境保全に取り組む
ための基盤づくり】

- ◆環境保全に対して自ら行動できる人材育成
- ◆各主体が自立・協働できる環境の醸成

人と自然が共生し、豊かな
環境・歴史を未来につなぐまち古河

【快適環境】

- ◆ゆとりがあり自然とふれあえる空間の確保
- ◆地域に根ざした風格あるまちづくり
- ◆自主的で誇りあるまち美化推進

【生活環境】

- ◆生活環境の保全
[大気質・水質・騒音・悪臭・地盤沈下・土壌汚染]
- ◆ごみの減量化・資源化の推進

3 第2次古河市環境基本計画 施策体系図

基本理念

人と自然とが共生できるような多様な自然環境を体系的に保全していく

環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続可能な循環型社会を構築していく

目指す環境像

人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち古河

基本目標

総合的かつ横断的な視点による、包括的な取組目標

目標 1	地球環境	身近な地域から地球にやさしいまち
目標 2	自然環境	水やみどりと共生した自然豊かなまち
目標 3	生活環境	活力と元気があふれる健やかなまち
目標 4	快適環境	人と自然にやさしいうるおいのあるまち
目標 5	環境保全に取り組むための基盤づくり	みんなで考え自ら動くまち

重点施策

重点的に具体展開を図る主要な取組施策

施策 1	■ゼロカーボンシティ*宣言に基づく地域循環共生圏の構築
施策 2	■生き物を育むすみかづくり
施策 3	■ごみの3R* (Reduce・Reuse・Recycle) の推進
施策 4	■コンパクトシティ*の実現とDX*推進
施策 5	■民間ネットワークを活用した環境教育活動の推進

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 具体的な施策の展開



施策の展開

関連するSDGs 目標

- 1-1-1 民生部門におけるCO₂削減活動の推進
- 1-1-2 環境に配慮した事業活動の促進
- 1-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大
- 1-2-2 環境負荷の少ない自動車利用促進
- 1-2-3 自動車利用の抑制
- 1-3-1 農産物への影響緩和対策
- 1-3-2 グリーンインフラの構築
- 1-3-3 気候変動による影響への理解
- 2-1-1 生物生息域の確保・保全
- 2-1-2 生態系の保全（外来種対策等）
- 2-2-1 農地・平地林の維持管理と活用
- 2-2-2 持続可能な農業推進
- 2-3-1 河川美化・生態系の保全
- 2-3-2 親水性の高い水辺づくり
- 2-4-1 自然とふれあう場や機会の創出
- 2-4-2 自然と共生するためのマナーの向上
- 2-5-1 動物福祉の基盤的整備
- 2-5-2 適正飼育の推進による動物の健康と安全の確保
- 3-1-1 大気汚染・悪臭防止対策の推進
- 3-1-2 生活排水処理対策・雨水利用促進
- 3-1-3 騒音対策の推進
- 3-1-4 地盤沈下防止・土壌環境の保全
- 3-2-1 3Rの取組と資源循環の促進
- 4-1-1 公園の整備と緑化の推進
- 4-1-2 コンパクトシティの実現とDX推進
- 4-2-1 歴史・文化の保全・継承
- 4-3-1 不法投棄・ポイ捨て対策の推進
- 4-3-2 まち美化活動の促進
- 5-1-1 環境教育・学習の充実と人材育成
- 5-2-1 市民・民間団体・事業者の取組促進



2 基本目標と施策

次ページ以降の施策内容については、基本施策、重点施策ごとに以下に示す流れ（現状と課題 → 目標 → 施策 → 重点施策 → 環境指標 → 環境配慮指針）に沿って内容を記載しています。

項目の概要

現状と課題

- ◆基本施策ごとに、対応する現状及び課題を記載しています。

目 標

- ◆基本施策ごとに、「第3章 古河市の環境の特性と課題」や「現状」から考えられる取り組むべき目標について、記載しています。

施 策

- ◆基本施策ごとに、「目標」に記載している内容から、具体的に市が取り組む施策を記載しています。

重点施策

- ◆各基本施策のうち、重点施策に設定している基本施策については、「施策」の次に重点施策の項目を設けています。
- ◆重点的に取り組む内容について記載している「取組」の項目と「施策」に示している施策のうち、重点施策に該当している施策を示す「該当施策」の項目があります。

環境指標

- ◆基本目標ごとに、「施策」の成果を確認する指標として、定量的に観測できるものを記載しています。

環境配慮指針

- ◆基本目標ごとに、日常生活（市民）や事業活動（事業者）を行う上での環境配慮の考え方や、実践できる具体的な行動を記載しています。

基本目標 1

【地球環境】身近な地域から地球にやさしいまち

2050（令和32）年のカーボンニュートラルを念頭におき、省エネ活動が充実するとともに、自然エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。

《基本施策1-1》地域から始める地球温暖化対策



【第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画《区域施策編》】

(1) 計画の背景と目的

地球温暖化問題は、既に世界的に平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇が観測されている他、我が国においても集中豪雨や台風等の自然災害の激甚・頻発化による被害が顕著となっており、避けることのできない喫緊の課題となっています。

そこで出された国の対策が、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す宣言であり、これにより脱炭素社会へ向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素社会の実現に向けた取組・投資やイノベーション*を加速させることとなりました。そして中間目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、このための徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めていく政策を掲げました。

本市においても、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等の計画的な施策を推進していくため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】を見直し、第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】（以下、「区域施策編」とします。）を策定しました。

(2) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、本計画と同じ2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、国の目標の改定や関連する係数の変更など、必要が認められた場合に見直しを行うこととします。

(3) 温室効果ガスの算出方法

温室効果ガスの発生状況を「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル（本編）、算定手法編 Ver. 1.1 令和3年3月 環境省大臣官房 環境計画課」に示される算定手法に準拠し、温室効果ガス排出量を算定しました。

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する7種とします。

現状と課題

本市における過去10年間の温室効果ガス排出量の推移をみると、年々その排出量を増やしており、2018（平成30）年には3,054千t-CO₂となっています。

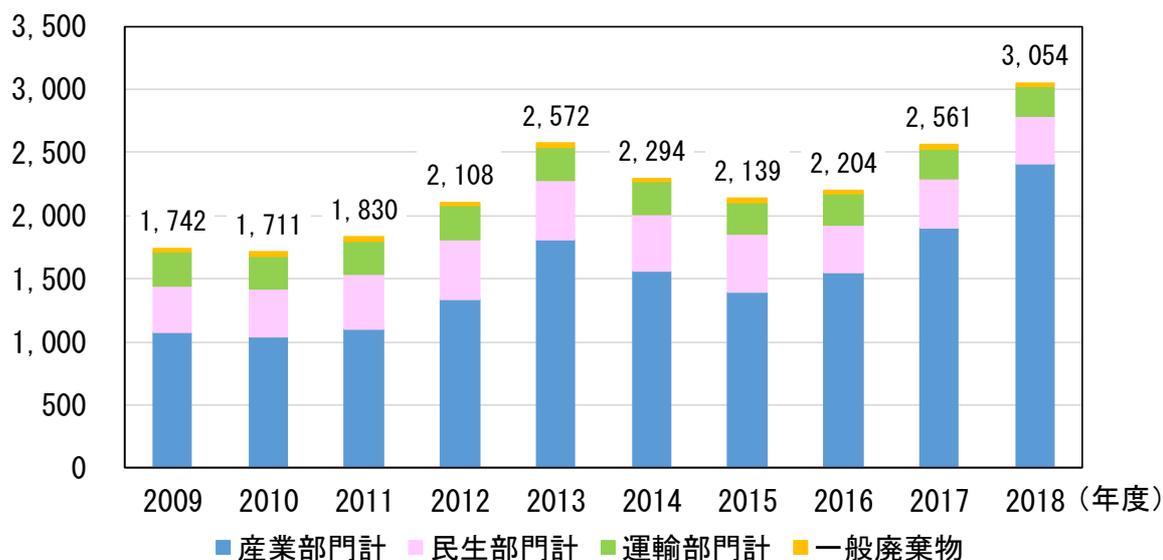
基準となる2013（平成25）年度と2018（平成30）年度を対比してみると、産業部門は33.0%増加、民生部門20.4%減少、運輸部門6.6%減少、一般廃棄物*7.1%増加、メタン25.0%減少、一酸化二窒素は増減なしとなっており、温室効果ガス全体としては、18.7%の増加となります。

古河市温室効果ガス排出量の推移

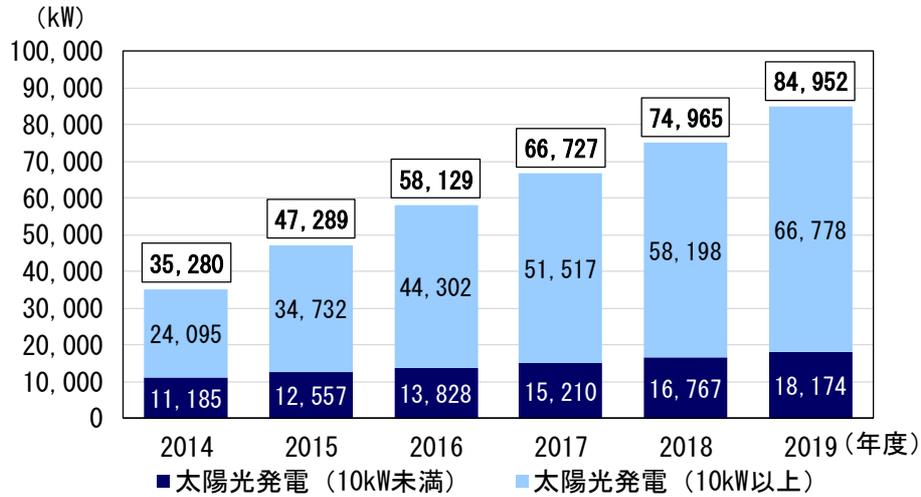
単位：（千t-CO₂）

排出部門		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	増減率
産業部門	製造業	1,059	1,016	1,077	1,307	1,788	1,534	1,368	1,528	1,884	2,384	33.3%
	建設業・鉱業	7	8	11	11	9	10	9	9	9	8	-11.1%
	農林水産業	14	13	14	14	13	15	15	15	15	15	15.4%
	産業部門計	1,080	1,037	1,102	1,332	1,810	1,559	1,392	1,552	1,908	2,407	33.0%
民生部門	家庭	172	192	208	235	234	229	219	195	215	204	-12.8%
	業務	194	186	226	247	241	225	250	183	166	174	-27.8%
	民生部門計	366	378	434	482	475	454	469	378	381	378	-20.4%
運輸部門	旅客自動車	194	194	193	194	188	179	178	178	176	173	-8.0%
	貨物自動車	62	63	61	59	60	61	60	60	60	60	0.0%
	鉄道	8	9	10	11	11	11	11	10	10	9	-18.2%
	運輸部門計	264	266	264	264	259	251	249	248	246	242	-6.6%
エネルギー起源CO ₂ 排出量		1,710	1,681	1,800	2,078	2,544	2,264	2,110	2,178	2,535	3,027	19.0%
一般廃棄物		16	16	16	16	14	16	16	15	15	15	7.1%
メタン排出量		8	8	8	8	8	8	7	6	6	6	-25.0%
一酸化二窒素排出量		8	6	6	6	6	6	6	5	5	6	0.0%
温室効果ガス排出量		1,742	1,711	1,830	2,108	2,572	2,294	2,139	2,204	2,561	3,054	18.7%

（千t-CO₂）



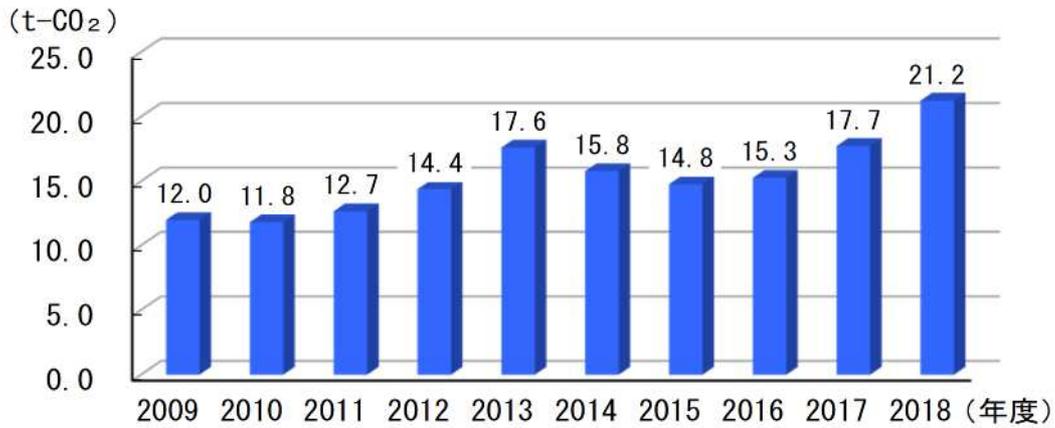
温室効果ガス削減対策の一つと考えられる再生可能エネルギーの導入容量は、順調に伸びており、2014年（平成26年）の35,280kWから2019年（令和元年）の84,952kWへと約2.4倍に増加しています。



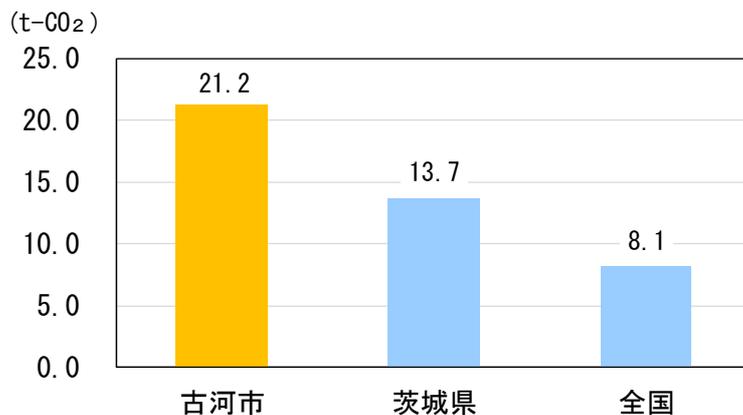
区域の再生可能エネルギーの導入容量

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）

本市の市民一人当たりの二酸化炭素の排出量は、総排出量の傾向と同様に年々増加しています。また、古河市の値は茨城県や全国の値を上回るものとなっています。



古河市 市民一人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量推移

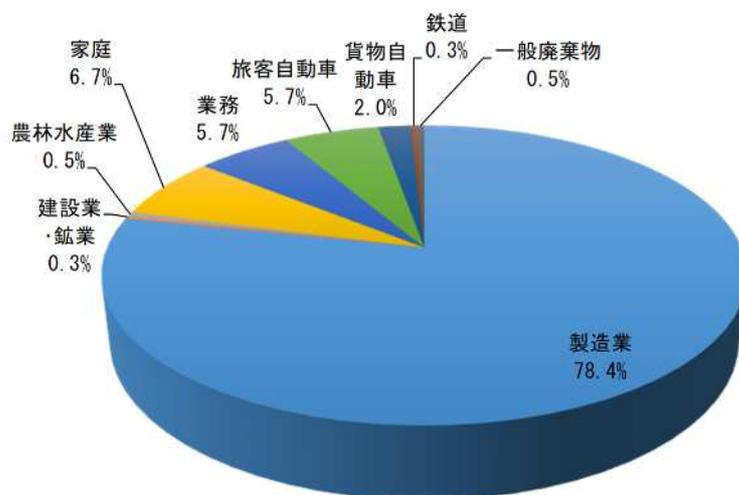


一人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量の比較 [2018（平成30）年度]

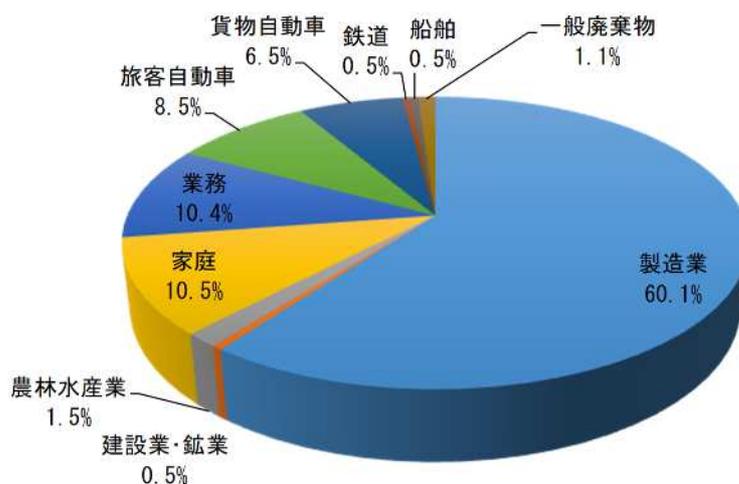
出典：環境省（古河市の排出量は「地方公共団体実行計画【区域施策編】策定実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.1」により算出）

第6章 計画の推進及び進捗管理

業種別二酸化炭素（CO₂）排出量の傾向を本市、茨城県、全国で比較したものは以下のとおりとなっています。本市では全体の78.4%が製造業となっているのが特徴となっています。茨城県でもその傾向は見られますが、全国では製造業が42.0%と全体の半分以下となっており、業務18.2%、家庭16.3%、の順となっています。

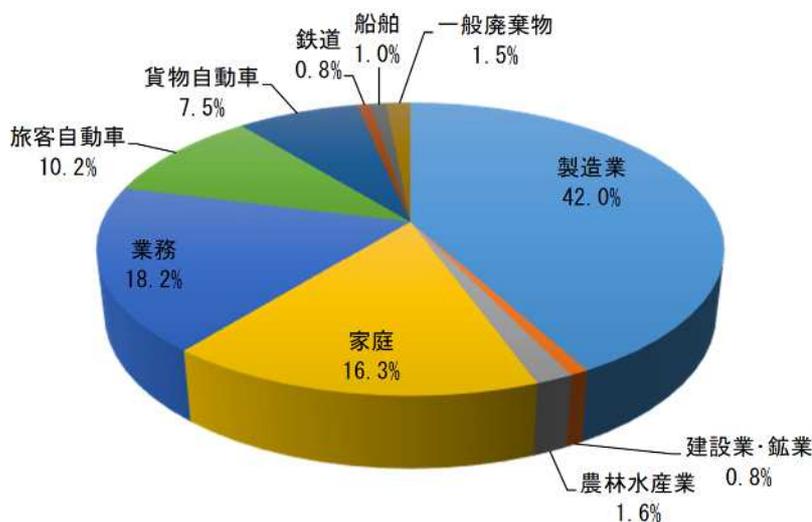


古河市業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]



茨城県業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]

出典：環境省



全国業種別二酸化炭素（CO₂）排出量 [2018（平成30）年度]

出典：環境省

目 標

◆温室効果ガス削減の推進

2050年のカーボンニュートラルに向け、更なる再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の導入の検討、市民・事業者への意識啓発など、温室効果ガス削減のための取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及啓発

部門別二酸化炭素排出量構成比では、産業部門の割合が多いため、事業所への再生可能エネルギー・省エネルギー化設備の普及啓発を推進します。

◆地産地消の推進

輸送に伴う温室効果ガス削減のため、食品やエネルギーの地産地消*を推進します。

◆地球温暖化対策促進区域の設定検討

令和3年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、促進区域の設定を検討します。

《本計画における目標値》

指 標	基準値 〔2013(平成 25)年度〕	現況値 〔2018(平成 30)年度〕	目標値 〔2030(令和 12)年度〕
温室効果ガス 排出量の削減量	2,572 千 t-CO ₂	3,054 千 t-CO ₂ (2013 年度比 18.7%増加)	1,389 千 t-CO ₂ (2013 年度比 46%削減)

施 策

本計画の目標年度は、国の目標年度に合わせ、2030（令和 13）年度とします。目標年度までの期間においては、上記「目標」とおり、本市の地球温暖化対策の促進に必要な制度や仕組みの整備、普及啓発による広範な意識向上、さらにあらゆる主体による取組の実施に重点を置き、具体的な対策・施策等の効果を積み上げて削減目標の達成を目指します。



2050年に向けた古河市における温室効果ガス排出量削減イメージ

◆1-1-1. 民生部門におけるCO₂削減活動の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①CO ₂ の見える化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢いばらきエコチャレンジ登録による環境活動の促進 	環境課	長期 (10年)
②省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢いばらきエコスタイル(ノーネクタイ、ノー上着の年中実施とエコ通勤スタイルなど)の普及促進 ➢エネファームの導入推進 ◎事業所等への省エネルギー診断の推進 ➢農産物の地産地消を促進 ➢未利用エネルギーの利用促進 ➢エネルギーマネジメントシステム(EnMS)*の導入 	職員課 農政課 環境課	
③住宅・建築物の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ➢情報提供を通じた高断熱・高気密建築物の普及促進 ➢優遇制度の周知などを通じた長期優良住宅やエコハウスの普及促進、リサイクル建材の活用促進 ➢情報提供を通じた建物の省エネ措置の実施促進 ➢公共施設や各家庭、事業所等の省エネリフォーム(ZEH化、ZEB化)推進 	建築指導課 営繕住宅課 環境課	
④地球温暖化に関する情報提供・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◎「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく促進区域設定のための地域住民との合意形成 ➢環境月間、クールアースデー*等のキャンペーンを通じた意識啓発 ◎家庭で実践できる省エネ行動や効果に関する情報の提供推進 ➢関係機関の補助支援等の情報の提供 	環境課	中期 (5年)

◆1-1-2. 環境に配慮した事業活動の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①民間事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◎脱炭素に向けた官民連携の取組 	環境課	長期 (10年)
②カーボンオフセットの取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢広報などを通じたカーボンオフセット*の意義やねらいの理解促進 ➢カーボン・フットプリント*に対する理解促進 ➢J-クレジット制度*等の活用促進 		
③率先した省エネルギー活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の設備更新時に省エネルギー化の検討(LED照明等) 	財産活用課 環境課 各施設	

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策1」にて記載)

※目標期間 ➢「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策1-2》グリーン社会の実現（脱炭素社会実現に向けての取組）

現状と課題

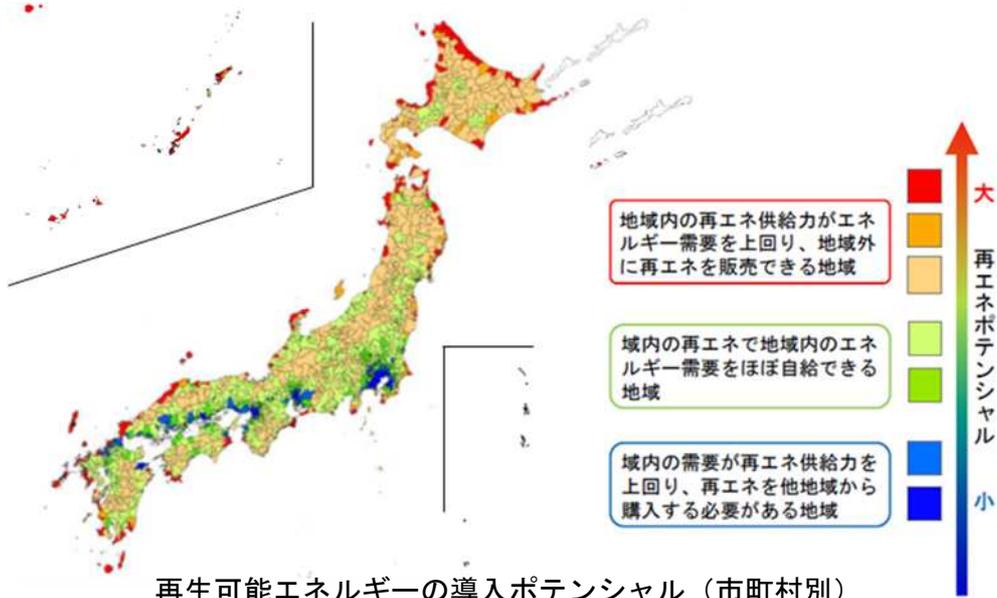


2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けて、関係閣僚と脱炭素の取組を進める地方公共団体の首長から構成される「国・地方脱炭素実現会議」が2020（令和2）年12月に設置されました。

この中で、地域の取組と密接に関わる分野を対象に、2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ及び実現するための施策について検討が進められ、同会議では2021（令和3）年6月9日「地域脱炭素ロードマップ」において以下のとおり決定されました。

- ① 少なくとも100か所の先行地域において、再生可能エネルギーの導入等により、2030年度までに、地域特性等に応じた先行的な取組を実行すること
- ② 各地域における創意工夫を全国に展開すること

この取組を実現していくために、そして脱炭素社会実現のために、本市においても再生可能エネルギーの導入・拡充やガソリン自動車利用制御、代替公共交通機関の充実などが必要です。



再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（市町村別）

出典：環境省「令和元年度環境白書」を一部修正

目標

◆グリーン社会実現のための施策推進

グリーン社会の実現には、太陽光やバイオマス*等の地域資源の把握や事業の適地選定、地域課題の解決につながる事業計画の立案が必要になります。事業化するにあたり合意形成、進捗確認等のプロセスを、連携し、参画して進めていきます。また、国や県の補助金等を活用し、グリーン社会の実現を図ります。

施策

◆1-2-1. 再生可能エネルギーの導入拡大

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報や環境学習、イベントなどを通じた新エネルギーに対する理解促進 ➢ 農業系廃棄物や平地林管理の際の間伐材、畜産ふん尿、生ごみ等を活用したバイオマス資源の利用促進 ➢ さしまクリーンセンターにおけるサーマルリサイクル*の取組を継続 ➢ ソーラーシェアリングなど、市内の農地や空地、調整池などを活用した太陽光発電システム導入の検討 ➢ 再エネ熱の利用（太陽熱や地中熱やバイオマス、下水熱等）を検討、エネルギーの地産地消推進 ➢ 水素エネルギー等次世代型再生可能エネルギー導入の研究 ◎各家庭での太陽光発電システムの導入を促進	環境課 農政課 下水道課	長期 (10年)

◆1-2-2. 環境負荷の少ない自動車利用促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①エコドライブ*の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エコドライブ講習会やエコドライブ宣言等を通じた環境負荷の少ない運転技術の普及促進 ➢ エコドライブモニターを活用した燃費状況の把握によるエコドライブの普及促進 	環境課	長期 (10年)
②環境負荷の少ない自動車の普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の公用車への率先導入 ➢ クリーンエネルギー自動車購入支援の施策、優遇措置の周知 ➢ ゼロカーボン・ドライブの普及促進 	財産活用課 環境課	

◆1-2-3. 自動車利用の抑制

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自転車道や街灯の充実など、自転車走行空間の整備推進 ➢ 公共交通機関との乗り継ぎ利便性向上に向けた交通結節点における駐輪場の整備促進 ➢ 自転車利用の普及拡大 	都市計画課 道路整備課 交通防犯課 商工観光課 環境課	長期 (10年)
②フロン回収・適正処理に関する情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法に基づくフロンの適正な回収・処理の促進 	環境課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策1」にて記載）

※目標期間 > 「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策1-3》気候変動への適応策

現状と課題



茨城県では、近年、農産物などの高温による生育障害や品質低下、観測記録を塗り替える高温、豪雨、大雪による大きな災害が、県内の農業生産や生活の基盤を揺るがしかねない状況となっています。

農業が営まれる場において、気候変動の負の影響を軽減・防止する取組が適切に実施されない場合は、食料の安定供給の確保、国土の保全等の多面的機能の発揮、農業の発展及び農山村の振興が脅かされることから、農業分野での気候変動への適応の取組は極めて重要であり、農業生産全般において、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種等の導入など適応策の生産現場への普及指導や新たな適応技術の導入実証等の取組が課題となります。また、気候変動への適応策として、公園、樹林地、農地など自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であるグリーンインフラの活用も重要となります。

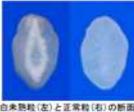
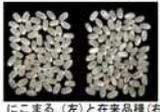
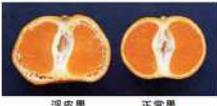
目標

◆高温耐性種などの導入検討

気候変動影響評価報告書において、重大性が特に大きく、緊急性及び確信度が高いとされた水稻、果樹及び病害虫・雑草については、適格性・確実性をもって対策に取り組みます。その他の品目については、これまで取り組んできた対策（野菜等、適正な品種の組み合わせ・栽培時期の変更等）を引き続き推進します。

◆農地などのグリーンインフラとしての活用

公園、樹林地、農地などをグリーンインフラとして活用することを検討します。

農業への影響(例)	適応策(例)
<p>水稻</p> <ul style="list-style-type: none"> 登熟期(出穂・開花から収穫までの間)の高温等による白未熟粒(デンプンが十分に詰まらず白く濁ること)の発生  <p>白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面</p>	<p>水稻</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温でも白未熟粒が少ない高温耐性品種の導入(例:きぬむすめ、つや姫、にこまる) <p>【高温耐性品種の作付面積】 H22: 3.8万ha→R2: 15.3万ha</p>  <p>にこまる(左)と在来品種(右)</p>
<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温・多雨により、うんしゅうみかんの果皮と果実が分離する「浮皮」の発生 高温により、りんごやぶどうの「着色不良」の発生  <p>浮皮果 正常果</p>  <p>着色不良果 正常果</p>	<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> みかんの浮皮軽減のため植物成長調整剤の散布 みかんの着色促進のため反射シートの導入 中晩柑への転換 りんごの優良着色系品種の導入 ぶどうの黄緑系品種の導入 ぶどうの着色を促進する環状剥皮技術の導入  <p>優良着色系品種の導入</p>  <p>黄緑系品種の導入</p>  <p>ぶどうの環状剥皮</p>  <p>着色した果実(左)と着色不良の果実(右)</p>
<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> 高温により、トマトの赤色素の生成が抑制される「着色不良」の発生  <p>着色不良果 正常果</p>	<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮光資材の導入 高温耐性品種の導入  <p>遮光資材なし 遮光資材あり</p>

資料:農林水産省「地球温暖化影響調査レポート」,「地球温暖化と農林水産業」ホームページ

出典:農業分野における地球温暖化対策について(令和3年12月作成版)(農林水産省)

施策

◆1-3-1. 農産物への影響緩和対策

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①酸性雨による被害情報の収集・発生状況の監視	➢国、県等による酸性雨被害の情報の収集・整理、酸性雨測定結果の把握	環境課	長期 (10年)
②農産物の地産地消	➢農業の発展・振興と、地産地消の推進	農政課	

◆1-3-2. グリーンインフラの構築

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①緑化の推進	◎グリーンインフラを活用した環境整備 ➢都市公園の整備、屋上緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善 ➢みどりのカーテン*の推進	環境課 各施設管理者	長期 (10年)
②温室効果ガス吸収源の確保	➢温室効果ガスの吸収源として期待される樹林や農地の保全と適切な維持管理	農政課	

◆1-3-3. 気候変動による影響への理解

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①気候変動への適応策の啓発	➢パンフレット・普及啓発ツールを使用した啓発活動	環境課	長期 (10年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策1」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

重点施策1 ゼロカーボンシティ宣言に基づく地域循環共生圏の構築

【取組】

◆再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に進めるとともに、再生可能エネルギーを含む低炭素な電力の調達などを通じて、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

◆地球温暖化対策促進区域の設定

地球温暖化対策促進区域の設定に当たっては、温室効果ガス削減目標達成のため、地域の様々な再エネポテンシャルを把握して、土地利用、インフラの在り方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが必要となります。また、円滑な地域の合意形成を図ることが重要であり、地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を含め、総合的に検討することが必要となります。

◆グリーンインフラの構築

持続可能な社会形成の観点から、自然環境保全の点だけでなく、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を利用するグリーンインフラの取組を進めることが重要です。

◆省エネルギー

エネルギーを節約、軽減していく省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減へ向けて、省エネルギーを推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策NO.
ゼロカーボンシティ宣言に基づく地域循環共生圏の構築	▶事業所等への省エネルギー診断の推進	1-1-1②
	▶「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく促進区域設定のための地域住民との合意形成	1-1-1④
	▶家庭で実践できる省エネ行動や効果に関する情報の提供推進	1-1-1④
	▶脱炭素に向けた官民連携の取組	1-1-2①
	▶各家庭での太陽光発電システムの導入を促進	1-2-1①
	▶グリーンインフラを活用した環境整備	1-3-2①

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	温室効果ガス削減量(2013(平成25)年度比)	%	-	46	環境課
2	公用車への次世代自動車普及台数	台	17	34	
3	全部門において推進する省エネ総削減率(2019(令和元)年度比)	%	-	17	
4	対消費電力再生可能エネルギー導入比	%	5.3	36	
5	再生可能エネルギーによる発電電力量	MWh	110,142	748,138	
6	自立・分散型エネルギー設備導入補助件数	件	24	30	
7	いばらきエコスタイル啓発活動	回/年	0	4	

※環境指標 No. 1 の目標値は 2030 (令和 12) 年度

※環境指標 No. 3・No. 4・No. 5 の実績値は、2019 (令和元) 年度

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 家庭における省エネルギーシステムの導入を検討しましょう。
- ◇ 家庭における再生可能エネルギー導入を検討しましょう。
- ◇ 出かける際は、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の利用を検討しましょう。
- ◇ ゼロカーボンアクション 30* (環境省) に基づき、できることから始めましょう。
- ◇ いばらきエコスタイルに基づき、できることから始めましょう。
- ◇ 市内の直売所やスーパーの地場産コーナーを利用し、食品の地産地消を図りましょう。
- ◇ 節電や節水に努めましょう。
- ◇ 環境に配慮した商品を購入しましょう。
- ◇ みどりのカーテンなど家庭の緑化を図りましょう。
- ◇ 暑さ対策として打ち水などを行いましょう。

事業者の取組

- ◆ 事業所における省エネルギーシステムの導入を検討しましょう。
- ◆ 事業所における再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
- ◆ 事業所においてエネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギーの見える化を検討しましょう。
- ◆ EV、FCV*等の導入を検討しましょう。
- ◆ エコアクション 21*などの環境経営に取り組みましょう。
- ◆ みどりのカーテンや屋上緑化など事業所の緑化を図りましょう。
- ◆ 節電や節水に努めましょう。
- ◆ 地元生産品を利用し製品づくりに取り組み、地産地消を促進しましょう。

基本目標 2

【自然環境】水やみどりと共生した自然豊かなまち

渡良瀬遊水地をはじめとした河川等の水辺環境、周囲に広がる農耕地や市内の公園等みどりの整備が進み、それらを拠点としたみどりのネットワークが形成されることで、多様な生きものが生息・生育するまちを目指します。

《基本施策 2-1》生物多様性の保全

現状と課題



本市には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県の4県の県境にまたがる日本最大級の遊水地である渡良瀬遊水地があります。総面積3,300ヘクタールのうち、100ヘクタールを本市が占めています。

遊水地で確認されている動植物の種類数は群を抜いており、これまでに約1,700種の昆虫、約1,000種の植物、264種の野鳥（日本で見られる野鳥の約半分）が確認されており、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地であることから、2012（平成24）年にラムサール条約湿地*に登録されました。今後の課題は、このようにすぐれた自然環境をいかに残し、次世代に引き継ぐかです。

陸域では、既存の丘里工業団地、北利根工業団地などは空きがない状態である一方、古河名崎工業団地での自動車製造業の本格稼働に伴い、新たな産業活動が活発になっています。また、近年の再生エネルギー活用の流れの中で、太陽光発電施設などが建設されつつあります。既に開発された工業地帯や都市あるいは耕作地については、できるだけ動植物の生息が可能な環境を作り出すことが課題となります。

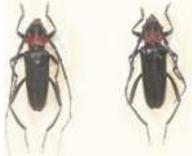
目 標

◆外来生物対策

外来生物対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、被害を発生させないための「予防」も重要となります。

関係団体ヒアリングを実施した内容を参考に、関係機関や関係する自治体と連携し、今後の対策を検討していきます。

特定外来生物*の【現況取組と今後の対策】

特定外来生物	現況の取組	今後の対策
①クビアカツヤカミキリ	<ul style="list-style-type: none"> 花桃、桜(ソメイヨシノ)を中心に、職員がほぼ毎日巡回し、フラス(痕跡)を発見次第、幼虫を薬剤注入し捕殺順次、成虫の拡散防止のため防護ネット掛けを行っている クビアカツヤカミキリの発生件数は、2020(令和2)年度41本に対し2021(令和3)年度8月現在、約半年で68本となっている 公方公園のみ発見されている 	<ul style="list-style-type: none"> 桃林桜の維持管理については、関係者を含めた意見交換と相互理解を深めながら協力体制を取れる仕組みづくりを構築する 対象木については、防除ネットを巻き付け被害拡大防止に努める  <p>写真出典： 茨城県生物多様性センター</p>
②ウシガエル	<ul style="list-style-type: none"> 生息を確認したが、捕殺が困難なため、現在駆除方法を検討中  <p>写真出典：環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳴き声はするが、姿が見えないので駆除が困難 農などによる駆除や、オタマジャクシの段階での駆除も対策を行う 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく
③アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 年間多数の頭数が捕獲されているが、捕獲数の減少には至っていない  <p> > 特定外来生物に指定され、現在箱罠を使用 写真出典：環境省 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 生息域が市内全体となっており、どのように捕獲して行くかが課題 今後も引き続き各種方法による対策を行う <ul style="list-style-type: none"> 例) > 餌付けをしない > 感染症を防ぐ > 捕獲器による捕獲 > 匂いによる忌避剤で追い払う > 電気柵による防御等
④アレチウリ	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に限らず、市内全域の生息状況を把握する 公方公園敷地外で生息し、公園内に侵入しているものを、ボランティア団体と協力しながら、小さい芽のうちに摘んで駆除する方法をとっている 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく 発見したら駆除を行う  <p>写真出典：国立環境研究所</p>
⑤オオキンケイギク	<ul style="list-style-type: none"> 公園内に限らず、市内全域の生息状況を把握する 公方公園付近でオオキンケイギクが生息し公園内に侵入している 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物」について、市民へ継続的な広報活動を続けていく 発見したら駆除を行う <p>写真出典： 茨城県生物多様性センター</p> 

外来生物の【現況取組と今後の対策】

外来生物	現況の取組	今後の対策
① オオブタクサ	<ul style="list-style-type: none"> 一年草なので、結実前に刈り倒す方針 花粉がアレルギーを引き起こし、丈の高さもあり景観を乱すので、できれば背が低いうちに処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 成長のスピードが速いため、小さいうちに抜き取る（除草作業の実施） 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
② セイタカアワダチソウ	<ul style="list-style-type: none"> 多年草なので、根絶は困難 ボランティアと協力して一部区画で夏刈りを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 花が咲いても種になる前に刈り取れば、種子飛散による他の場所への拡大を防げる（除草作業の実施） 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
③ ワルナスビ	<ul style="list-style-type: none"> 多年草なので根絶が困難 トゲがあり駆除が困難 7～8月の開花前に刈る方針で処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 光を好む植物で、草刈りによって遮るものなくなると、急激に数を増やすため、草刈りは避け、ワルナスビだけを刈り取るか、抜き取ることが推奨される 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
④ ミシシッピアカミミガメ	<ul style="list-style-type: none"> 2020（令和2）年8月から駆除を開始し、現在、公方公園内の御所沼を中心に、罾及び釣り駆除を行っており、2021（令和3）年9月現在で365匹捕獲した 生息域が国内全体となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 防除対策の検討 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく
⑤ アメリカザリガニ	<ul style="list-style-type: none"> 生息を確認したが、現在、特に捕獲はしていない 	<ul style="list-style-type: none"> 防除対策の検討 「外来生物」について、市民への継続的な広報活動を続けていく 2023（令和5）年に特定外来種指定予定



絵「在来種の危機」 出典：環境省

施策

◆2-1-1. 生物生息域の確保・保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①開発における生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に隣接した緑地の計画的な保全の推進 	都市計画課 農政課	長期 (10年)
②適切な地域指定の推進	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区、自然環境保全地域等の適切な地域指定の推進 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会、渡良瀬遊水地エリアエコロジカルネットワーク*推進協議会等への参加を通じた豊かな自然の保全と創造 	企画課 環境課	

◆2-1-2. 生態系の保全（外来種対策等）

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①外来種の移入及び拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎外来種の移入や拡大防止に向けた適正な情報や持ち込み禁止措置等の周知・啓発 ➢外来種のペット等の適正飼育の指導・啓発 ➢広報紙やSNS*の活用による外来生物の理解促進 ➢アライグマやアレチウリ、ウシガエルなどの特定外来生物やアメリカザリガニなどの外来生物の防除策を推進 	環境課 関係各課	中期 (5年)
②野生生物の保護及び保全	<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関と連携した生息・生育状況等に関する野生生物の実態把握 ➢けがや病気の野生生物の保護 		
③天然記念物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢巨樹巨木などの天然記念物に関する情報収集・開示 	生涯学習課	長期 (10年)
④有害鳥獣による作物等の被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢生活環境上の支障及び作物の被害防止のための有害鳥獣駆除の推進 	農政課 環境課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-2》みどりの維持・保全

現状と課題



本市は平坦で肥沃な農地を有し、露地や施設での野菜づくりを中心に稲作を含めた都市近郊型農業が発展してきました。また、市内には多くの平地林が点在しています。

平地林は、人の手が加えられずに放置された場合、原始的な林に戻ってしまう恐れがあるため、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、関係団体と連携し、平地林の維持管理を図ります。

さらに、農地面積は年々減少しており、それに伴うように耕作放棄地面積が増加しています。このような状況の解決のため、農地の利用状況調査の継続的な実施と遊休農地*所有者等への啓蒙が課題となります。

古河市農地概要 引用作成：市庁内資料（令和3年）

単位：ha

項目	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,390	2,460	2,460			4,850
経営耕地面積	1,458	1,864	1,820	41	3	3,322
遊休農地面積	120	122	122			242
農地台帳面積	1,584	3,673	3,673			5,257

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

目標

◆遊休農地所有者等への啓蒙

農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者等への啓蒙が必要です。

◆環境保全ブランドの登録

減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「いばらきエコ農産物」など環境保全ブランドとして登録していく施策を継続していくことが必要となります。

◆環境保全型農業の推進

本市では、地球温暖化防止及び生物多様性保全に資する環境保全型農業の推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の規定に基づき、今後も持続可能な農業を構築していくことが必要となってきます。

◆産地づくり

生産の基盤となる、ほ場整備や農道整備を促進し、地域農業の担い手となる認定農業者の育成や新規就農希望者の支援などを進めるとともに、他産地に負けない高品質で強い「産地づくり」が重要です。

施策

◆2-2-1. 農地・平地林の維持管理と活用

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①平地林や屋敷林*の健全な維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢平地林の所有者に対する意識啓発と管理指導、管理に対する支援 ➢市民参加による平地林管理に向けた仕組みづくり ◎小中学生や緑の少年団による実地体験など、環境教育の場としての活用 ➢担い手の育成システムの構築 ➢平地林周囲での外来植物の防除及びパトロール 	農政課	長期 (10年)
②耕作放棄地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎農地パトロールの実施などによる耕作放棄地の実態把握 ➢耕作放棄地の再生及び担い手への利用集積 	農業委員会 農政課	中期 (5年)

◆2-2-2. 持続可能な農業推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①環境保全型農業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢健全な土壌保全を目的とした有機栽培・減農薬栽培の取り組み促進 ➢農業の有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の促進 	農政課 土地改良課 環境課	長期 (10年)
②地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢学校給食や家庭における食育の実施と地場産農作物の利用推進 	農政課 学校給食課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-3》河川環境の維持・保全

現状と課題



市民アンケート結果における「川や池沼等のきれいさ」の大きい満足、一応満足の回答合計は約38%と低く、その理由は、河川や池の周辺がごみなどで汚れている、水に親しむ環境が整備されていない、家庭からの排水などとなっており、水質改善が望まれています。

このような状況のもと、今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていくことが課題となります。

目標

◆古河市らしいまちづくりの推進

市民や市民団体、NPO、事業者、行政などの連携のもと、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

施策

◆2-3-1. 河川美化・生態系の保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①河川の美化活動	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川におけるクリーン作戦の実施 河川・水路などのパトロールの実施 市民及び関係者と連携した河川美化の仕組みづくり 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
②水とみどりのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 河川、ため池等の水質保全 渡良瀬運動公園（河岸緑地）及び各公園施設のみどりの保全 渡良瀬遊水地の保全 	スポーツ振興課 環境課	

◆2-3-2. 親水性の高い水辺づくり

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①川辺で遊べる環境づくり	◎わたらせ水辺の楽校をはじめとする環境教育の向上・推進	生涯学習課 環境課	中期 (5年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）
 ※目標期間 > 「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 > 「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-4》自然の恵みにふれあう場・機会提供

現状と課題



平地林や川など、本来からそこにある自然や、田畑や農村、都市公園のように人間が作りだした自然にふれあい、生き物の生活を実際に見聞きし感じることで、自然環境への興味・関心を高めることは、保全意識の向上へとつながります。

本市には、古河総合公園をはじめ、古河市ネーブルパークや古河市三和ふるさとの森、清水丘親水公園などの公園施設が整備されており、イベント等を通して自然とふれあうことができる機会を提供しています。

市民アンケート結果における「身近な自然や生きものとのふれあいやすさ」は、約61%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。今後はさらなる公園・緑地の利用を高めるための企画と提案が課題となります。

目標

◆体験プログラム通じた環境保全意識の向上

環境保全意識の向上のため、体験プログラム（農業体験、自然体験など）の仕組みづくりや自然観察イベントなど、身近な自然とのふれあう場や機会の創出が必要となります。

施策

◆2-4-1. 自然とふれあう場や機会の創出

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自然観察施設の利用促進	▶古河総合公園(古河公方公園)や古河市ネーブルパーク等の自然観察施設の利用促進	都市計画課	中期 (5年)
②交流によるふれあいの機会づくり	▶グリーンツーリズム*やエコツーリズム*の推進等を通じた農地の観光農園等による利活用促進 ▶生産者と消費者・都市住民が交流できる体験プログラム(農業体験、自然体験等)の仕組みづくり	農政課	長期 (10年)
③自然保護意識の高揚	▶ビオトープ*(学校・公園)整備等を通じた子どもたちへの身近な自然とのふれあいの場の提供 ▶自然観察イベント等を通じた環境保全意識の高揚	学校教育施設課 環境課 都市計画課	

◆2-4-2. 自然と共生するためのマナーの向上

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①自然環境に配慮した行動の啓発	▶植物の採取禁止やごみの持ち帰りなどの周知・啓発	環境課	長期 (10年)

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策2」にて記載)

※目標期間 ▶「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

▶「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策2-5》動物福祉と環境

現状と課題



「動物の愛護及び管理に関する法律」には、事業者に対する規制についてあいまいな表現しかなく、悪質なケースが発覚しても自治体は十分な監督や指導が行えませんでした。このため、2020（令和2）年6月に改正された同法律において環境省は、違反を繰り返した悪質な事業者については飼育業登録を取り消し排除する明確な基準と、自治体がチェックしやすい統一的な考えを取り入れ、動物の健康と安全を確保する動物愛護方針を打ち出しました。

また、動物の飼い主の責任には、愛情を持って適正飼育し、最後まで面倒を見ることも含まれ、飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、農業被害や生態系破壊へと繋がるうえ、近隣住民にも多大な迷惑になります。こうした行為を防止するため、適正飼育の啓発活動が重要となります。

目 標

◆動物福祉の基本を遵守

動物福祉の基本「5つの自由」を遵守することが必要となります。

◆適正飼育

適正飼育を推進します。

動物福祉の基本「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由

- その動物にとって適切かつ栄養的に十分な食物が与えられていますか？
- いつでもきれいな水が飲めるようになっていますか？

2. 不快からの自由

- その動物にとって適切な環境下で飼育されていますか？
- その環境は清潔に維持されていますか？

3. 痛み・傷害・病気からの自由

- 病気にならないように普段から健康管理・予防はしていますか？

4. 恐怖や抑圧からの自由

- 動物は恐怖や精神的苦痛（不安）や多大なストレスがかかっていませんか？

5. 正常な行動を表現する自由

- 動物が正常な行動を表現するための十分な空間・適切な環境はありますか？

引用作成：公益社団法人日本動物福祉協会

施策

◆2-5-1. 動物福祉の基盤的整備

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①人と動物の共生する社会の実現の促進	◎関係団体等と連携し動物愛護関連のイベントや講習会の実施 ➢各種普及啓発資料の作成、配布等による、広報活動等の実施	環境課	中期 (5年)
②動物の愛護及び管理についての知見拡充の推進	➢地域の実情を踏まえた、動物愛護団体への補助支援等 ➢国・県等の補助、支援等の情報提供		

◆2-5-2. 適正飼育の推進による動物の健康と安全の確保

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①人と動物の共生を目指し、具体的状況把握	➢動物遺棄及び動物による危害や迷惑問題等の防止 ➢適正飼育の啓発	環境課	中期 (5年)

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策2」にて記載）

※目標期間 ➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの



出典：日本動物愛護協会 HP

重点施策2 生き物を育むすみかづくり

【取組】

◆生物多様性の現状把握・理解促進

市内にどのような動物や植物が生息・生育し、それらを取り巻く環境がどのようなになっているのかを把握することは、市内の生物多様性を保全するうえでの基本的な情報となります。関係機関と課題を把握することや方針を検討するうえでの重要な情報を共有します。また、生物多様性の理解を促進するために、自然と触れ合う体験講座やイベントを開催します。

◆公園等における生物多様性の保全

公園等は都市部にあるまとまったみどりであり、市内のエコロジカルネットワーク形成上の拠点としても機能しています。公園等の中にある小さな茂みがバッタ類の生息地となるなど、少しの配慮でビオトープとしての機能が充実するため、公園や緑地、公共施設や未利用市有地などで生物多様性の保全を図ります。

◆渡良瀬遊水地等拠点となる地域の保全

渡良瀬遊水地全域に広がる「水と緑の骨格形成」を図るための、人と多様な野生生物が持続的に共生する環境を形成することを推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策No.
生き物を育むすみかづくり	➢外来種の移入や拡大防止に向けた適正な情報や持ち込み禁止措置等の周知・啓発	2-1-2①
	➢関係機関と連携した生息・生育状況等に関する野生生物の実態把握	2-1-2②
	➢小中学生や緑の少年団による、環境教育の場としての活用	2-2-1①
	➢農地パトロールの実施などによる耕作放棄地の実態把握	2-2-1②
	➢わたらせ水辺の楽校をはじめとする環境教育の向上・推進	2-3-2①
	➢関係団体等と連携し動物愛護関連のイベントや講習会の実施	2-5-1①

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	平地林面積	ha	700.3	650	農政課
2	エコファーマー認定者数	人	43	300	
3	市民農園利用者数	人	200	210	
4	耕作放棄地の面積	ha	242	142	農業委員会
5	水辺のパトロール実施回数	回	12	12	道路整備課
6	野生動物の食害等による被害件数(苦情件数)	件	95	50	環境課
7	農作物被害防止に向けた有害獣駆除数	頭	—	100	農政課
8	農作物被害防止に向けた有害鳥駆除数	羽	632	700	
9	古河総合公園利用者数	人	518,391	600,000	都市計画課
10	ネーブルパーク利用者数	人	175,300	400,000	
11	農業体験・交流イベント開催数	回	中止	4	農政課
12	適正飼育に関する啓発活動	回/年	—	3	環境課
13	農地パトロール実施回数	回	180	250	農業委員会



【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 市内に生息生育する動植物に興味、関心を持ちましょう。
- ◇ 市内の動植物について学ぶ機会を積極的に利用し、生物多様性に対する理解を深めましょう。
- ◇ MY 行動宣言*（環境省）に基づいた、身近な行動を始めてみましょう。
- ◇ ペットは最後まで責任を持って飼育し、適正な飼育に努めましょう。
- ◇ 市内の動植物の保全活動に参加しましょう。
- ◇ 市内の水辺環境に興味・関心を持ちましょう。
- ◇ 身近な水辺環境の保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 家庭排水による環境負荷を理解しましょう。
- ◇ 川や沼にごみを捨てないようにしましょう。
- ◇ 洗剤の使用を極力控えましょう。
- ◇ 川に親しむイベントに積極的に参加し、川の働きや大切さを学習しましょう。
- ◇ 農地、平地林、河川などの保全に努めましょう。

事業者の取組

- ◆ 事業活動の際は自然環境への影響に配慮しましょう。
- ◆ 農業従事者は、環境保全型農業の導入に努めましょう。
- ◆ 開発の際には開発区域の重要種の生息・生育状況について把握し、重要種を保護する対策を講じましょう。
- ◆ 市内の動植物の保全活動に協力し、生物多様性の保全に貢献しましょう。
- ◆ 水辺環境の保全活動に協力しましょう。
- ◆ 水質汚濁等の公害に関する管理体制を定め、水辺環境の保全に努めましょう。
- ◆ 平地林の整備をはじめ、地域の環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

基本目標 3 【生活環境】活力と元気があふれる健やかなまち

大気環境や水環境の「良好な」状態が保たれ、騒音・振動・悪臭等による公害が防止されるとともに、ごみの減量化を推進することによりもたらされる福利を市民全員が享受し、活力と元気があふれる健やかなまちづくりを目指します。

《基本施策 3-1》生活環境の保全

現状と課題

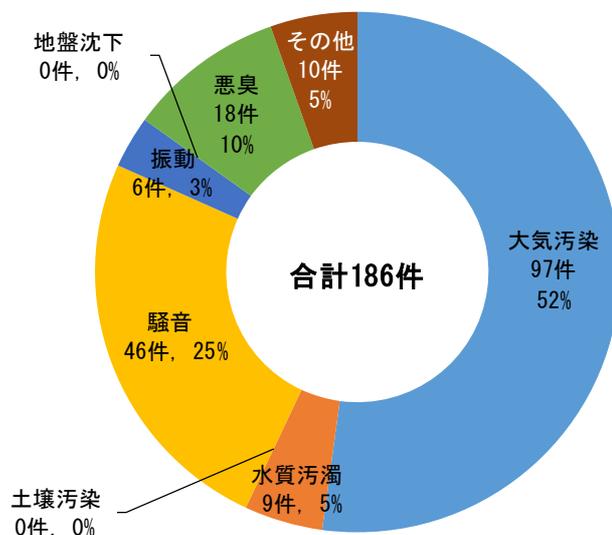


未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林のみどりといった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。

このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

高度経済成長期には、大気汚染や水質汚濁といった「都市・生活型公害」と、工場・事業所による水質汚濁・騒音といった「産業型公害」が進行しましたが、近年は、騒音・悪臭などの生活関連型の公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。本市では、県からの権限移譲により、2012（平成 24）年度から道路交通騒音常時監視測定を、また 2013（平成 25）年度からは市内主要河川及び用排水路などの水質分析を行っています。

今後は、市内での住宅開発、企業の立地、住工混在などに起因する騒音・振動・悪臭などの発生も懸念されるため、引き続き、公害の未然防止と発生源対策を進めていくことが課題となります。



古河市 2020（令和 2 年）度公害苦情等受理件数 出典：市庁内資料

目 標

◆騒音対策の推進

市民アンケート結果より、「家の周りの静けさ、振動など」は、約62%の市民が、大いに満足、一応満足と回答、周辺環境の良さが現れたものと考えられます。一方、やや不満足、大いに不満足の内合計が約34%を占め、不満足の原因は、一般道路からの振動や騒音が大半を占めており、市内を走る交通量の多い国道4号線、国道354号線、国道125号などの影響によるものと考えられ、道路交通に起因する騒音対策が必要です。

◆下水道普及率の向上

2021（令和3）年3月現在の本市の下水道普及率は60.3%であり、さらなる公共下水道整備事業の推進が求められます。

施 策

◆3-1-1. 大気汚染・悪臭防止対策の推進

施 策 名	施 策 の 内 容	担当課	目標期間
①事業活動に伴う大気環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ▶大気汚染防止法に基づく、事業所等の特定施設の管理状況の確認、及び適正化に向けた指導・啓発 ▶農業用ビニール等の適正処理の指導・啓発 	農政課 環境課	長期 (10年)
②大気汚染物質の監視・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶一般環境や主要幹線道路沿いにおける大気汚染状況の監視・モニタリング 	環境課	中期 (5年)
③暮らしに伴う大気環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ▶野外焼却や小型焼却炉での処理に対する法律に基づく家庭ごみの適正処理の指導・啓発 ▶野焼きへの適正な対応 	環境課 農政課	
④家庭における悪臭防止の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活排水処理対策や浄化槽の整備及び適正管理の推進 ▶道路側溝のフタの設置推進、定期的な清掃の促進 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
⑤事業に伴う悪臭防止の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶畜産農家に対するふん尿処理施設の整備、臭気防止対策等の指導・啓発 ▶工場・事業所における悪臭の規制・指導、臭気指数による適切な悪臭防止対策の推進 ▶悪臭防止法に基づく、悪臭防止指導の推進 ▶農業空中散布時の近隣住民への周知徹底の指導・啓発 	農政課 環境課	
⑥快適なかおりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶四季の草花などによる花いっぱい運動の推進 ▶アダプト・プログラム*等の活動の一環としたフラワーロードの形成 	都市計画課 環境課	

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

◆3-1-2. 生活排水処理対策・雨水利用促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①生活排水処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶浄化槽の設置促進及び適正管理の促進 ▶農業集落排水施設の整備促進 ▶公共下水道の計画的な整備の推進 	下水道課 環境課	中期 (5年)
②水質の監視・モニタリング	▶河川の水質汚濁状況の定期的な調査及び結果の公表	環境課	
③節水行動の推進	▶広報紙等を通じた節水行動の啓発	水道課	
④雨水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶公共施設における雨水貯留施設*の導入及び雨水の雑用水利用の推進 ▶家庭や事業所における雨水貯留施設としての雨水タンクの設置促進 	環境課	長期 (10年)

◆3-1-3. 騒音対策の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①事業活動に起因する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶騒音振動発生施設等の特定施設の設置・稼働等に関する監視・指導 ▶法律に基づく規制基準の遵守指導（騒音） ▶苦情に基づいた深夜営業店舗に対する指導等（騒音） ▶建設作業や開発行為から生じる騒音・振動の防止・軽減促進 	環境課	中期 (5年)
②幹線道路沿道における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶実態調査及び関係機関に対する騒音対策（舗装補修、遮音壁等）の要請 ▶市内の主要道路に面する道路交通騒音・振動調査の実施、実態把握 		長期 (10年)

◆3-1-4. 地盤沈下防止・土壤環境の保全

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①適切な水循環の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶市道における透水性舗装の導入推進 ▶市道における透水性排水函の導入推進 	都市計画課 区画整理課 道路整備課	長期 (10年)
②工場や事業所における土壌汚染の未然防止	▶工場や事業者に対する汚染物質排出の規制・指導・監視	環境課	中期 (5年)
③埋立被害による自然環境の悪化防止	▶適正な土採取及び埋立て等により市民の良好な生活環境を確保するための指導・許可		
④農業使用の適正化	▶適正な農薬使用と有機栽培・減農薬栽培への取り組み促進	農政課	長期 (10年)

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策3-2》ごみの減量化・資源化の推進

現状と課題



私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきましたが、その一方、環境への負担の増大、ごみ処理施設の不足など、深刻なごみ問題が生じました。

現在、古河地区のごみは本市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、二市二町で構成されているさしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。このうち、古河クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、修繕などにより施設の延命化を図りながら、将来の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から具体的に検討していくことが課題となります。



「古河クリーンセンター」

「さしまクリーンセンター寺久」
出典：さしま環境管理事務組合 HP

目 標

◆一般廃棄物の処理と分別

資源循環型社会の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみステーションから収集される家庭ごみ処理の有料化についても、さしま環境管理事務組合と当該組合を構成している二市二町で検討する必要があります。

ごみの分別については、古河地区と総和・三和地区で異なりますが、ごみ処理施設を一つにする方向で検討し、今後、分別方法及び効率的な収集・運搬並びに処分方法の検討が必要となります。

◆一般廃棄物処理施設整備の方向性

古河クリーンセンターは、1994（平成6）年7月31日の竣工以来、約28年が経過しており、全般的に老朽化が著しく、重要な機器の破損等による施設の運転停止が危惧されている状態です。現在の整備状況や社会環境の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方について整理を行います。

施策

◆3-2-1. 3Rの取組と資源循環の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①家庭系ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ➢マイ箸、マイボトル等の携帯によるごみ減量の取り組み促進 ➢マイバッグキャンペーン等の推進 	環境課	中期 (5年)
②事業系ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ➢事業系食品廃棄物(事業所・コンビニなど)の資源化による減量に向けた調査・研究等の推進 ◎刈草や家畜糞尿、剪定樹木等の農業バイオマスの活用 ➢事業系ごみの組成分析などを通じた分別や減量化の取り組みに向けた調査・研究等の推進 	農政課 環境課 物品購入部署	長期 (10年)
③リデュース・リフューズ促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢給食の調理メニューの工夫による残飯の減量化 ◎生ごみ処理機器購入補助を通じた厨芥^{ちゅうがい}ごみ減量化の取り組み促進 ➢食品ロス*削減推進 ➢必要なものみの購入徹底(または受け入れを拒否)の推進 	学校給食課 環境課	
④リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間システム活用の検討 ➢市と市民事業者が協働して3Rを推進する体制づくり 		
⑤リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎「資源回収報償金*」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進 ➢各種リサイクル法の周知徹底及び法に基づく取り組みの指導、啓発 		
⑥ごみ出しルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政自治会・団体等の自主啓発活動を通じたごみ出しルールの周知徹底 ➢HPやSNS等を利用したごみ収集カレンダーによるごみ出しルールの周知 	環境課	中期 (5年)
⑦処理費用負担の公平性確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢家庭ごみの有料化に向けた検討 ➢「資源回収報償金」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進(再掲) 		
⑧ごみステーションの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ごみステーションの利用者による管理の徹底と設置費助成による適正管理の推進 		
⑨ごみ減量意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➢学校教育や広報紙、各種イベント等を通じたごみ減量化・資源化の意識啓発及び自治会未加入者や外国人に対するごみ減量に向けた広報の充実 ➢廃棄物処理施設等の施設・現場見学会の開催 		

※◎印は重点施策です(詳細は後述「重点施策3」にて記載)

※目標期間 > 「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

> 「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

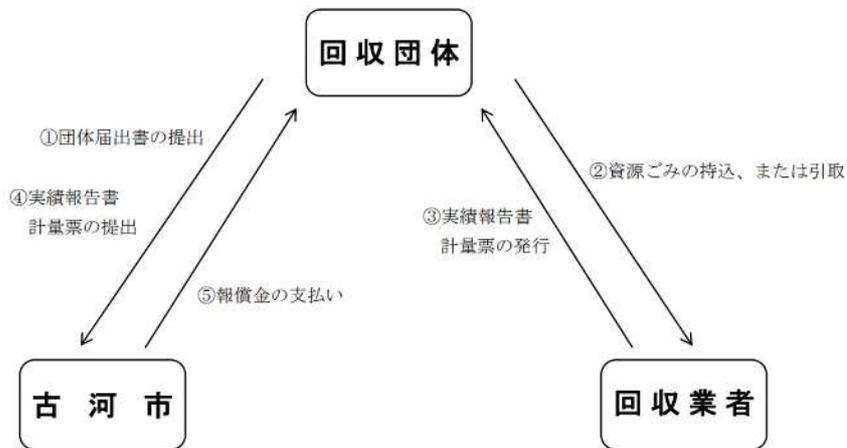
施策名	施策の内容	担当課	目標期間
⑩有害化学物質対策	➢環境リスクに関する正確な情報共有によるリスクコミュニケーション*の推進	環境課	中期 (5年)
⑪資源循環の推進	➢グリーン購入*・フリマアプリ等を活用した再使用の促進 ➢小型家電リサイクル促進 ➢海洋プラスチック*及びマイクロプラスチック問題解決に向けたプラスチックごみの拡散防止		

※目標期間 ➢「中期(5年)」=施策が~5年程度継続すると見込まれるもの

参考

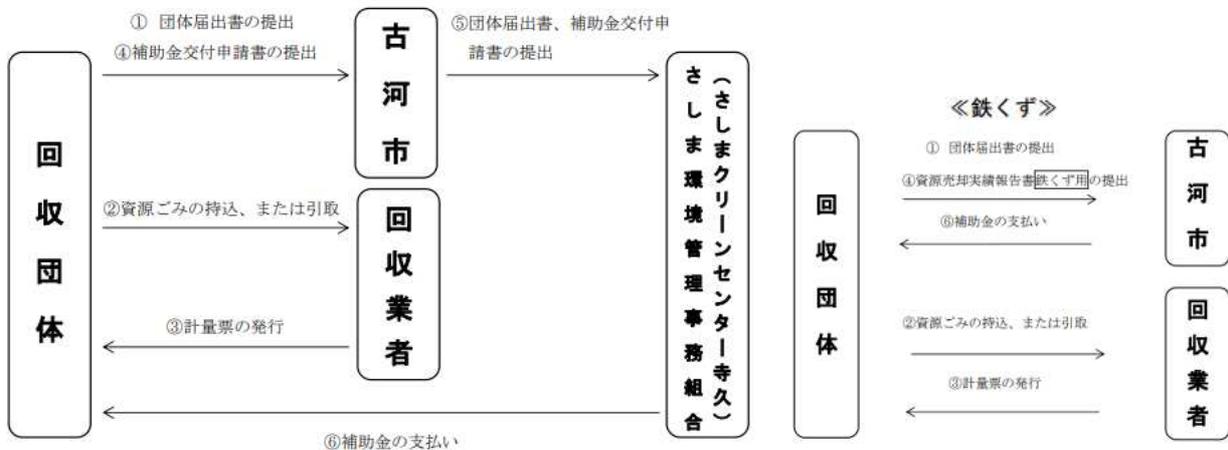
「資源回収報償金」制度

申請のフロー図【古河地区】



申請のフロー図【総和・三和地区】

《紙類・缶類・ビン類・布類・ペットボトル》



資源回収報償金制度フロー図

出典：古河市 HP

重点施策3 ごみの3R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進

【取組】

◆市民・事業者・市が一体となった3Rの推進

生ごみ処理機器購入助成事業によるコンポスト容器等の購入費補助や、リサイクル情報コーナーの設置、子育て応援リサイクル事業「りさ育る*」など、ごみ減量化を促す取り組みを行っています。しかし、本市のリサイクル率は茨城県の平均と比較してやや低く、ごみの資源化に対してさらに重点的に取り組む必要があります。市をはじめ、市民や事業者が協働して3R(Reduce、Reuse、Recycle)を推進していく体制を構築します。

◆民間を活用した廃棄物処理システムの普及

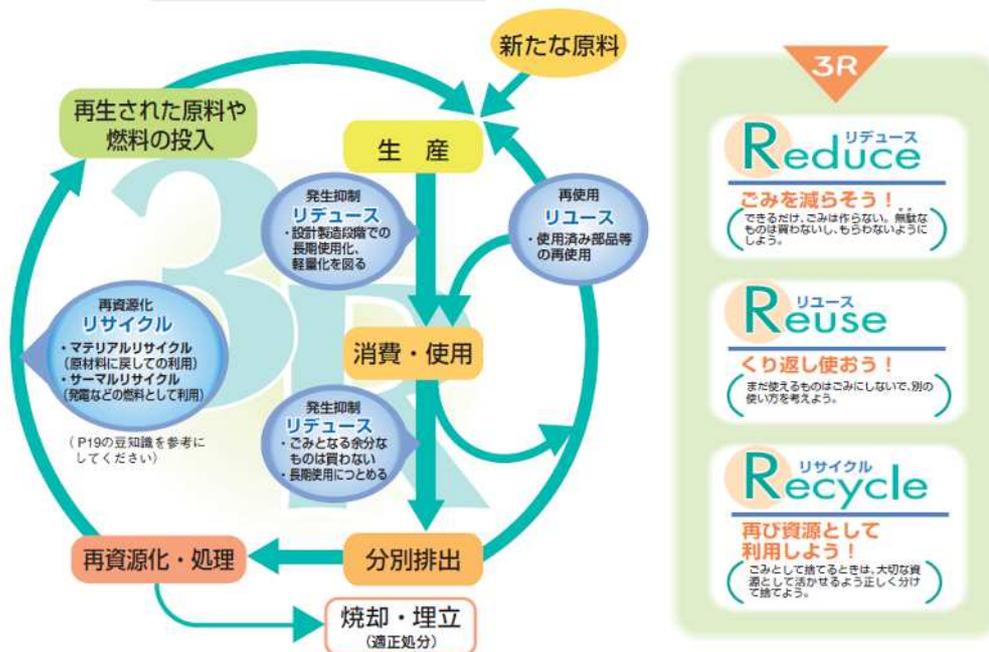
民間事業者が持つ先端技術を活用し、効率的なリサイクル処理システムを導入・促進することで、廃棄物の適正処理及び最終処分量の削減を図ります。

【施策】

施策名	施策の内容	施策No.
ごみの3R (Reduce・Reuse・Recycle)の推進	➤刈草や家畜糞尿、剪定樹木等の農業バイオマスの活用	3-2-1②
	➤生ごみ処理機器購入補助を通じた厨芥 ^{ちゅうかい} ごみ減量化の取り組み促進	3-2-1③
	➤民間システム活用の検討	3-2-1④
	➤「資源回収報償金」制度による資源ごみ集団回収の取り組み促進	3-2-1⑤

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	廃プラスチック等適正処理周知、指導回数	回	11	10	農政課
2	生活排水処理総合普及率(公下+農集+合併槽汚水処理人口/行政人口)	%	82.1	93.2	下水道課
3	水質調査基準値超過件数	件	16	0	環境課
4	「一般道路からの振動や騒音」に対して不満を抱いている市民の割合	%	26.6	15.0	
5	1人1日当たりのごみ排出量(前年度実績)	g/人・日	946	855	環境課
6	リサイクル率(前年度実績)	%	15.8	20.0	
7	家庭用生ごみ処理機の購入補助延べ交付世帯数	世帯	1,264	1,545	
8	集団回収登録団体数	団体	152	170	
9	資源集団回収による回収量	t	1,310	1,035	
10	市民・事業者への食品ロス対策の啓発活動	回/年	-	6	環境課



3R

Reduce リデュース
 ごみを減らそう！
 (できるだけ、ごみは作らない、無駄なものは買わない、もたないないようにしよう。)

Reuse リユース
 くり返し使おう！
 (まだ使えるものはごみにしないで、別の使い方を考えよう。)

Recycle リサイクル
 再び資源として利用しよう！
 (ごみとして捨てるときは、大切な資源として活かせるよう正しく分けで捨てよう。)

図 3R 概要

出典：環境省

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 家庭から排出されるごみに関する知識を深め、適正な廃棄を行いましょう。
- ◇ 近隣への騒音や振動、悪臭の原因となる行為の防止に努めましょう。
- ◇ 公害発生等について市に情報提供し、その対応に協力しましょう。
- ◇ ダイオキシン類*が発生するような野焼きは行わないようにしましょう。
- ◇ エコバッグを使用し、レジ袋の使用を控えましょう。
- ◇ 不要になってもまだ使えるものは、リユースに努めましょう。
- ◇ 生ごみの水切りを徹底し、減量化に努めましょう。
- ◇ 家庭から出た生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園への利用を検討しましょう。
- ◇ 外食時は食べられる分だけ頼み、食べきれない分はドギーバッグ*を利用する、スーパーなどでは量り売りを利用するなど、食品ロスの削減に取り組みましょう。
- ◇ 必要なものを必要なだけ買い、不要なものを買わないよう努めましょう。

事業者の取組

- ◆ 各種法令の排出基準を遵守し、大気汚染や水質汚濁等の公害低減に努めましょう。
- ◆ 有害化学物質の排出について排出基準を遵守し、適正に管理するとともに、排出削減に努めましょう。
- ◆ 従業員が有害化学物質の正しい知識を習得できるよう、労働安全・衛生教育を実施しましょう。
- ◆ 紙製のストローを利用するなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。
- ◆ 各種リサイクル法に基づく適正な廃棄物のリサイクルに努めましょう。
- ◆ 過剰な包装を抑制し、ごみの減量化に努めましょう。
- ◆ 分解性プラスチック使用やプラスチックを排出する製品の製造抑制を図りましょう。
- ◆ 事業所から出た生ごみの堆肥化・水切りに努め、ごみの減量化に取り組みましょう。
- ◆ 必要なもののみの購入徹底（または受け入れを拒否）を推進しましょう。

基本目標 4

【快適環境】人と自然にやさしいうるおいのあるまち

“古河市らしい”景観を守ることで、生活する人々がこれからも安心して住み続けたいと思うまちづくりを目指します。

《基本施策 4-1》ゆとりがあり自然とふれあえる空間の確保

現状と課題



本市には、古河総合公園(古河公方公園)や古河市ネーブルパーク、古河市三和ふるさとの森など、262箇所、211.3ha (R3.9.30 現在)の公園や緑地が整備されています。

市民アンケート結果における「身近な公園や緑地の利用しやすさ」は、約58%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。

一方では、循環バスぐるりん号の三和地区から古河駅方面への移動ニーズに対応するため、併せて、「道の駅まくらがの里こが」への観光客等の利便性を向上させることを目的とし、新たなルートでの運行を開始しました。また、既存の5コースについても、より便利に利用できるようルートや時刻表の見直しを行いました。これらを前提として、スマートホーム・コミュニティ*のモデル構築など、脱炭素型コンパクトシティの実現を目指しています。

さらには、新たな技術や様々なデータを活用し、市民生活の質の向上を目指す取組も視野に入れ、これらの様々な取組を、地域の住民、事業者など、あらゆる関係者とともに進め、脱炭素化を前提に、市民生活を「より豊かに」、「より快適に」、そして地域コミュニティが育まれたコンパクトシティの実現と、DX*推進に伴う価値の創出が課題となります。

目 標

◆公園等の緑地の保全と育成

新たな公園の整備、公園の芝生化、公共施設の緑化等により、緑地の保全と育成を推進します。また、市民意向を反映した公園整備・再整備方針の策定が必要です。

◆公共施設等のみどりづくり

みどりのカーテン、公園の樹木や街路樹等による緑化推進が必要です。また、コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている社会情勢の中、公共施設を通じて貢献できるグリーンインフラを構築します。

◆市民等によるみどりづくり

市民との協働による緑地保全活動推進と街路樹やポケットパーク*等の整備による市街地でのみどりの創出が必要です。

◆コンパクトシティの推進

公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図り、公共交通機関を軸としたコンパクトなまちづくりを推進します。

◆公共交通機関の利便性向上

市民アンケート結果によると「公共交通機関の利用しやすさ」に対する不満足の高くなっています。公共交通機関との乗り継ぎ利便性、循環バスの新路線開発や増発などが必要となります。

施 策

◆4-1-1. 公園の整備と緑化の推進

施 策 名	施 策 の 内 容	担当課	目標期間
①安心して利用できる身近な公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域住民に親しまれ防災機能を備えた公園緑地の整備 ▶ 地元団体やシルバー人材センター及び指定管理制度などを活用した公園の適切な運営・管理 ▶ アクセス道路*や駐車場の整備など公園の利便性向上に向けた整備の推進 	都市計画課	中期 (5年)
②市街地におけるみどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ みどりのカーテンなど住宅地における緑化の取り組み促進 ▶ 住宅地整備に際しての地区計画制度や緑地協定等の活用 ▶ 情報提供等を通じた屋上緑化・壁面緑化の取り組み促進 ▶ 工場等の敷地内緑化の推進 	都市計画課 商工観光課 環境課	長期 (10年)
③公共空間における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 街路樹やポケットパーク等の整備による市街地でのみどりの創出 ▶ 学校樹木等の自然環境の保全 	都市計画課 道路整備課 用地管理課 学校教育施設課	

※目標期間 > 「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
> 「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

◆4-1-2. コンパクトシティの実現とDX推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①コンパクトシティの実現	<ul style="list-style-type: none"> ➢古河駅周辺を都市核、諸川周辺を地域拠点とした集約による市街地の形成と、それらを繋ぐネットワークの形成。市全体の利便性の向上促進による自動車利用抑制 	都市計画課 環境課	長期 (10年)
	◎電気自動車等次世代自動車*の普及	財産活用課 環境課	
	◎脱炭素型の次世代交通システムの構築	交通防犯課 環境課	
	➢シェアサイクル・スクーター*の導入の検討		
	◎スマートホーム・コミュニティのモデル構築推進	企画課 環境課	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢住民の移動手段としてシェアする電気自動車を導入し、蓄電池としての活用による、平時での低炭素、災害時での自立する都市構築 	都市計画課 交通防犯課 環境課	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢交通結節点や車両におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン*の導入促進 ➢パーク&ライド*などを通じた公共交通機関の利用促進 ➢デマンド交通*の運行区域拡大による交通空白地域、地域間のサービス格差の是正 	交通防犯課	
②DX推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ICT教育環境の導入による活用推進 ➢DX推進体制の組織整備とデジタル人材の確保・育成 	IT戦略課	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境関連における、情報システムの標準化手続きのオンライン化の促進 ➢AI*・IoT*・ICT*・RPA*の導入・活用促進による脱炭素社会への貢献 	IT戦略課 環境課	
	◎BPR*(業務改善)の取組促進による資源の無駄削減(書面・押印・対面等の見直し)	企画課 職員課 環境課	

※DX (Digital Transformation) とは、進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと

※◎印は重点施策です (詳細は後述「重点施策 4」にて記載)

※目標期間➢「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策4-2》地域に根ざした風格あるまちづくり

現状と課題



市民アンケートにおける「歴史的・文化的な財産に対する保全状況」は、約59%の市民が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されます。

本市の豊かな田園地帯、広大な水辺に囲まれた歴史ある地域性を生かし、人々がいきいきと暮らせる「ふるさと」をつくり上げていくために、何を守り、何を育み、将来どのようなふるさとなれば良いかを考えていくことが課題となります。

協働の理念の基に、息の長い着実な努力の積み重ねと幾世代にわたる市民によるふるさと景観づくりへの取組が求められています。

目標

◆文化財の保存・継承

現在の保全状況に一定の満足感は得られているものと判断されますが、本市には、城下町の面影を残す歴史的な景観が数多く残されており、有形・無形の文化財の保存、継承が必要となります。

施策

◆4-2-1. 歴史・文化の保全・継承

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①城下町の面影が残る歴史的景観維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶良質な景観ストックを活かした生活の場としての都市景観の向上 ▶市による景観形成助成や奨励・顕彰制度等の検討 	都市計画課	中期 (5年)
②景観阻害要因改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶屋外広告物の適正な規制・誘導 ▶沿道地区の特性(商業地、工業地、田園地帯等)に応じた象徴的な沿道景観の形成促進 		
③市民との協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶市民参加による地域景観の検討、地域景観への関心喚起 		長期 (10年)
④有形・無形文化財の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ▶歴史資料・文化財の調査、収集と保存 ▶伝統行事等の継承に向けた取り組みの支援 	生涯学習課	中期 (5年)
⑤文化資源の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶郷土学習の場としての積極的な活用 ▶観光施設としての積極的利用 	生涯学習課 商工観光課	

※目標期間 ▶「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ▶「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策4-3》自主的で誇りあるまち美化推進

現状と課題



まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。

本市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム（市民団体や企業が行う美化活動等を行政が支援する制度）による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりを見せています。

しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害なども見られて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。

今後も「不法投棄防止看板」の設置やパトロール、土地所有者への適正管理の指導などにより、未然防止を図るとともに、地域との連携による監視強化等を図っていくことが課題となります。

目 標

◆不法投棄やごみ減量の意識啓発

不法投棄に対する意識啓発、ごみ減量の意識啓発、ごみ出しルールの周知徹底などの強化が必要となります。

◆環境美化活動の推進

環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施し、市民・事業者・市の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していきます。



不法投棄状況

出典：古河市 HP

施策

◆4-3-1. 不法投棄・ポイ捨て対策の推進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①法律に基づくリサイクルの取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢家電リサイクル法等に基づく廃棄物の適正処理の周知・啓発 ➢建設副産物の再利用先を安定的に確保する仕組みづくり 	道路整備課 環境課	長期 (10年)
②不法投棄に対する監視体制の強化・充実（捨てづらい環境づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ➢関係機関と連携した定期的な監視パトロールの実施 ➢土地所有者に対する未然防止に向けた適正管理の要請 ➢監視カメラの設置検討 ➢市民が不法投棄の通報がしやすい環境整備 	環境課	中期 (5年)
③意識啓発・教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢広報紙やチラシ等を通じた不法投棄やごみの散乱防止に関する意識啓発 ➢子どもへのポイ捨てや不法投棄に関する道徳教育の充実（親への波及効果） 	環境課 指導課	

◆4-3-2. まち美化活動の促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢市民による周辺地域の自主的な美化活動の取り組み促進（アダプトプログラムなど） ➢「市民総ぐるみ清掃」を通じた美化活動の促進 ➢「渡良瀬遊水地クリーン作戦」等を通じた美化活動の促進 ➢イベント等におけるごみの持ち帰りの促進 	生涯学習課 商工観光課 スポーツ振興課 環境課	その他
②まち美化に関するルール周知やモラルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ポイ捨てやフン放置で困っている市民への啓発用看板の無料貸与 ➢空き地等の所有者（管理者）に対する除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理の啓発・指導 	環境課	長期 (10年)
③道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢路上駐車、放置自転車、放置バイクに対する適切な対応 ➢不法駐輪に対する指導・啓発及び迅速な撤去 	交通防犯課	その他

※目標期間
 ➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの
 ➢「中期(5年)」＝施策が～5年程度継続すると見込まれるもの
 ➢「その他」＝どちらともいえないもの

重点施策 4 コンパクトシティの実現と DX 推進

【取組】

◆地域公共交通ネットワークの構築

「古河市地域公共交通網形成計画」に基づき、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの構築を図ります。また、市内循環バスやデマンド交通の運行に努め、運行エリアの見直しを行いながら、適正な運賃体系を構築し、利便性及び利用率の向上を図ります。

◆データ利活用型コンパクトシティの構築

AI・IoT・ICT といった新たな技術や、健康やエネルギーなどのデータを活用することで、新たな生活を支援するサービスの提供などにより、市民生活の質の向上を目指す取組を進めていきます。

◆脱炭素型次世代交通システムの構築

EV シェアスクーター*の導入や、電動アシスト自転車や超小型モビリティ*などのシェアリングサービス*をワンポート*で提供するマルチモビリティシェアリング*の活用法を研究し、最適なモビリティを提供できる脱炭素型の次世代交通システムの構築を目指します。

◆官民連携による脱炭素化に向けた取組の推進

民間事業者等との協働で、一般住宅や事業所関連の脱炭素化に向けた施策への支援等の取組を推進します。

◆DX 推進に伴う価値の創出

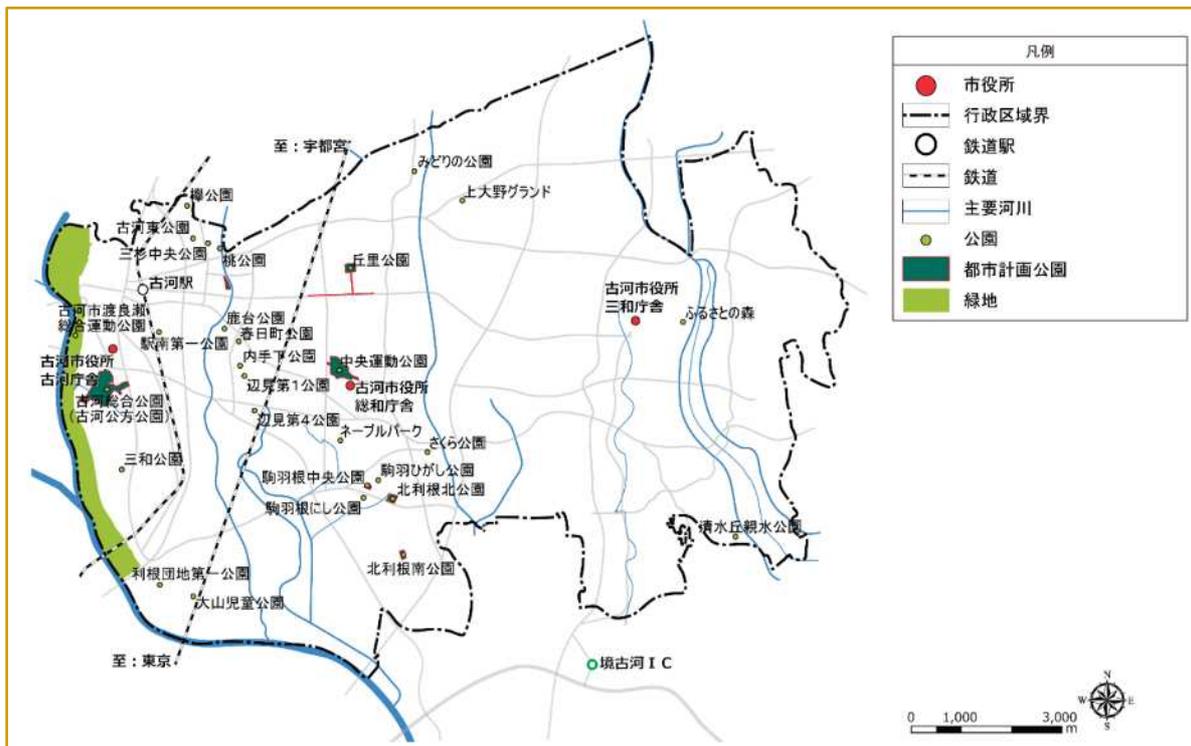
行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

【施策】

施策名	施策の内容	施策 No.
コンパクトシティの実現と DX 推進	➢電気自動車等次世代自動車の普及	4-1-2①
	➢脱炭素型の次世代交通システムの構築	
	➢スマートホーム・コミュニティのモデル構築推進	
	➢ICT 教育環境の導入による活用推進	4-1-2②
	➢環境関連における、情報システムの標準化手続きのオンライン化の促進	
	➢BPR（業務改善）の取組促進による資源の無駄削減（書面・押印・対面等の見直し）	

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	1人当たりの都市公園面積	m ²	11.7	12.2	都市計画課
2	公園・緑地数	箇所	258	273	
3	里親制度(アダプトプログラム)の登録団体数	団体	22	25	環境課
4	社寺林や屋敷林の保存樹指定樹木数	本	9	9	生涯学習課
5	「歴史的・文化的な財産に対する保全状況」に満足している市民の割合	%	57.1	65.0	環境課
6	文化財・文化施設を活用したイベント開催数	回	0	2	生涯学習課
7	意識啓発イベントの開催回数	回	1	2	環境課
8	環境美化活動実施回数	回	中止	2	
9	放置自転車回収台数	台	79	70	交通防犯課
10	ぐるりん号(市内循環バス)年間利用者数	人	130,306	190,000	
11	デマンド交通延べ利用者数	人	22,519	30,000	
12	公共交通機関利用者数	万人	386	541	



古河市公園の立地状況 出典：古河市都市計画マスタープラン

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 文化財の保全や地域の文化の継承に努めましょう。
- ◇ 家電リサイクル法に基づき適正な廃棄を行いましょよう。
- ◇ 地域の清掃活動等に参加しましょよう。
- ◇ ペットのフンやごみの持ち帰り、適正に処理しましょよう。
- ◇ ごみのポイ捨てはやめましょよう。
- ◇ ごみ集積所周辺の美化に努め、公衆衛生の向上を図りましょよう。
- ◇ 路上駐車、自転車の放置、バイクの放置はやめましょよう。

事業者の取組

- ◆ 開発事業を行う際は、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょよう。
- ◆ 市などが行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょよう。
- ◆ 郷土の伝統産業や、提灯竿もみまつりをはじめとする祭りに対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょよう。
- ◆ 廃棄物は適正に処理しましょよう。
- ◆ 敷地内とその周辺の美化に努めましょよう。
- ◆ 市の実施する不法投棄対策・まち美化活動に協力・支援しましょよう。
- ◆ DX 推進体制等の構築を図りましょよう。

基本目標 5

【環境保全に取り組むための基盤づくり】

みんなで考え自ら動くまち

家庭や学校、企業では環境保全について話し合い、みんなが出前講座や観察会などの環境イベントや清掃活動に参加することで、地域コミュニティが充実し、環境保全が先進的に進んだまちを目指します。

《基本施策 5-1》環境保全に対して自ら行動できる人材育成

現状と課題



市民のニーズが多様化し、市だけでは解決できない問題が生じており、これまで市が担ってきた役割を、市民と市が協力して担う市民協働のまちづくりが重要となっています。本市では、政策形成過程におけるパブリックコメント*、タウンミーティングでの意見交換などにより、市民と市の双方向のコミュニケーションを図ってきましたが、より多くの市民の参加を得ることが課題となっています。

目 標

◆ひとづくり

持続可能な社会をつくるため、環境について専門的な知識を持つ人、地域のことをよく知る人、体験活動や実践活動を指導できる人など、効果的な環境教育を行うことができる人や団体を発掘、育成し、継続的な活動を支えます。また、環境活動を担う人を育てるためのプログラムや機会を充実させます。

◆つながりづくり

市民、事業者、学校、市等すべての主体が、パートナーシップのもと環境教育を効果的に展開できるよう情報共有や連携・協働を可能にするネットワークをつくり、環境の保全と創造の活動の輪を広げていきます。また、市民が興味を持てる環境体験型の環境教育・環境学習の充実、環境学習の場の提供、環境情報の提供などが必要です。

◆しくみづくり

環境教育や環境の保全と創造の活動を進めることができるよう、情報や活動の場などの基盤をつくり、主体的・継続的な活動の実践と取組の増進を図ります。

施 策

◆5-1-1. 環境教育・学習の充実と人材育成

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課	目 標 期 間
①体験型の環境教育・環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢「こどもエコクラブ」「緑の少年団」等、自主的な環境学習・環境保全活動の取り組み促進 ➢市内の平地林等をフィールドとした体験型環境教育・環境学習のプログラムの充実、取り組みの促進 	農政課 環境課	長期 (10年)
②地域の環境に関する情報の収集・提供	◎環境の状況や環境施策の取り組み状況等を取りまとめた環境基本計画年次報告書の作成・公表	環境課	
③環境情報の提供体制の充実	◎市立図書館等における環境関連図書・資料等の充実	社会教育施設課 古河・三和図書館	
④専門家の利活用の促進	➢茨城県環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員等の人材の環境活動への活用促進	環境課	
⑤地域に根ざした人材の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢地域に根ざして環境活動に取り組む個人・団体のデータベース化及び環境活動への活用促進 ◎経験者等の知識を活かした適材適所（講演会・ワークショップ等）での活用促進 	生涯学習課 環境課	
⑥環境学習の場の提供・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢本市の自然環境を活用した自然観察会の開催等、自然とふれあう機会の創出 ➢市内の教育機関や事業者並び県を連携した環境学習の検討 ➢インターネットやSNSを活用した情報の周知 ◎インターネットやSNSを活用した環境教育の推進 	環境課 シティプロモーション課	

※◎印は重点施策です（詳細は後述「重点施策5」にて記載）

※目標期間➢「長期(10年)」＝施策が～10年程度継続すると見込まれるもの

《基本施策5-2》各主体が自立・協働できる環境の醸成

現状と課題



市民アンケート結果における「近隣関係や地域コミュニティの良さ」は、約61%の人が、大いに満足、一応満足と回答しており、半数以上の市民が満足感を得られているものと判断されますが、環境保全活動、環境教育等に関する取組がより大きな成果を得るためには、多くの人が参加し、協働していくことが必要となり、市民、事業者、学校、市等、あらゆる主体が、それぞれの立場に応じた取組を推進することが重要となります。

目標

◆環境保全活動や環境教育等の推進

環境保全活動や環境教育等を推進する上では、市民、事業者、学校、市が相互に協力して取り組むことにより、取組効果を高めることが可能となります。

◆イベントの開催等仕組みづくりの構築

各主体との連携、協働を推進することや、環境保全活動を行う市民団体への支援、取組意欲の向上を図るため、イベントの開催等仕組みづくりを構築します。

施策

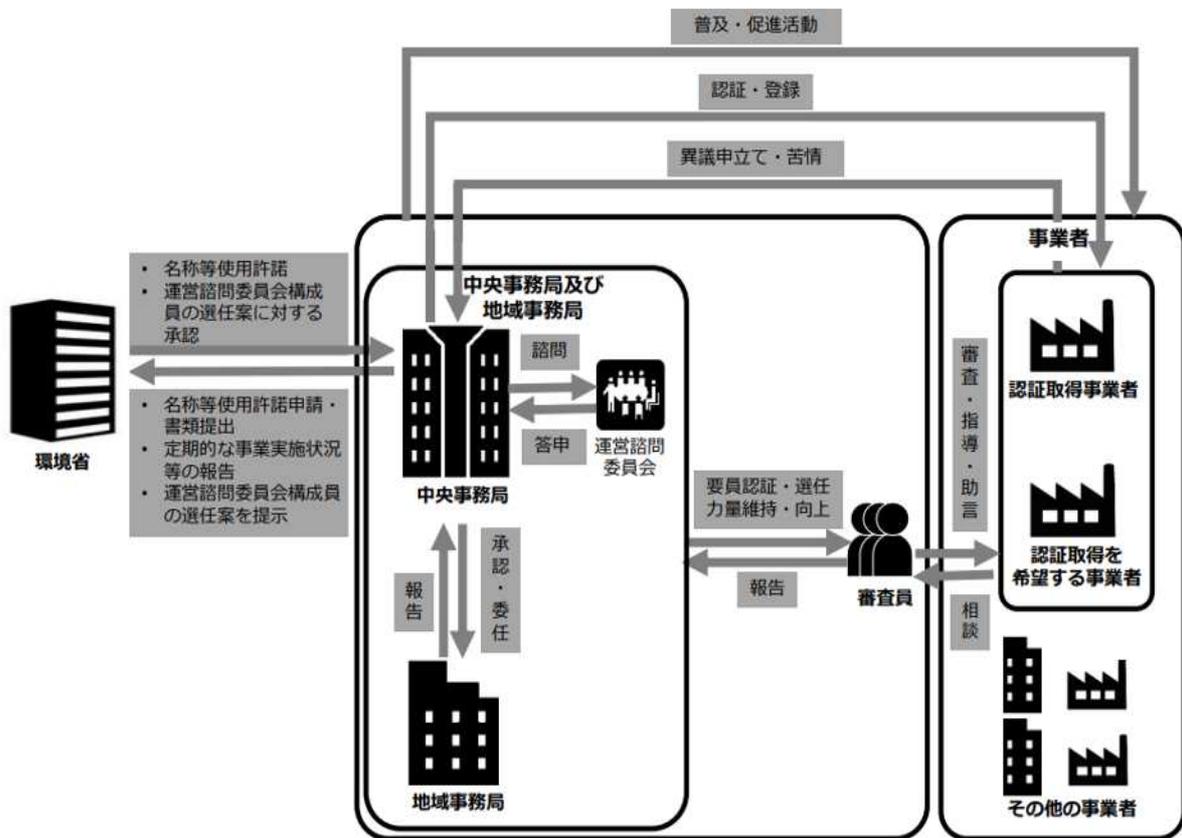
◆5-2-1. 市民・民間団体・事業者の取組促進

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
①各主体の連携、協働を促す体制づくり、支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢「ECO フェスタ古河」等の交流イベントの定期的な開催を通じた各主体の連携、協働の取り組み推進 ➢環境保全に関するボランティア登録制度の構築及び活用促進 ◎NPO 等と連携した環境保全の取組 	環境課	長期 (10年)
②取り組み意欲を向上させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎広報誌や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取組や市民団体の活動の紹介 ➢「ECO フェスタ古河」等における日頃の環境学習や環境活動成果の発表機会の充実 ➢広報紙や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取り組みや市民団体の活動の紹介 ➢環境保全に熱心に取り組む個人や団体の顕彰制度の創設 ➢「エコ事業所登録制度」の普及促進 ➢「エコショップ制度」の普及促進 	環境課 工事発注部署	

施策名	施策の内容	担当課	目標期間
③事業者の活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会や自然観察会等への事業者協力促進 事業者への情報発信促進 	環境課 商工観光課	長期 (10年)
④環境マネジメントシステム*の取組促進	<ul style="list-style-type: none"> エコアクション 21、レジリエンス*認証等、事業者や持続可能な事業に関する登録を推進します。(環境マネジメントシステムの取り組み促進を継続) 	環境課	
⑤地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う市民団体の支援と協力 事業者の環境ボランティア活動への参画 		

※目標期間>「長期(10年)」=施策が~10年程度継続すると見込まれるもの

参考



エコアクション 21 認証・登録制度の概要

出典:「エコアクション 21 ガイドライン」環境省

重点施策 5 民間ネットワークを活用した環境教育活動の推進

【取組】

◆官民連携による環境教育・学習の機会の拡充

環境教育に取り組む民間事業者・NPO・研究機関等と連携し、様々な教育活動に取り組みます。

◆イベント活動による環境への取組の促進

市民、事業者、市等が連携・協働し、実施している環境取組の紹介等を行う ECO フェスタ古河を開催します。また、環境イベントを協働で開催することにより、広く普及・啓発を図り、取組を促進します。

◆小中学校における環境教育・学習の推進

将来を担う子どもたちが関心を持ち、考え、行動へとつなげるきっかけづくりになる環境教育・学習事業を ICT 事業等により推進します。

【施策】

施策名	施策の内容	施策 No.
民間ネットワークを活用した環境教育活動の推進	＞環境の状況や環境施策の取り組み状況等を取りまとめた環境基本計画年次報告書の作成・公表	5-1-1②
	＞市立図書館等における環境関連図書・資料等の充実	5-1-1③
	＞経験者等の知識を活かした適材適所（講演会・ワークショップ等）での活用促進	5-1-1⑤
	＞インターネットや SNS を活用した環境教育の推進	5-1-1⑥
	＞NPO 等と連携した環境保全の取組	5-2-1①
	＞広報誌や市 HP 等を通じた市内における優れた環境保全の取組や市民団体の活動の紹介	5-2-1②

【環境指標】

No.	環境指標	単位	R2実績値	最終目標値 (R13)	担当課
1	緑の少年団県登録数	団体	7	8	農政課
2	こどもエコクラブ加入団体数	校	2	10	環境課
3	環境保全に関するNPO法人数	団体	3	4	
4	環境学習イベント開催数	回	1	2	
5	エコアクション21認証事業者数	事業所	3	4	
6	茨城県エコ事業所登録事業所数	事業所	28	33	
7	エコショップ登録店舗数	店舗	5	10	

【環境配慮指針】

市民の取組

- ◇ 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 市民団体は環境保全活動を開催しましょう。
- ◇ 環境に関するイベントに積極的に参加しましょう。
- ◇ 環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加・協力しましょう。
- ◇ 環境問題や保全活動について地域住民と話し合いましょう。
- ◇ 美化活動に協力し、自身と周りの美化意識向上に努めましょう。

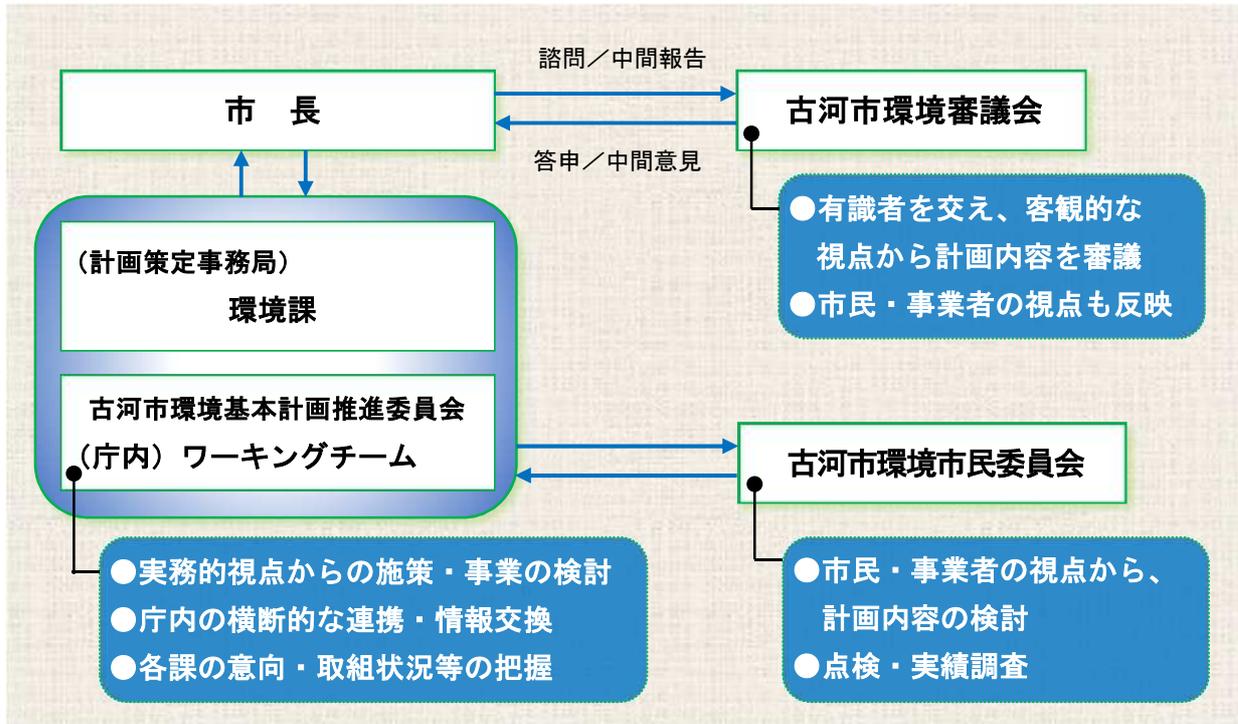
事業者の取組

- ◆ 環境保全活動に取り組む市民や民間団体に協力、支援しましょう。
- ◆ 環境保全活動の企画や実践に努め、地域住民との交流を深めましょう。
- ◆ 環境保全活動への積極的な参加、協力を行いましょう。
- ◆ 自社で取り組む環境に配慮した活動をPRし、保全活動の拡大に努めましょう。
- ◆ 環境保全に取り組むボランティア団体やサークルに参加、協力しましょう。
- ◆ 子どもたちに環境保全の大切さを伝えましょう。

3 計画の進捗管理の基本的な考え方

(1) 各主体の協働

市だけではなく、三者（市民・事業者・市）の連携、協働が図られることが、本計画の推進にとって最も重要なことです。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。



(2) 行政組織の構築

本計画の確実な運用を図るため、次の組織からなる推進体制で本計画を推進します。

■古河市環境審議会

➤本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について市から報告を受け、専門的・客観的な立場から定期的にチェックを行い、意見・提言します。

■古河市環境市民委員会

➤本計画に示した市民及び事業者による環境保全の取組を支援します。
➤市民及び事業者との市の連携による取組に協力します。

■古河市環境基本計画推進委員会

➤市の環境関連施策について、各部署の意見調整を行い、施策を展開します。
➤庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整します。
➤事務局から本計画の進捗状況について報告を受け、その後の方向性などについて検討します。

■計画策定事務局[環境課]

- 本計画に示した市民及び事業者が行う環境保全に関する取組を主体的に推進します。
- 市民及び事業者と市の連携による取組の推進にあたります。
- 各組織の調整を図るとともに、本計画の進捗状況についてとりまとめ、公表します。

■庁内関係各課

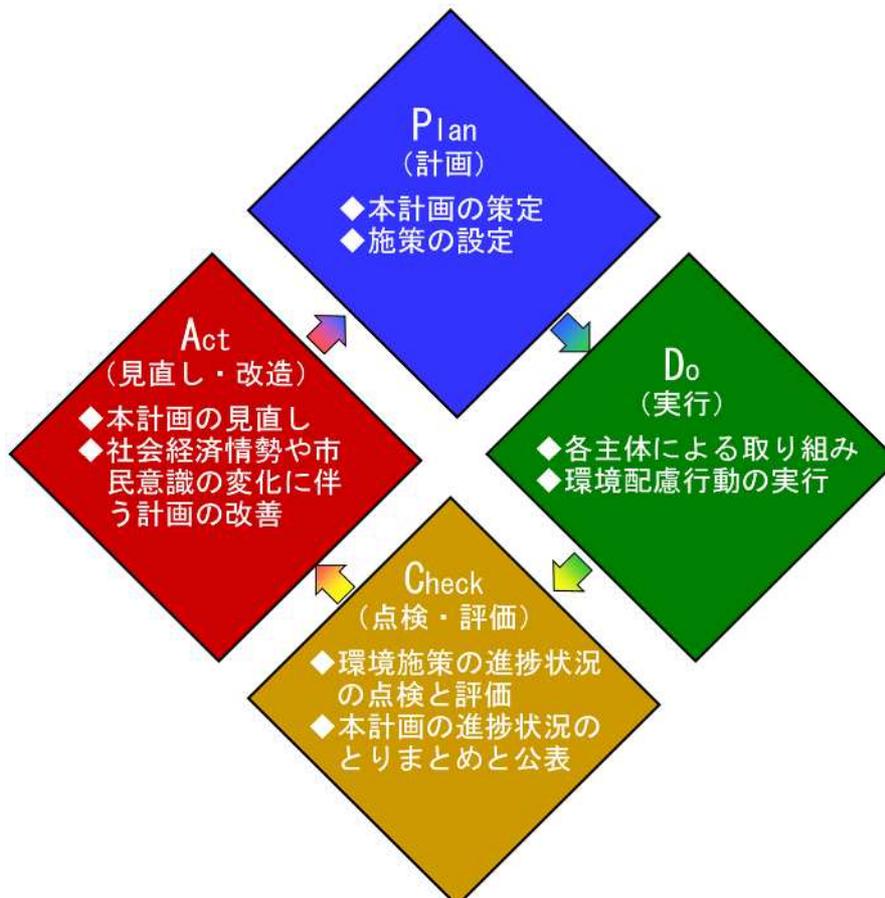
- 古河市環境基本計画推進委員会による調整のもとで環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について事務局を通じて各組織に報告します。

(3) 事業者の環境配慮指針

大気環境や水質汚濁など、広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

4 計画の推進及び進捗管理体制

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (点検・評価)」及び「Act (見直し・改善)」のPDCA サイクル*に則って実施します。また、進行状況について公表し、前掲の推進体制で各役割に応じて運用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理 (イメージ)

資料編

資料 1. 計画策定までの経緯	84
資料 2. 古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例	89
資料 3. 自然環境測定状況	95
資料 4. 温室効果ガス算出方法	99
資料 5. ゼロカーボンシティ宣言共同表明書	100
資料 6. 用語集	102

資料 1. 計画策定までの経緯

(1) 古河市環境審議会

期 日		開催活動名称	活 動 内 容
2021 年	9 月 21 日 (火)	第 1 回古河市環境審議会	会長・副会長選任・各委員紹介・第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）の方針確認及び承認
2022 年	1 月 20 日 (木)	第 2 回古河市環境審議会	第 2 次古河市環境基本計画（素案）の説明及び質疑応答
	6 月 21 日 (火)	第 3 回古河市環境審議会	パブリックコメント結果報告及び第 2 次古河市環境基本計画（諮問・答申）

(2) 古河市環境市民委員会

期 日		開催活動名称	活 動 内 容
2021 年	9 月 28 日 (火)	第 1 回古河市環境市民委員会	第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）に対する意見（質疑）シート徴集
	11 月 2 日 (火)	第 2 回古河市環境市民委員会	役員選任・各部会実績報告・第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）意見シートにおける質疑応答
	12 月 8 日 (水)	第 3 回古河市環境市民委員会	第 2 次古河市環境基本計画（素案）意見シートにおける質疑応答

(3) 環境についてのアンケート調査

調査実施期間	2021（令和 3）年 8 月 10 日～9 月 30 日		2021（令和 3）年 9 月 1 日～9 月 24 日
	調査対象者	市内在住 18 歳以上の 男女	市内在籍事業者
配布数	2,000 人	500 社	994 人（Web 回答）
回収数（回収率）	710 人 (35.5%)	185 社 (37.0%)	549 人 (55.2%)

(4) パブリックコメント

目 的	第 2 次古河市環境基本計画（素案）の周知、意見聴取を目的に実施
実施期間	2022（令和 4）年 5 月 19 日～6 月 8 日
閲覧場所	古河庁舎、総和庁舎、三和庁舎、健康の駅、古河福祉の森、古河市 HP
意見数	0 件

(5) 古河市環境審議会 委員名簿

令和3年度古河市環境審議会委員名簿

(順不同)

役 職	氏 名	選出区分・選出母体	備 考
会 長	清水 範夫	学識経験者	東洋大学 名誉教授
副会長	那須 和弥	住民代表	古河市行政自治会
委 員	加藤 常吉		公募
	高橋 采子	産業界	古河商工会議所
	秋葉 邦之		古河市工業会
	峰 英雄		古河市商工会
	国府田 ひとみ		茨城むつみ農業協同組合
	青木 宏記		学識経験者
	佐山 順一	教育関係者	
	檜村 信一	一般公益代表	古河市環境市民委員会
	宮本 京子		茨城県地球温暖化 防止活動推進員
	後藤 努		こが里山を守る会

令和4年度古河市環境審議会委員名簿

(順不同)

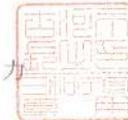
役 職	氏 名	選出区分・選出母体	備 考
会 長	清水 範夫	学識経験者	東洋大学 名誉教授
副会長	湯本 豊	住民代表	古河市行政自治会
委 員	加藤 常吉		公募
	高橋 采子	産業界	古河商工会議所
	峰 英雄		古河市商工会
	秋葉 邦之		古河市工業会
	国府田 ひとみ		茨城むつみ農業協同組合
	櫻村 信一		一般公益代表
	後藤 努	こが里山を守る会	
	宮本 京子	茨城県地球温暖化 防止活動推進員	
	青木 宏記	学識経験者	充て職
	佐山 順一		教育関係者

(6) 古河市環境審議会 諮問

古環第452号
令和4年6月21日

古河市環境審議会
会長 清水 範夫 様

古河市長 針谷 力



第2次古河市環境基本計画（素案）について（諮問）

第2次古河市環境基本計画について、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するための基本となる計画を策定するにあたり、古河市環境審議会条例（平成17年9月12日条例第110号）第2条の規定により、貴審議会に意見を求めます。

(7) 古河市環境審議会 答申

古河市長 針谷 力 様

古環審第2号
令和4年6月21日

古河市環境審議会
会長 清水 範大



第2次古河市環境基本計画（素案）について（答申）

令和4年6月21日付古環第452号で諮問のあった第2次古河市環境基本計画（素案）について慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、各施策にあげる様々な事業を効果的に実施し、目指す環境像である「人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち古河」の実現に努めることを要請します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、基本方針や施策内容について、市民、事業者等に、様々な機会で広く周知・啓発されたい。
- 2 市民・事業者・行政が積極的に環境について考え、取り組みができるような体制を確立するとともに、環境と調和した社会を実現するまちづくりに努められたい。
- 3 社会情勢の変化に注視しつつ、市を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応しながら、計画の推進に努められたい。
- 4 国等のあらゆる環境施策が積極的に活用できるよう、本計画の推進に努められたい。

以上

資料 2. 古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本方針(第 7 条—第 10 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的な施策(第 11 条—第 26 条)

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 大気環境の保全(第 27 条)

第 2 節 水環境の保全(第 28 条)

第 3 節 緑の保全及び緑化の推進(第 29 条—第 31 条)

第 5 章 雑則(第 32 条)

附則

私たちのまち古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、また、隣接する渡良瀬遊水地には、我が国初の公害といわれる足尾鉍毒事件の被災地となった旧谷中村の史跡が保存され、全国でも最大規模のヨシ原が作りだす美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されている。

先人たちは、これらの自然の恵みを受けながら、生活を営み、様々な産業や文化を育みながら住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境問題を地球規模へと拡大させ、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、良好な環境の恵みを受け一方、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

もとより、私たちのだれもが健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継いでいく責務も担っている。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、人と自然との共生や環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続可能な循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政などが連携し、協働し、良好な環境を保全しつつ快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念並びにそのための基本的な施策並びに自然環境及び市民生活を取り巻く生活環境の保全に関して必要な事項等を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続可能な循環型社会が構築されることを目的として、市、市民及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関し自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となった場合には、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、資源の再使用、再生利用及び効率的な熱回収等による循環的な利用(以下「資源の循環的な利用」という。)並びに環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、全ての施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ古河市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境への負荷が低減されるように行わなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、その推進に必要な組織、運用の方法等を整備するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的な施策

(資源の循環的な利用等の促進)

第11条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第12条 市は、温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(財政的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する取り組みについて必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境問題について、理解及び認識をより深めることができるよう環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報の充実を図るとともに、地域、学校、職場、家庭等の場を通じて、これらに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例等に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(紛争の処理)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する紛争等の迅速かつ適正な調停及び解決を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 21 条 市は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)及びその他の法律並びに茨城県環境影響評価条例(平成 11 年茨城県条例第 7 号)に定めるもののほか、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第 22 条 市は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるような措置を講ずるものとする。

(市民団体等の意見の反映)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民団体等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等との協力)

第 24 条 市は、市民団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるとともに、必要なときは、その目的を達成するため国及び他の地方公共団体に積極的に働きかけるものとする。

(報告書)

第 26 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造について講じた施策に関する報告書を作成し、速やかに公表するものとする。

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 大気環境の保全

(大気汚染の防止)

第 27 条 市長は、有害大気汚染物質等(大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するばい煙及び同条第 16 項に規定する有害大気汚染物質をいう。)の排出抑制のため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携を図りながら施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

第2節 水環境の保全

(水環境の保全)

第28条 市は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)の良質な水域の保全について、必要な施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

第3節 緑の保全及び緑化の推進

(緑化施策の推進)

第29条 市は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定による緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づき、その施策を積極的に推進しなければならない。

(市民による緑の保全等)

第30条 市民は、生け垣等の緑及び周辺地域の緑の保全並びに緑化の推進に努めるとともに、前条の規定による市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者による緑の保全等)

第31条 事業者は、事業活動により緑を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、事業用地の緑の保全及び緑化の推進に努め、第29条の規定による市が実施する施策に協力しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資料3. 自然環境測定状況

(1) 大気質

大気質測定結果 出典：「茨城県環境白書（2020年度）」

測定局	用途地域名称	二酸化いおう				二酸化窒素			オキシダント			
		年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較
古河保健所	住	—	—	—	—	—	—	—	0.033	87	453	×
古河市役所	未	0.000	0.001	無	○	0.010	0.022	○	0.031	77	373	×

測定局	用途地域名称	一酸化炭素				浮遊粒子状物質				微小粒子状物質		
		年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較
古河保健所	住	—	—	—	—	0.025	0.042	無	○	—	—	—
古河市役所	未	0.2	0.4	無	○	0.024	0.043	無	○	9.6	25.1	○



大気質測定位置図

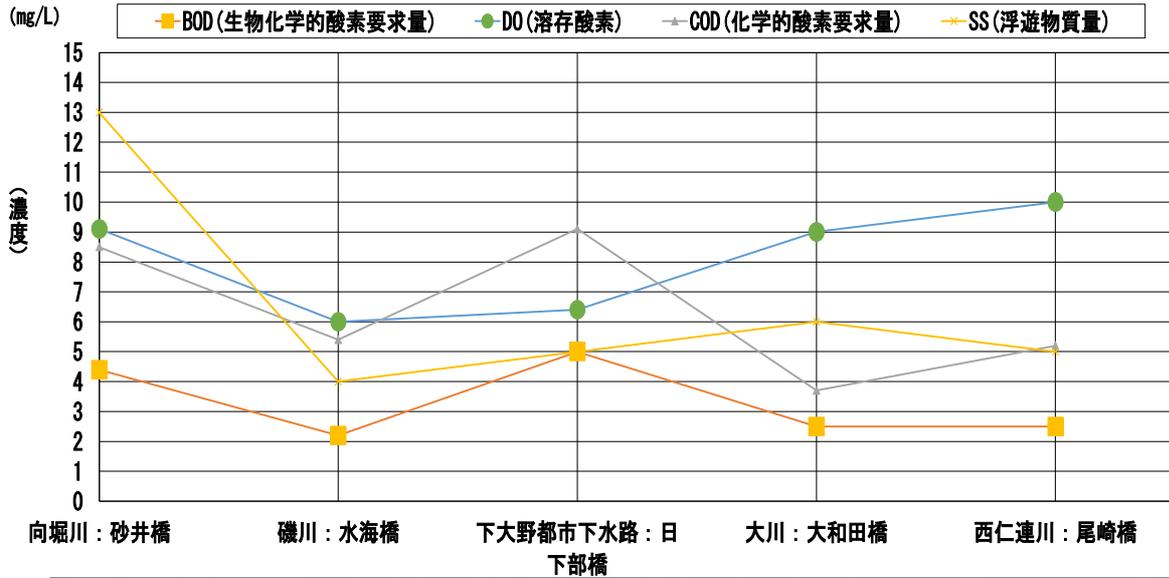
出典：市庁内資料

(2) 水質

水質測定結果 [2021年3月]

出典：市庁内資料

計量項目	採取場所	向堀川：砂井橋	磯川：水海橋	下大野都市下水路：日下部橋	大川：大和田橋	西仁連川：尾崎橋	基準値	単位
DO(溶存酸素)		9.1	6.0	6.4	9.0	10.0	2mg/L以上	mg/L
BOD(生物化学的酸素要求量)		4.4	2.2	5.0	2.5	2.5	8/mg/L以下	mg/L
COD(化学的酸素要求量)		8.5	5.4	9.1	3.7	5.2	—	mg/L
SS(浮遊物質質量)		13.0	4.0	5.0	6.0	5.0	50/mg/L以下	mg/L



水質測定位置図

出典：市庁内資料

(3) 騒音

①自動車道路

自動車道路騒音測定結果 [2021年2月]

出典：市庁内資料

単位：dB

No.	路線名	評価区間 番号	等価騒音レベル		環境基準*1				要請限度(参考)*2			
					環境基準		適合状況 ○：適合 ×：不適合		要請限度		適合状況 ○：適合 ×：不適合	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道354号	24010-1	69	68	70	65	○	×	75	70	○	○
2	佐野古河線	40350-1	67	62			○	○			○	○
3	結城野田線	40710-1	70	66			○	×			○	○
4	結城野田線	40740-1	68	63			○	○			○	○
5	つくば古河線	42510-1	69	66			○	×			○	○
6	つくば古河線	42520-1	73	70			×	×			○	○
7	新宿新田総和線	60650-1	70	65			○	○			○	○

*1：環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）」とした。

*2：要請限度は「幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）」とした。



自動車道路騒音測定位置図

出典：市庁内資料

②新幹線鉄道

新幹線鉄道騒音測定結果 [2021年3月]

出典：市庁内資料

単位：dB

No.	地点名	測定時間	評価値[上位10本平均値]				環境基準
			25m		50m		
			測定値	適合状況 ○：適合 ×：不適合	測定値	適合状況 ○：適合 ×：不適合	
①	古河市下辺見2586	9:01~10:40	74	×	67	○	70 (I 類型) *1
②	五霞町川妻1633	12:10~14:14	69	○	66	○	70 (I 類型) *1

*1：環境基準の類型は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（昭和53年3月13日茨城県告示第294号）」により類型Iを適用。



新幹線鉄道騒音測定位置図

出典：市庁内資料

資料 4. 温室効果ガス算出方法

温室効果ガス排出量の部門別の推計式を以下に示します。

温室効果ガス排出量の推計式（エネルギー起源 CO₂）

部 門	推 計 式
産業部門（製造業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の製造業炭素排出量 / 都道府県の製造品出荷額 × 市区町村の製造品出荷額 × 44 / 12
産業部門（建設業・鉱業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の建設業・鉱業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
産業部門（農林水産業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の農林水産業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
業務部門	CO ₂ 排出量 = 都道府県の業務部門炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
家庭部門	CO ₂ 排出量 = 都道府県の世帯当たり炭素排出量 / 都道府県の世帯数 × 市区町村の世帯数 × 44 / 12
運輸部門（自動車）	CO ₂ 排出量 = 全国の自動車種別炭素排出量 / 全国の自動車種別保有台数 × 市区町村の自動車種別保有台数 × 44 / 12
運輸部門（鉄道）	CO ₂ 排出量 = 全国の人口当たり炭素排出量 / 全国の人口 × 市区町村の人口 × 44 / 12
一般廃棄物	CO ₂ 排出量 = [焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.69] + [焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率 (0.028) × 2.29]

温室効果ガス排出量の推計式（エネルギー起源 CO₂ 以外）

ガス種と部門		推 計 式
CH ₄ (メタン)	焼却	CH ₄ 排出量 = 焼却施設の区分ごとの一般廃棄物の焼却量 (排出ベース) × 排出係数*
	自動車	CH ₄ 排出量 = 都道府県別燃料種別走行距離 × 市町村内の自動車保有台数 / 都道府県内の自動車保有台数 × 排出係数
	水田	CH ₄ 排出量 = 作付面積 × 水管割合 × 排出係数 × 地球温暖化係数
	家畜	CH ₄ 排出量 = 飼養頭数 × 単位畜養頭数当たりの体内からの排出量
N ₂ O (一酸化二窒素)	焼却	N ₂ O 排出量 = 焼却施設の区分ごとの一般廃棄物の焼却量 (排出ベース) × 排出係数
	自動車	N ₂ O 排出量 = 都道府県別燃料種別走行距離 × 市町村内の自動車保有台数 / 都道府県内の自動車保有台数 × 排出係数

資料5. ゼロカーボンシティ宣言共同表明書

ゼロカーボンシティ宣言

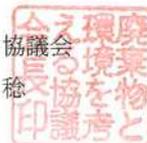
～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明市町村

会 長

茨城県北茨城市	市長	豊田	稔
---------	----	----	---

副会長

茨城県筑西市	市長	須藤	茂
千葉県浦安市	市長	内田	悦嗣
山梨県中央市	市長	田中	久雄

理 事

茨城県水戸市	市長	高橋	靖
群馬県大泉町	町長	村山	俊明
千葉県野田市	市長	鈴木	有
千葉県四街道市	市長	佐渡	斉
神奈川県小田原市	市長	守屋	輝彦 (2019年11月22日 表明済み)
山梨県上野原市	市長	江口	英雄

茨城県

土浦市	市長	安藤	真理子
古河市	市長	針谷	力
結城市	市長	小林	栄
常総市	市長	神達	岳志
高萩市	市長	大部	勝規
牛久市	市長	根本	洋治
鹿嶋市	市長	錦織	孝一
潮来市	市長	原	浩道
守谷市	市長	松丸	修久
常陸大宮市	市長	鈴木	定幸
那珂市	市長	先崎	光
坂東市	市長	木村	敏文
桜川市	市長	大塚	秀喜
つくばみらい市	市長	小田川	浩
小美玉市	市長	島田	穰一
茨城町	町長	小林	宣夫

資料6. 用語集

【あ行】

アクセス道路

空港や港と都心または内陸部の物資流通基地とを結ぶ高速道路。

アダプト・プログラム

市民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

イノベーション

モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

雨水貯留施設

地表や地下に雨水を貯留し、時間差をつけて下水道や河川に放流させ雨水流出のピーク量を減ずるもの。

エコアクション21

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめ公表できるように工夫されている。

エコツーリズム

地域にある自然の環境や文化・歴史を体験し、

学ぶことを目的とした旅行スタイルのこと。学びと観光を通じて、環境保全につなげる行為のこと。

エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG（GreenhouseGas）。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン等4ガス〔ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）〕の7つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

カーボン・フットプリント

Carbon Footprint of Products の略称で、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定するもの。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となっていく。

外来種

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のこと。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることにより、公害防止や環境の保全を図ること。環境アセスメントともいう。

環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進

めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

クールアースデー

毎年7月7日の七夕に日本各地で開催される「地球環境について考える日」。2008（平成20）年7月7日のG8サミット（通称：洞爺湖サミット）開催に先立ち、日本の環境問題に対するアクションを世界にアピールしようと、同年6月17日の第20回地球温暖化対策推進本部にて採択された。

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

グリーン投資

環境問題に配慮した経済活動への投資のこと。

光化学オキシダント

自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

【さ行】**再生可能エネルギー**

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。日本などで用いられる概念で「エネルギー回収」ともいう。

シェアスクーター

電自動で動くキックボードのシェアリングエコノミーサービスのこと。

シェアリングサービス

個人や企業が保有している資産を必要としている人に提供する形のサービスのこと。

資源回収報償金

ごみ減量と資源の有効利用を図るため、資源物の回収を行った市民団体に報償金（補助金）を交付する制度。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モ

ビリティガイドブック 2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

食品ロス

本来は食べられる状態であるにもかかわらず食品が廃棄されること、「食品のムダ（Food waste）」のことを言う。廃棄される食品そのもの、あるいは廃棄食品総量を意味することもある。

スマートホーム・コミュニティ

環境負荷の軽減や、エネルギーセキュリティが確保されるとともに、住みやすく、住民同士のコミュニティの醸成を目的として、再生可能エネルギーの地産地消や、高断熱・高気密住宅、コモンスペースを活用した電線類の地中化、住民同士のコミュニティ形成といった要件を兼ね備えた街区。

生物化学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通 20℃において5日間に消費する量を ppm 又は mg/l で示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられる。

生物多様性

様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝

子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロカーボンアクション 30

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたもの。

ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

第6次エネルギー基本計画

脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなどの2018（平成30）年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、2021（令和3）年10月22日に閣議決定されたもの。

- 2020（令和2）年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2021（令和3）年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと
 - 気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと
- 以上の2つを重要なテーマとしている。

太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

ドギーバッグ

レストランやパーティーで食べ残した料理を持ち帰るための容器や袋。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法（2004（平成16）年制定）」によって規定された生物。2021（令和3）年現在、アライグマ、タイワンリスなど156種類が指定されている。

【は行】

バイオマス

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等がこれに当たる。

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案や素案について、広く市民に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連

の手続のこと。

バリューチェーン

事業活動を機能ごとに分類し、どの部分（機能）で付加価値が生み出されているか、競合と比較してどの部分に強み・弱みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探ること。

パーク&ライド

目的地までの交通手段として、出発地からは自動車を運転して、都市周辺部の駅に駐車をし、そこから都心部まで電車等の公共交通機関を利用する交通手段のこと。

ビオトープ

生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

ポケットパーク

洋服のチョッキ（ベスト）についているポケットのように小さい規模の公園。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

マルチモビリティシェアリング

環境負荷の軽減や、市民や来街者の自由な移動を目的として、天候や人数といったその時々状況に応じて、最適なモビリティをひとつのポートで提供する複合型（電動アシスト自転車、スクーター、超小型モビリティ等）のシェアリング事業。

みどりのカーテン

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温

度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

ミレニアム開発目標

ミレニアム開発目標（Development Goals、略称:MDGs（エムディー・ジーズ））は、8つのゴール、21のターゲット項目からなる2015（平成27）年までの国際的な開発目標。2000（平成12）年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と、1990（平成2）年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられ、2015（平成27）年までに達成すべきとされていた世界的目標である。この目標は2030（令和12）年に向けた国連の新たな開発目標である持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）に継承された。

モビリティ

英語の「mobility」のことで、「動きやすさ」、「可動性」、「移動性」、「流動性」などを意味し、職業の移動や階層の移動、または乗り物など人の移動に関する用語として使用されている。

【や行】

屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効である。

遊休農地

現状、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。又は、前述で掲げる農地を除き、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

ユニバーサルデザイン

1980（昭和55）年代にアメリカのロナルド・メイス博士が中心となって提唱した、「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする」という考え方。

【ら行】**ラムサール条約**

正式題名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。湿地の保存に関する国際条約であり、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971（昭和46）年2月2日に制定され、1975（昭和50）年12月21日発効された。

ラムサール条約湿地

ラムサール条約の締約国が、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載した湿地。

りさ育てる

子どもの成長に伴い不要となった子育て用品を、必要としている人に無償で譲り、子育て世代の経済的負担の軽減を図る目的で開催されている。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などのステークホルダーである関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ることをいう。

レジリエンス

自然災害等の突発的なショックや社会問題等の慢性的なストレスによる影響を最小限にとどめ、適応し、発展する能力があること。

レッドデータブック

レッドリストに記載された種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物のこと。

【わ行】**ワンポート**

広域通信網（WAN）と構内通信網（LAN）を接続する機能を持った通信機器にある通信ケーブルの差込口（ポート）のうち、広域網側の回線を接続するためのもの。

【英数字】**3R（スリーアール）**

Reduce（リデュース：ごみを出さない）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再利用する）の頭文字をとった略称。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

BPR

ビジネスプロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineeringの略）とは、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

DX

DX（デジタルトランスフォーメーション。英語表記は「Digital Transformation」だが、「Trans」を「X」と略することが一般的な英語圏の表記に準じているため、「DX」と表す。）は、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

EV

Electric Vehicle（電気自動車）の略。

EnMS

エネルギーマネジメントシステム（英称：Energy Management System）は、ISO/DIS 50001 として国際規格化されたエネルギー管理体系であり、エネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みのことである。略称は ISO 14000 シリーズで定められた環境マネジメントシステム(EMS; Environmental Management System)との混同を避けるため EnMS と表記する。

FCV

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略。

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的には IT よりも一般的なもの。

IoT

Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。様々なものがインターネットにつながり相互に情報交換することで、遠隔操作やデータ収集・分析などを行うことができる。

J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。実際の排出削減・吸収活動の成果をクレジットとして売買できるようにすることで、クレジット購入者もクレジット創出者の排出削減・吸収活動を資金面で支援することができ、社会全体で排出削減・吸収活動が推進される。

MY 行動宣言

「愛知目標」を達成し、生物多様性を守るために、一人ひとりが生物多様性との関わりを毎日の暮らしの中で感じ、身近なところから行動するための取り組み。

RPA

ロボティックプロセスオートメーション（Robotic Process Automation）、通称 RPA は、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

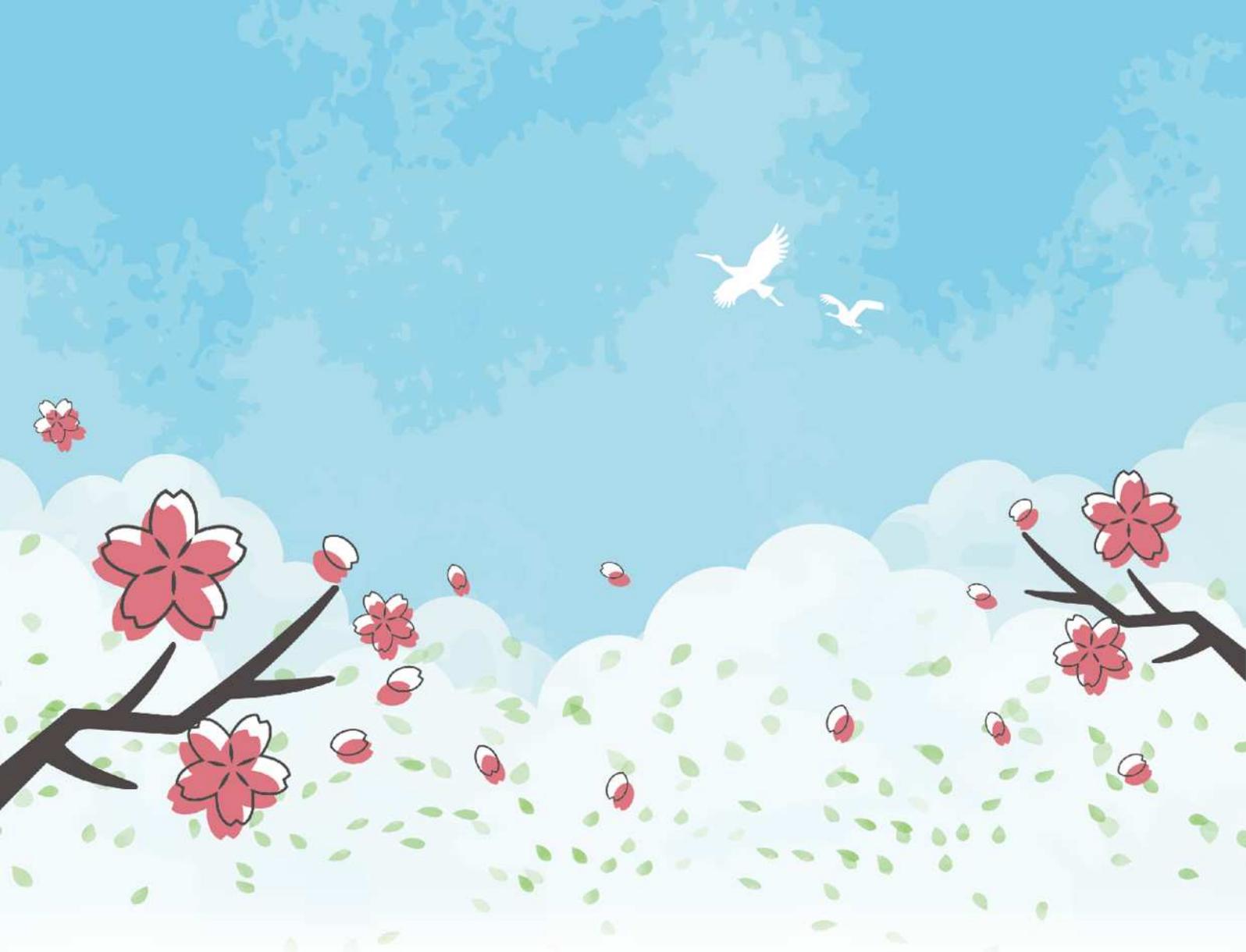
PDCA サイクル

計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のこと。

発行：令和4年7月

編集：古河市 市民部 環境課 環境政策係 〒306-0198 茨城県古河市仁連 2065 番地

TEL 0280-76-1511 FAX 0280-76-1663 E-mail kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp



K O G A C I T Y